

(仮訳)

序 言

以下の報告書は、米国証券取引委員会のスタッフが作成したものであり、グローバル会計基準に関するワークプランで研究対象として識別された6つの主要項目に関するスタッフの所見と分析を要約している。当委員会は、2010年2月にワークプランの策定及び実行をスタッフに指示した。その時点で、当委員会は意見書を公表し、その中で、ワークプランを通じて得た情報が、他の検討事項とともに、国際財務報告基準を米国の発行企業についての財務報告制度に組み込むことの含意を当委員会が評価するのに役立つであろうと述べた。

当委員会は、次のことを明確にすることが重要と考えている。それは、この時点でのスタッフ報告書の公表は、国際財務報告基準を米国の発行企業についての財務報告制度に組み込むべきかどうかや、仮にそうした組み込みを行うとした場合に、どのように実施すべきかについて、当委員会が何らかの方針決定を行ったことを示唆するものではなく、そのように解釈すべきでもないということである。

本スタッフ報告書は建設的で重要な貢献ではあるが、ワークプランは、IFRSへの移行が米国の証券市場全般や特に米国の投資者の最善の利益となるのかどうかという根本的な問題への回答を示さなかった。この入口の方針についての問題の追加的な分析と検討が、当委員会が米国の発行企業についての財務報告制度へのIFRSの組み込みに関する当委員会の意思決定を行う前に必要となる。

本スタッフ報告書は、当委員会の承認手続を経たおらず、必ずしも当委員会又はいずれかの委員の見解を反映したものではない。

**米国の発行企業の財務報告制度への国際財務報告基準の組み
に関する検討のためのワークプラン**

最終スタッフ報告書

2012年7月13日

米国証券取引委員会
主任会計官室

本ペーパーは米国証券取引委員会のスタッフによるものである。当委員会は、本レポートに含まれる分析、発見事項や結論についていかなる見解も表明していない。

目次

I. 要旨(Executive Summary)	1
A. 方法論	2
B. スタッフの作業の重点	2
C. 発見事項の要約	4
1. IFRSの開発	4
2. 解釈プロセス	4
3. IASBによる各国基準設定主体の利用	5
4. 国際的な適用と執行	5
5. IASBのガバナンス	5
6. 資金調達の状態	6
7. 投資者の理解	6
II. 米国の国内報告制度のためのIFRSの十分な開発及び適用	7
A. 所見の要約	7
B. IFRSの網羅性	8
1. 両審議会のMoU及びその他の共同プロジェクト	10
2. 目的が同様である、または、ほぼコンバージェンスされている、あるいはその両方である基準	13
3. 根本的な差異	14
4. 業種別ガイダンス	17
C. 各法域内及び法域間での比較可能性	22
1. 実務におけるIFRSについてのスタッフの分析	22
2. 正式な解釈プロセス	25
D. 監査可能性及び執行可能性	26
1. 原則かルールか	27
2. 監査事務所の構造が比較可能性に与える影響	28
3. 執行と準拠	29
4. 国際的な規制機関及び他の規制機関	32
III. 投資者の便益のための独立した基準設定	34
A. 所見の要約	34
B. IASBのガバナンス構造の概要	36
C. IFRS財団の評議員会及びモニタリング・ボードのレビューの背景	37
1. 評議員会の戦略レビュー	37

2.	モニタリング・ボードのガバナンス・レビュー.....	38
D.	IFRS 財団の監督.....	39
1.	ガバナンス構造の現状.....	39
2.	モニタリング・ボードの人員構成.....	40
3.	モニタリング・ボードのオブザーバー.....	40
4.	モニタリング・ボードのメンバー資格における IFRS 適用及び資金調達 の役割.....	41
5.	評議員の選任におけるモニタリング・ボードの役割.....	42
6.	IASB の基準設定プロセスにおけるモニタリング・ボードの役割.....	44
E.	IFRS 財団及び IASB の人員構成.....	45
1.	IFRS 財団評議員会の人員構成及び職務.....	46
2.	IFRS 財団評議員の選任プロセス.....	47
3.	評議員会の基準設定プロセスへの関与.....	48
4.	IASB の人員構成.....	50
F.	IFRS 財団の資金調達.....	52
1.	資金調達アプローチの 4 つの特徴.....	53
2.	FASB の資金調達.....	54
3.	資金調達におけるモニタリング・ボードの役割.....	55
4.	他の法域における IFRS 財団への資金拠出に対するアプローチ.....	56
5.	大手会計事務所による資金拠出.....	57
6.	米国からの資金提供.....	58
G.	IASB の基準設定プロセス.....	58
1.	スタッフのレビューの焦点.....	58
2.	IASB の基準設定プロセス.....	59
3.	投資者の優越—IASB の投資者との相互関係.....	61
4.	適時性.....	63
5.	客観性.....	66
6.	IASB の基準設定プロセスについての所見.....	69
IV.	IFRS に関する投資者の理解及び教育.....	72
A.	所見の要約.....	73
B.	現状での IFRS についての認知度と知識.....	75
C.	会計基準及び会計基準変更に関する投資者教育.....	76
D.	IFRS 組込みに対する投資者の準備状況.....	77

1.	現在の準備状況.....	77
2.	投資者がIFRSに成功裏に移行するのに必要な時間及び活動.....	78
3.	移行についての投資者の選好.....	79
E.	その他の投資者の意見.....	80
1.	国際的な会計基準.....	80
2.	FASBの継続的役割.....	81
V.	規制環境.....	83
A.	所見の要約.....	84
B.	SECがその使命を果たす方法.....	84
1.	FASBの継続的な役割.....	85
2.	委員会の規則及びガイダンスへの変更の分析.....	90
3.	委員会が会計基準を公表、解釈、又は執行する能力への変更に関する分析.....	90
C.	産業規制機関.....	91
1.	規制機関は現在、米国会計基準を使用する傾向にある.....	91
2.	委員会のIFRSの組込みは規制機関に影響を与えることになる.....	92
3.	IFRSに対する規制機関の印象.....	94
D.	連邦税及び州税への影響.....	95
E.	法定の配当制限及び株式買戻し制限.....	96
F.	監査上の規制及び監査基準の設定.....	98
G.	ブローカー・ディーラー及び投資会社の報告.....	99
H.	公開企業と非公開企業.....	101
VI.	発行企業に与える影響.....	105
A.	所見の要約.....	106
B.	会計システム、統制、及び手続.....	106
1.	会計システム、統制、及び手続.....	108
2.	安定的なプラットフォーム.....	110
C.	契約上の取決め.....	111
1.	種類及び一般性.....	112
2.	発行企業に与える影響.....	112
D.	コーポレート・ガバナンス及び他の規制への準拠.....	115
1.	コーポレート・ガバナンス.....	116
2.	他の影響.....	118
E.	訴訟偶発債務の会計処理.....	119

F. 小規模発行企業と大規模発行企業.....	121
VII. 人的資本の準備状況.....	124
A. 所見の要約.....	124
B. 教育及びトレーニング.....	125
C. 監査人のキャパシティ.....	126
付録 A, 別紙 A-I.....	131

I. 要旨(Executive Summary)

「コンバージェンスとグローバルな会計基準の支持に関する委員会の声明」¹の中で、米国証券取引委員会（以下、「SEC」又は「当委員会」）は、SECの主任会計官室のスタッフに指示を出した。当委員会の他部門及び他局（総称して「スタッフ」と呼ぶ）と適切な協議をして、作業計画（「ワークプラン」）²を策定し、実行するというものである。スタッフは、2010年2月にワークプランを公表した³。ワークプランの目的は、当委員会の意思決定に関連性のある特定の領域及び要因を検討することであり、その意思決定とは、米国の発行企業にとっての現行の財務報告制度を、国際財務報告基準（IFRS）⁴を組み込んだ制度に移行すべきかどうか、また、その移行をいつ、どのように行うべきかに関するものである。

2010年2月以来、スタッフはワークプランの実行に多大な資源を割いてきた。このプロセス全体を通じて、国内の発行企業に対するIFRSを組み込んだ財務報告制度への移行の潜在的な影響並びにそれに関連したコスト及び便益についてのスタッフの理解は大いに高まった。しかし、この理解は実際には何年も前から開始しており、多くの形式で継続されてきた⁵。この最終スタッフ報告書は、スタッフがワークプランの対象領域において、米国の発行企業についての財務報告制度にIFRSを組み込むとした場合の潜在的影響に関して知ったことの要約を示すものである。最終スタッフ報告書は、当委員会が考慮する可能性のある他の事項とともに、IFRSを組み込むべきかどうかに関する当委員会の意思決定に情報を与え、ワークプランに従ったスタッフの発見事項及び所見に関する透明性を一般向けに提供するものとなる。IFRSを組み込むかどうかに関する当委員会の意思決定の結果とは関係なく、スタッフの予想では、SEC及び他の米国の関係者は、IFRSの開発若しくは適用、又はその両方に引き続き関与することとなる。この関与はさまざまな形態を取る可能性があり、財務諸表をIFRSで作成している外国民間発行企業の提出書類に対するスタッフのレビュー、証券監督者国際機構（IOSCO）への参加、会計上の事項に関する他の証券規制当局

¹ SEC Release No.33-9109 (Feb. 24, 2010), Commission Statement in Support of Convergence and Global Accounting Standards [75 FR 9494 (Mar. 2, 2010)]（「2010年声明」）参照。

² SEC Office of the Chief Accountant, Work Plan for the Consideration of Incorporating International Financial Reporting Standards into the Financial Reporting System for U.S. Issuers（「ワークプラン」）参照。

³ ワークプランは2010年声明に添付されていた。付録Aの2010年声明参照。

⁴ この最終スタッフ報告書で使用されているように、「IFRS」という用語は、別段の記載がある場合を除き、「IASBが発行したIFRS」を指している。さらに、「IFRS」という用語は、IFRS財団の定款に従って英語で公表されているIFRSの権威あるテキストを指している。「2010年1月1日に公表された国際財務報告基準（IFRSs）の国際財務報告基準に関する趣意書」参照。「IFRSs」は複数の国際財務報告基準を指している。本文書全体を通じて、スタッフは「IFRSの組込み」及び類似の文言を使用している。別段の記載がある場合を除き、これらの文言は、米国の発行企業の財務報告制度へのIFRSの組込みを指している。

⁵ 例えば、SEC Release No.33-7801 (Feb. 16, 2000), SEC Concept Release: International Accounting Standards [65 FR 8896 (Feb. 23, 2000)] 参照。

との対話、国際会計基準審議会（IASB）の基準についてのレビュー及びコメントなどが考えられる。

A. 方法論

ワークプランの実行にあたり、スタッフはさまざまな方法で情報を収集した。その例として、調査の実施、市場参加者からのコメントの募集、学術研究の検討、他の法域（自国の財務報告制度にIFRSを組み込んだか又は組み込むことを公約した法域）と外国民間発行企業（現在IFRSで報告をしている企業）の両方の経験の調査などがあるが、これらには限らない。関係者に対するスタッフのアウトリーチにおいて、スタッフは、多様な性格を有する関係者からの意見を求めるために作業した⁶。例えば、スタッフのコメント要請に対して、多数の大規模発行企業からインプットが寄せられたが、投資者及び小規模発行企業からのフィードバックは比較的少なかった。この領域でのスタッフのアウトリーチを補完するため、スタッフは、投資者及び小規模発行企業の関心事項に焦点を当てた円卓会議を開催した⁷。スタッフは、ワークプランの実行におけるスタッフの進捗状況についての最新情報を一般向けに伝える文書も定期的に公表した⁸。

B. スタッフの作業の重点

ワークプランの実行にあたり、スタッフは、IFRSを組み込むべきかどうか、及び組み込むとした場合にどのように組み込むかについて広範囲の代替案を検討した。その範囲は、何も行動をしないことから、IFRSの組込み、IASBの基準を米国発行企業の財務諸表の目

⁶ スタッフは、2010年8月に2件のコメント募集を公表した。一方は発行企業に向けてのものであった。Release No.33-9134 (Aug. 12, 2010), Notice of Solicitation of Public Comment on Consideration of Incorporating IFRS into the Financial Reporting System for U.S. Issuers [75 FR 51148 (Aug. 12, 2010)]（「発行企業コメント募集」）。他方は投資者に向けてのものであった。Release No.33-9133 (Aug. 12, 2010), Notice of Solicitation of Public Comment on Consideration of Incorporating IFRS into the Financial Reporting System for U.S. Issuers [75 FR 51150 (Aug. 18, 2010)]（「投資者コメント募集」）。スタッフは、IFRSの組込みに関して考え得る1つの仕組みに関するスタッフペーパーもコメント募集のため公表した。SEC Office of the Chief Accountant, Work Plan for the Consideration of Incorporating International Financial Reporting Standards into the Financial Reporting System for U.S. Issuers: Exploring a Possible Method of Incorporation: A Securities and Exchange Commission Staff Paper (May 26, 2011)（「2011年5月のスタッフペーパー」）参照。

⁷ 国際財務報告基準に関する円卓会議（2011年7月7日）（「SECのIFRS円卓会議」）参照。SECのIFRS円卓会議は、異なるトピックに関する3つのパネルで構成されていた。(1) IFRSについての投資者の理解及び知識、(2) 小規模公開企業、(3) 規制環境、である。Agenda for Roundtable on International Financial Reporting Standards, July 7, 2011 参照 (<http://www.sec.gov/spotlight/ifrsroadmap/ifrsroundtable070711-agenda.htm> で入手できる)。7月円卓会議の筆記録（「SECのIFRS円卓会議筆記録」）も参照のこと (<http://www.sec.gov/spotlight/ifrsroadmap/ifrsroundtable070711-transcript.pdf> で入手できる)。

⁸ この最終スタッフ報告書の付録として、スタッフが以前にワークプランに関連して公表した文書の写しを添付している。SEC Office of the Chief Accountant, Work Plan for the Consideration of Incorporating International Financial Reporting Standards into the Financial Reporting System for U.S. Issuers: Progress Report (Oct. 29 2010)（「2010年進捗状況報告」）参照。スタッフは2つのスタッフペーパーも公表した。1つは米国会計基準をIFRSと比較したものであり、他方はIFRSの実務上の適用を分析したものであった。それぞれ本文の注21と注69参照。

の上「一般に公正妥当と認められた」ものとして指定することの検討までにわたるものであった。しかし、スタッフの調査の初期において明らかとなったことは、IASBの基準を権威あるものとして指定するという方向は、特に、米国資本市場の参加者の大多数から支持されておらず、世界中の他の主要な資本市場で使用されている組込みの方法と整合的でないように見える方向の1つであるということであった。したがって、スタッフは、エンドースの仕組みや、財務会計基準審議会（FASB）とIASBが公表する会計基準の継続的なコンバージェンスなどの、他の考え得る組込みの方法に重点を置いた。取組みの重点を拡大して、IASBの基準を権威あるものとして指定するという考え方以外の方法を検討するというスタッフの意思決定の根拠は、次の3つの要因を主に考慮したものであった。

- **基準設定に対する影響。**2010年進捗状況報告で述べていたように、IASBが公表する基準の使用の準備を、当該基準の適合性を確保する対応策なしに行っている法域は非常に少ない。むしろ、大半の法域は一般的に、IFRSを国内の報告制度に組み込むための何らかの仕組みに依拠している。この仕組みにはさまざまな範囲にわたっており、必ずしもIFRSを国内の枠組みに完全に組み込むことをせずに国内基準をIFRSにコンバージェンスするものもあれば、さまざまな形態のエンドースメント・アプローチ（新たに公表されたIFRSが所定の要件を満たした場合に、IFRSを基準書単位で国内の枠組みに組み込むもの）もある。ある法域が特定のアプローチを採用した理由はいくつも存在し得る。その理由は、技術的な性質のもの（例えば、既存の規制環境に準拠するため）である可能性もあるし、他の状況では、当該法域での会計基準設定に対して一定のレベルのコントロールを維持したいという法域の願望から生じている可能性もある。さらに、エンドースメントのプロセスは、法域が基準設定プロセスにより多くの影響を及ぼすことができる可能性がある。会計基準案が拒絶される可能性があるという脅威が、IASBの意思決定（会計基準の適用範囲、特定の取引の会計処理、会計基準設定プロジェクトの完了時期に関して）に影響を与える可能性があるからである。
- **転換の負担。**ワークプランを実行するにあたり、スタッフは発行企業から、IFRSに直接移行する場合の影響に関するフィードバックを受け取った。発行企業の過半数が、IFRSに直接移行することは、会社にとっての多大な経費と投資者の混乱を生じる可能性があるとの懸念を示した。発行企業の多くは、全面的なIFRSアドプションのコストは、おそらく会計の観点からこれまで要求されたコストの中で優に最大級のものとなると述べ、対応する直接の便益がこうした全面的移行を正当化するのかどうか疑問を呈した。発行企業は、IFRSへの直接移行の労力の水準についてもしばしば言及した。これには、既存の会計方針及び手続の再検討と更新、情報システムの更新又は新規構築への投資、内部統制の再設計、既存の会計スタッフの教育、自社の会計方針の変更についての投資者への伝達などがあった。スタッフは、IFRSの組込みは何らかのコストと労力を費やさずには行えないことを認識している。しかし、スタッフは、直接的な組込み以外の組込み

方法により、組込みのための期間を延長する一方で、必要となるコストの合計を減らし得ると認識している。

- 米国会計基準への参照。産業規制当局や法律専門家等へのスタッフのアウトリーチにより、米国会計基準が法令及び規制全体や多数の私的契約に組み込まれていることが確認された。参照先を米国会計基準から IASB が公表する IFRS に変更するために要する労力は、ほぼ不可能というわけではないにしても、少なくとも近い将来の時間的範囲においては、多大なものとなるであろう。

こうした理由により、米国の財務報告界では、IASB の基準を米国の発行企業が国内の報告目的に使用する上で権威あるものとして指定することへの支持は比較的少ないように見える。しかし、スタッフは、他の IFRS の組込み方法の検討については相当の支持があることを発見した。高品質で国際的に認められる会計基準の単一のセットという目的への米国のコミットメントを証明しつつ、上述の懸念のいくつかに対処するような方法の検討である。したがって、スタッフは取組みの重点を、他の考え得る IFRS の組込み方法に置いた。

C. 発見事項の要約

この最終スタッフ報告書の残りでは、スタッフの作業の成果とスタッフの所見に焦点を当てている。スタッフの分析で明らかとなったより重要なテーマのいくつかを以下に要約する。

1. IFRS の開発

IASB は、その発足以来、会計基準の包括的なセットの開発に多大な前進を遂げてきた。その中には、FASB と協力してコンバージェンス・プロジェクトに関する基準（収益認識、リース会計など）を改善するという、IASB による最近の取組みがある。IASB が公表する基準は、国際的な財務報告の世界から一般に高品質のものと認識されている。しかし、未開発の分野が引き続き存在している（例えば、採掘産業、保険、料金規制産業の会計）。これと比較して、米国会計基準にも、ガイダンスの継続的开发が必要な分野がある（例えば、プッシュダウン会計や政府補助金）が、米国の関係者の間での認識としては、IFRS の「空白部分」の方が大きい。

2. 解釈プロセス

基準設定主体の重要な役割の一つは、基準の適切な維持管理である。IFRS 解釈指針委員会（IFRS IC）は IASB の解釈機関である⁹。IFRS IC の使命は、現行の IFRS の文脈で生じた広がりのある会計上の論点を適時にレビューし、当該論点に関する権威あるガイダンス

⁹ IFRS IC は、IFRSs の適用の解釈及び IFRSs が具体的に扱っていない財務報告上の論点に関するガイダンスの適時の提供に責任を負っている。IFRS IC が作成する解釈指針の草案及び最終版は、公表前に IASB の批准を受ける。

を提供することである。しかし、国内外双方でのスタッフのアウトリーチが示すところでは、IFRS ICは、論点に適時に対処するためにもっと多くのことをすべきである。IFRS財団 (IASBの統治機関) は最近、この懸念への対処に役立つ可能性のある変更を実施したが、その変更は最近実施されたばかりで、有効となるかどうかは現時点では不明である。

3. IASB による各国基準設定主体の利用

複数の法域で導入し得る会計基準を開発するためには、IASB は多数の別個の国内の報告及び規制制度の複雑な事情を理解する必要がある。この課題は、大半の状況で困難となり得る。IASB は個別のプロジェクトに関して各国基準設定主体と対話するための一連の手続を有している。さらに、相当数の各国基準設定主体が、IASB のメンバーと定期的に会合して、会計上の論点や現在の IASB のプロジェクトについて議論している。しかし、IASB は各国基準設定主体にさらに依拠することを検討すべきである。各国基準設定主体は、自らが専門的知識を有する個別プロジェクトへの協力、個別プロジェクトについての各国基準設定主体の本国の投資者へのアウトリーチの実施、実務の不統一を狭めるか又は解釈上の指針を公表する必要のある領域の識別、適用後レビューへの協力をなし得る。

4. 国際的な適用と執行

高品質の国際的に認められる会計基準の単一のセットについて認識されている便益の一つは、投資者がどのような会社の財務諸表のセットも読めて、財務業績を理解し、他の会社の業績と比較することができるという点である。しかし、会計基準の単一セットの主要な便益の多くを引き出すためには、そうした基準が首尾一貫して適用され執行されることが決定的に重要である。スタッフは、適用の首尾一貫性を評価するため、IFRSに準拠して作成された財務諸表のレビューを実施した¹⁰。スタッフのレビューの結果は、スタッフの予想と整合的であり、次のことが確認された。レビューした財務諸表は全般的にはIFRSに準拠しているように見えるが、不統一を狭めるためにIFRSの国際的な適用を改善する余地があるということである。IFRSの適用に関する展望を有しているますます多くの国々においてIFRSが組み込まれつつあることから、もしIFRSを米国の発行企業についての財務報告制度に組み込むとした場合には、スタッフが他の法域の規制当局ともっと協力して作業することに重点が置かれることとなろう。協力の水準を高めることは、各規制当局が適用及び執行に関して見解を共有し、それにより国際的な首尾一貫性を促進できるようにするために重要である。スタッフは、SECも含めて、財務報告のコミュニティが、IFRSの首尾一貫した適用及び執行に関する建設的な影響力を有する存在となり得ると考えている。

5. IASB のガバナンス

スタッフの評価によると、IFRS 財団のガバナンス構造の全体的な設計は、IASB の監督を行うことと同時に IASB の独立性を認識して支持することとの合理的なバランスをとつ

¹⁰ スタッフは、レビューの結果を文書化したペーパーを公表した。本文の注 69 参照。

たものとなっているように見える。国際的機関にとって典型的であるが、どれか単一の資本市場に焦点を当てた基準の設定を考慮するという使命は IASB にはない。米国の投資者及び米国の資本市場のニーズの考慮に関しては、スタッフの考えでは、米国の資本市場を特に考慮し保護するための仕組みを整備する必要がある。例えば、IFRSs をエンドースするための活動的な FASB を維持することなどである。

6. 資金調達状況

IFRS財団は、資金調達の仕組みの開発を進展させてきた。基盤が広く、強制力があり、開放型で、各国固有の仕組みである。しかし、IFRS財団は民間の非営利組織であり、究極的には資金提供を要求したり強制したりする能力はない。さらに、IFRS財団はIFRSが世界中の100以上の国々で何らかの形で使用されていると述べているが、現在、IFRS財団に資金を提供しているのは、30に満たない国々の企業、非営利組織及び政府である。現在のところ、IFRS財団の評議員会は、IASBの予算のうち米国に割り当てられた部分の資金提供を得ることに成功していない¹¹。理屈上、この不足は、米国の資源をIASBに提供するサービス（米国会計基準とIFRSのコンバージェンス・プロジェクトにおけるFASBスタッフの労力など）で相殺すべきである。財務会計財団（FAF）は、米国の資源からの資金提供の問題に関する議論への参加を約束している¹²。上記の所見にかかわらず、資金調達のアプローチに関するスタッフの最大の懸念は、IASBへの資金提供を大手の会計事務所に引き続き依存していることである。

7. 投資者の理解

スタッフは、投資者から、投資者が基準設定プロセスにどのように参加するのかに関して有用なインプットを受け取った。このアウトリーチの過程で、スタッフは、会計上の論点及び会計基準の変更に関する投資者教育は、統一的ではないことに気付いた。スタッフは、投資者は一般に、会計基準の最近の変更についての理解を、発行企業、大手の会計事務所、及び出版物に依存する傾向があることを理解した。IFRSを組み込むかどうかについての当委員会の最終的な意思決定がどうであれ、スタッフは、会計基準の開発と使用に関する投資者の関与と教育をどのように改善し得るのかを検討する。

¹¹ IASB のガバナンス構造の議論については第III節参照。そこには、IFRS 財団及び評議員会の役割（全般及び資金調達の責任に関して）の議論が含まれている。

¹² 2011年5月のスタッフペーパーへのFAFのコメントレター参照。FAFはFASBの親機関である。（本文書全体を通じて引用している2011年5月のスタッフペーパーへのコメント提出者は、付録Aでリストしている、別紙E（「2010年5月のスタッフペーパーへのコメントの要約」）の中で明示されている）。

II. 米国の国内報告制度のためのIFRSの十分な開発及び適用

2010年声明では、米国の国内報告制度のためのIFRSの十分な開発及び適用が、IFRSを組み込むかどうかを決定する際の重要な考慮事項であることを強調した¹³。ワークプランに記載のとおり、スタッフの考えでは、IFRSが米国の発行企業にとっての高品質な国際的に認められる会計基準の単一のセットとなるのに十分なほど開発され適用されているのかどうかの評価には、次の領域の検討が必要となる。

- IFRSの網羅性
- 各法域内及び法域間でのIFRS財務諸表の比較可能性
- IFRSの監査可能性及び執行可能性¹⁴

これら3つの領域を評価する作業に基づき、スタッフは下記の所見を作成した。

A. 所見の要約

IASBは、IFRSの網羅性の改善において、多大な前進を遂げてきた。IASBは、独立した基準設定及びFASB（IASBと合わせて「両審議会」と呼ぶ）との共同作業でのコンバージェンスの取組みを通じて、IFRSの改善を行ってきた。当委員会が2010年声明を公表した時点では、両審議会が両者の覚書（MoU）にある共同プロジェクトのすべてを完了する見込みであった¹⁵。現在までに、両審議会は、多くの共同プロジェクトを全部又は部分的に完了し、残りのプロジェクトのいくつかの完了に向けて作業を続けている。ただし、両審議会が改善の必要があると認識しているいくつかのプロジェクトがあるが、両審議会は現在それらのプロジェクトの完了に向けて資源を投入していない（例えば、資本の特徴を有する金融商品）。さらに、IFRSは特定の業種又は公共の取引の形態（例えば、公益事業）について網羅的ではない。ガイダンスの欠如は、現行の米国会計基準の基準による財務報告が目的適合性の高い情報を利用者へ提供している特定の米国の業種の発行企業にとって、問題を生じる可能性がある。

世界中でIFRSの組込みが増加することは、特に、各国内の会計基準に基づく財務報告を比較するという選択肢と比較すると、全般的な比較可能性を促進するよう見える。スタッフは、ワークプランを実行する際にレビューした財務諸表が全般的にはIFRSの要求事項に準拠しているように見えることを発見したが、スタッフは、作成者のIFRS適用の質を改

¹³ 2010年声明参照。

¹⁴ ワークプラン参照。

¹⁵ 両審議会の [A Roadmap for Convergence between IFRSs and U.S. GAAP—2006-2008: Memorandum of Understanding between the FASB and IASB](http://www.ifrs.org/NR/rdonlyres/874B63FB-56DB-4B78-B7AF-49BBA18C98D9/0/MoU.pdf) (Feb. 27, 2006) 参照（以下で入手可能：<http://www.ifrs.org/NR/rdonlyres/874B63FB-56DB-4B78-B7AF-49BBA18C98D9/0/MoU.pdf>）

善する余地があることに気付いた。特に、スタッフは IFRS 適用の評価における 2 つのテーマに注目した。(1) IFRS 財務諸表の透明性と明瞭性に向上の余地があること、(2) 適用の多様性が引き続き比較可能性にとっての課題であること、である。さらに、国際的な比較可能性は増大しているように見えるが、国内の解釈ガイダンスがない場合に、比較可能性が法域内で増大するのか減少するのかは、いっそう明らかではない。しかし、これらのテーマは、IFRS が十分に網羅的な会計基準の集合体でないことを示すものとは必ずしも考えられない。

IFRS の適用の質を改善するために、IFRS IC が適用ガイダンスを公表するアプローチを改善する余地がある。具体的には、IFRS IC の活動の増大により、さらに首尾一貫した適用を促進し、それにより比較可能性を増大させることができる可能性がある。さらに、IASB の解釈プロセスがない場合に、又はそれを補完する手段として、米国の資本市場での発行企業の間での比較可能性をさらに高めるため、米国内での（解釈のための又はその他の）ガイダンスを存続する必要があるかもしれない。スタッフは、IFRS IC での進展を引き続き注視する予定である。

加えて、規制機関が、IFRS 適用の首尾一貫性を高め、また、IFRS の法域ごとの差異を縮小するために、作業している。IOSCO 及び他の地域団体（例えば、欧州証券市場監督機構（ESMA）¹⁶）は、国際協調の拡大を通じて適用の首尾一貫性に寄与している¹⁷。スタッフは、IASB、他の世界中の証券規制機関及び会計専門家と協力して、国際的なベースでの IFRS の適用及び執行の首尾一貫性を高めるために作業することを約束している。

B. IFRS の網羅性

2008 年に提案した、米国の財務報告制度への IFRS の組込みの可能性についての「ロードマップ」において、当委員会は、「IFRS は、特定の分野においては、米国会計基準ほど発達していない」と述べた¹⁸。ワークプランでは、さらに次のように述べていた。

当委員会及びコメント提出者は、以下の 2 つの点で IFRS ガイダンスが限定的であることに注目した。第一に、IFRS には、以下に関する全般的なガイダンスが欠けている。(1) 特定の分野、例えば、特定の共通支配下との取引、資本再構成取引、企業再編、支配の変動を生じない少数株式の取得及び類似の取引、企業の個別財務諸表での新たな会計基礎のプッシュダウンなどの会計処理、(2) 特定の業種、例えば、公益事業、保険、

¹⁶ ESMA は 2011 年 1 月 1 日に欧州証券監督者委員会（CESR）を引き継いだ。Regulation (EU) No 1095/2010 of the European Parliament of the Council (Nov. 24, 2010) によるものである。（下記で入手可能：http://www.esma.europa.eu/system/files/Reg_716_2010_ESMA.pdf）

¹⁷ 例えば、ESMA, Public Statement, Sovereign Debt in IFRS Financial Statements (Nov. 25, 2011) 参照（以下で入手可能：http://www.esma.europa.eu/system/files/2011_397.pdf）。

¹⁸ SEC release No. 33-8982 (Nov. 14, 2008), Roadmap for the Potential Use of Financial Statements Prepared in Accordance with International Financial Reporting Standards by U.S. Issuers [73 FR 70816 (Nov. 21, 2008)]（「2008 年ロードマップ」）参照。

採掘活動、投資企業など、(3) 会計原則の適用に関する透明性を高めるための開示。

第二に、IFRSが全般的なガイダンスを設けている場合に、IASBは、運用実務の問題として、米国会計基準よりも詳細でなく規範的でないガイダンスを設けることを選択している¹⁹。

IFRSの網羅性を評価するため、スタッフは、IFRSの文書化された基準を米国会計基準と比較し、2つのセットの基準での要求事項の差異を識別した。スタッフが識別した差異は、スタッフの所見に基づいた、IFRSと米国会計基準の間の注目すべき差異を表しており、差異についての網羅的なリストとはなっていない²⁰。スタッフの比較の結果は、2011年11月に発表したスタッフペーパーで文書化された²¹。そのGAAP比較ペーパーでは、IFRSがガイダンスを示していない分野についても、米国会計基準に含まれている業種特有のガイダンスの整備状況を含めて、強調した。

スタッフは、IFRSの網羅性を評価する際に比較アプローチを用いた。これはIFRSに対する評価を形成する文脈を提供するためであり、米国の発行企業についての財務報告制度へのIFRSの組み込みが満たさなければならない開発の最低限の閾値を設定するためではない。スタッフは、米国会計基準を具体的に参照点として用いた。その理由は次のとおりである。(1)米国会計基準は、米国の発行企業に現在適用されている基準の集合体であり、投資者は米国の発行企業の財務諸表の分析をそこから調整することが求められる。(2)スタッフが、IFRSが現時点で米国会計基準と同一又は類似の会計上の要求事項を有している領域の検討を最小限にすることができる。そうしたIFRSの要求事項はおそらく十分に高品質だからである。その結果、スタッフのレビューの重点は、IFRSと米国会計基準の要求事項が異なる領域を識別することに置かれた。このレビューは、そうした差異が個々に又は全体としてIFRSの品質に与える可能性のある影響の分析を含んでいないが、IFRSは米国の資本市場に適合するのに十分なほど網羅的ではないという一部のコメント提出者の主張の評価を行った²²。さらに、スタッフは、IASBとFASBの共同の基準設定の取組みの対象となっている米国会計基準とIFRSでの要求事項をレビューしたが、全般的に分析はしなかった。

スタッフは、米国会計基準とIFRSとの間の原則レベルでの差異に焦点を当てた。一つに

¹⁹ ワークプラン（内部的な引用は省略）

²⁰ 民間セクターの企業が作成したIFRSと米国会計基準との網羅的な比較が、多数あり容易に利用可能である。その作業を重複するよりも、スタッフはより重要と考えられる領域に重点を置いた。

²¹ SEC Office of the Chief Accountant, Work Plan for the Consideration of Incorporating International Financial Reporting Standards into the Financial Reporting System for U.S. Issuers: A Comparison of U.S. GAAP and IFRS: A Securities and Exchange Commission Staff Paper (Nov. 16, 2011)（「GAAP比較ペーパー」）参照。

²² 参考：Donna L. Street, Criteria for an Independent Accounting Standard Setter: How Does the IASB Rate (Jun. 2011)（機関投資家協議会（CII）からの委託研究であり、2011年5月のスタッフペーパーに対するCIIのコメントレターに添付されていた）（CII研究調査）。CII研究調査の第一の規準は、「根本的な欠陥」が存在するとCIIが主張するいくつかの「主要な領域」を指摘した。

は、投資者に伝達される情報の性質が、一方の基準セットを適用した場合に他方を適用した場合と著しく異なるかどうかを理解するためである。米国会計基準と IFRS をこの方法で比較する際に、スタッフは、同様の取引の会計処理及び開示が相違する結果となる可能性のある数多くの状況を識別した。しかし、その差異は必ずしも IFRS の品質に直接の又は首尾一貫した相関を有するものとは考えられないかもしれない。また、米国会計基準と IFRS との差異は、IFRS の組み込みについての当委員会の検討の前に除去する必要がある決定的要因だというつもりではない。しかし、その差異の存在は、スタッフがこうした差異を具体的に検討する必要性を示している。投資者や他の財務諸表利用者が重要な情報内容を失うのか得るのか、また、IFRS を組み込むとした場合の移行時の検討事項への影響を判断するためである。

この GAAP 比較ペーパーで識別した差異は、いくつかの大まかな区分にグループ分けできる。例えば、何らかの差異が存在するがガイダンスの目的は同様であるか、または、基準がほぼコンバージェンスされているか、あるいはその両方であるものである。他方、差異の中には、もっと根本的な性質のもので、投資者に提供される情報に著しく影響を与える可能性があるものもある。差異を次のような区分で以下においてさらに検討する。

- 両審議会の MoU 及びその他の共同プロジェクト
- 目的が同様である、または、ほぼコンバージェンスされている、あるいはその両方である基準
- 根本的な差異
- 業種別ガイダンス

1. 両審議会の MoU 及びその他の共同プロジェクト

両審議会は、高品質の国際的に認められる会計基準の開発を長い間支持してきた。2002年9月の共同会議の後に「ノーウォーク合意」を行って以来、両審議会は当該目標に向けて共同で作業してきた²³。ノーウォーク合意において、両審議会は下記の約束をした。

国内及び多国間の両方の財務報告に利用できる高品質で互換性のある会計基準の開発へのコミットメントを認識した。この会議で、FASBとIASBの両者は、次のことに最善の努力をすることを約束した。(a) 両者の既存の財務報告基準を実務上可能な限り早く完全に互換性のあるものとする事、及び(b) 両者の将来の作業プログラムを調整し

²³ 両審議会の Memorandum of Understanding: “The Norwalk Agreement” (Sept. 18, 2001) (「ノーウォーク合意」) 参照 (以下で入手可能: <http://www.fasb.org/news/memorandum.pdf>)。ノーウォーク合意は、両審議会の間での、高品質の会計基準に関して共同で作業するという最初の正式の合意を表すものであり、会計基準の国際的コンバージェンスに向けての両者の共同作業の目的を要約している。

て、いったん達成した後は互換性が維持されるようにすること²⁴。

2006年2月に、両審議会は、MoUを公表した²⁵。MoUの中で、11の重点分野（「主要共同プロジェクト」）を両審議会が共同プロジェクトとして識別した。それらは改善を要する会計上のトピックで構成されていた²⁶。両審議会は、米国会計基準とIFRSとの差異が、FASBとIASBのいずれか又は共同での短期の基準設定プロジェクトを通じて解消できる領域も識別した（「短期コンバージェンス・プロジェクト」）²⁷。MoUでは、両審議会が2008年までに達成すると期待される進展の概要も示した。

2008年9月に、両審議会は、MoUの更新を公表した²⁸。両審議会は、2006年にMoUを設定した時には、主要共同プロジェクトの全部が2008年までには完了しないことを予想しつつ、2008年までについてのみ、優先事項に合意し、達成目標を設定していたことを強調した。両審議会は、主要共同プロジェクトについての2008年の日程表も更新し、2011年6月までに完了を達成するという達成目標を設定した。

2010年6月に、両審議会は、MoUの進捗状況に関する過去の報告書で示した達成目標を修正した²⁹。これらの変更では、主要共同プロジェクトのうち、改善が最も必要で、基準の品質を高めるためにより効果的な利害関係者のアウトリーチが必要と両審議会が考えたもの（「優先主要共同プロジェクト」）に優先順位を与えた³⁰。優先主要共同プロジェクトにさらに重点を置くことを可能とするために、両審議会は残りの主要共同プロジェクトへ

²⁴ 同上

²⁵ 前記の注15参照。

²⁶ 主要共同プロジェクトには次のものが含まれていた。企業結合、連結、公正価値測定、資本の特徴を有する金融商品、財務諸表表示（その他の包括利益及び非継続事業を含む）、退職後給付（年金を含む）、収益認識、認識の中止、金融商品、無形資産、リースである。

²⁷ 短期コンバージェンス・プロジェクトには次のものが含まれていた。公正価値オプション、投資不動産、研究開発、後発事象（FASB）、法人所得税、減損（共同）、借入コスト、政府補助金、ジョイント・ベンチャー、セグメント報告（IASB）である。

²⁸ 両審議会の Update to February 2006 Memorandum of Understanding: A progress report and timetable for completion (Sept. 2008)（以下で入手可能：http://www.fasb.org/intl/MOU_09-11-08.pdf）参照。同様の報告書が2009年11月に公表された。両審議会の FASB and IASB Reaffirm Commitment to Memorandum of Understanding (Nov. 5, 2009) 参照（下記で入手可能：<http://www.ifrs.org/News/Press+Releases/IASB+and+FASB+Reaffirm+Commitment+to+Memorandum+of+Understanding.htm>）。

²⁹ 両審議会の Joint Statement by the IASB and the FASB on their Convergence Work (Jun. 2, 2010)（<http://www.ifrs.org/News/Announcements+and+Speeches/IASB+and+FASB+issue+statement+on+their+convergence+work.htm> で入手可能）参照。また、両審議会の Progress Report on Commitment to Convergence of Accounting Standards and a Single Set of High Quality Global Accounting Standards (Jun. 24, 2010)も参照（下記で入手可能：http://www.iasb.org/NR/rdonlyres/A8B4D5B7-E776-4D80-BA54-17563F1E2297/0/MOU_Status_Update_24June_2010_FINAL.pdf）。

³⁰ 優先共同プロジェクトには次のものが含まれていた。金融商品、収益認識、リース、その他の包括利益の表示、公正価値測定、保険契約、認識の中止及び連結に関する開示のコンバージェンスである。

の重点を減らすことを選択した³¹。さらに、2012年4月に公表した進捗状況報告において、両審議会は、残りの優先主要共同プロジェクトの完了予定時期を2013年半ばまで延長したと発表した³²。

現在までに、両審議会は、優先主要共同プロジェクトの一部について進展を遂げており、それについては両審議会を賞賛すべきである。しかし、これらのプロジェクトに関する作業は続いている³³。両審議会は、時折、いくつかの領域でコンバージェンスした結論に達するために奮闘してきたが、それはプロジェクトの日程の遅延を生じ、いくつかのプロジェクトについては、取組みの全体的な中断に至っている。両審議会の取組みは、最近数年間の多くの課題（金融危機や投資者及び規制機関の優先事項の変更など）によりさらに複雑になっている。さまざまな影響により生じる不一致を最小限にするための取組みの中で、両審議会はより密接な共同作業を意識的に進めており、対面での共同ボード会議の頻度の増加もそれに含まれている。両審議会がアイデアを共有し論点を一緒に審議するために共同で作業することで、明らかな目に見える便益があった。しかし、アウトリーチを通じて、スタッフは、現状の仕組みでの両審議会の共同作業の有効性が継続するかどうか、懸念のある事項として挙げられることが多いことに留意した³⁴。

スタッフは、両審議会の主要共同プロジェクトに関する進捗状況と達した結論について、ワークプランに関する取組みとは別に、評価を行っており、今後もその評価を継続する。したがって、主要共同プロジェクトに関連した開発中又は完成済みの基準の分析は、GAAP比較ペーパーで要約した比較分析に関するスタッフの取組みとは別個のものである。主要共同プロジェクトについてのスタッフの継続的な評価には、両審議会の審議のモニタリング、公開草案文書のレビュー、関係者のコメントレターの検討などが含まれる。主要共同プロジェクトの現状とそれに関して至った結論は、依然として、多くの事項の中で、当委員会がIFRSを米国の発行企業についての財務報告制度に組み込むかどうかの検討の際に評価すべき要因である。

両審議会は、多くの主要共同プロジェクトに関して大きな進展を遂げてきたが、米国会計基準とIFRSとの間に現在存在している差異の程度は、当委員会がスタッフにワークプランへの着手を指示した2010年にスタッフが予想したであろう程度よりも大きい。これは、

³¹ 残っている非優先の共同プロジェクトには次のものが含まれていた。財務諸表表示（非継続事業を含む）、資本の特徴を有する金融商品、連結、認識の中止である。

³² 両審議会の Joint Update Note from the IASB and FASB on Accounting Convergence, Note from IASB on Governance Enhancements (Apr. 5, 2012) 参照（下記で入手可能：http://www.financialstabilityboard.org/publications/r_120420d.pdf）。

³³ 主要共同プロジェクトの現状の詳細な記述は、FASB及びIASBのウェブサイトにある。FASBの FASB Technical Plan and Project Updates (<http://www.fasb.org> で入手可能) 参照。IASBの IASB Work Plan (<http://www.ifrs.org> で入手可能) も参照。

³⁴ 例えば、SEC IFRS Roundtable transcript（Gregory Jonas, Managing Director, Morgan Stanley のコメント）参照。

スタッフがIFRSの組込みの検討を断念すべきだと結論を下すに至るものではなかった。断念を支持してはいないが、2011年5月のスタッフペーパーへの一部のコメント提出者は、当委員会が何らかの決定を下す前にMoUが完了しているべきだと述べた³⁵。スタッフは、次のことについて十分に考慮すべきだと考えている。もっと全面的にコンバージェンスした基準がない中で、差異が残る範囲において考慮すべき特有の論点があるかどうか、また、組込みに重大な障害があるかどうかである（これには次のことが含まれるが、これらには限らない。(1)投資者がこうしたコンバージェンスしない分野において情報内容と透明性を失うかどうか、(2)追加的な残りの差異を考慮しなければならないことによる作成者への影響)。特有の論点の考慮は、いろいろな方法で行うことができ、その中には、エンドースメントの仕組みを通じて行い、それによりFASBがこうした差異を検討する（特に、2つの基準セットの間に根本的な差異が存在している場合）ことも含まれる。

2. 目的が同様である、または、ほぼコンバージェンスされている、あるいはその両方である基準

GAAP比較ペーパーにおいて、スタッフは、米国会計基準とIFRSの多くの分野で、基準の目的が同様であるか、または、ほぼコンバージェンスされているか、あるいは、その両方であることに注目した。こうした基準の一部は、両審議会のMoU関連のプロジェクトに関する取組みの結果としてコンバージェンスされている。IFRSと米国会計基準の文言が類似していても、スタッフは、両方の基準の適用により同じ金額又は同じ財務諸表上の開示が投資者に報告されることになることと示唆しているわけではない。むしろ、スタッフは、米国会計基準から類似したIFRSの要求事項への変更により、米国会計基準で報告される情報と性質的に類似した報告金額及び開示がもたらされると予想する。以下の例は、スタッフが注目したIFRSと米国会計基準との間の類似性の重要な領域の一部を示している。

企業結合

米国会計基準とIFRSは、企業結合の会計処理について同様の原則と要求事項を含んでいる。現在の基準を開発する際の両審議会の協力した取組みによるものである。しかし、若干の差異は引き続き存在しており、特定の取引の認識及び測定（例えば、非支配持分、条件付対価、共通支配下の取引などに関して）に影響を与える可能性がある³⁶。

借入金

米国会計基準とIFRSは、借入金の会計処理について一般的に同様の要求事項を有している。両方の基準とも、大半の金融負債を貸借対照表上で償却原価で測定することを要求し、適格な金融商品については公正価値オプションを利用可能としている。両基準間の差異は、

³⁵ 例えば、2011年5月のスタッフペーパーに対するChevron、CSX、Dell、Emerson、Intelのコメントレター参照。

³⁶ より詳細な情報は、GAAP比較ペーパーのセクションIII.X参照。

主として、米国会計基準が契約固有及び業種固有のガイダンスをIFRSよりも多く規定していることに関連している³⁷。

株式に基づく報酬

株式に基づく報酬取引に関するガイダンスは、両審議会の協力により大部分はコンバージェンスされている。両方の基準の全体的な目的は同じである。しかし、基準の適用範囲は異なっており、米国会計基準では増大したレベルの設例や適用指針がある。こうした差異は、IFRSにより会計処理を行った取引について、米国会計基準と比較して、分類、測定日、費用認識に相違を生じる可能性がある³⁸。

報酬——株式に基づく報酬を除く

米国会計基準とIFRSは、さまざまな報酬の取決めの会計処理及び報告に関する要求事項を含んでいる。基準の原則レベルの目的は一般的に同様であり、関連する基準の詳細な要求事項の一部で差異が生じる³⁹。

一株当たり利益

米国会計基準とIFRSは、一株当たり利益の計算に関して同様の要求事項を含んでいる。詳細な要求事項には差異があり、米国会計基準とIFRSとで報告される金額に差異が生じる可能性がある⁴⁰。

3. 根本的な差異

GAAP 比較ペーパーにおいて、スタッフは、米国会計基準とIFRSとのいくつかのより根本的な差異の存在に注目した。こうした差異は、さまざまな理由で存在している。第一に、いくつかの場合には、両審議会が基準を開発する際の目的が異なっていた。その理由は、取引の経済的実質を投資者にどのように伝えるのが最善なのかに関して両審議会が異なる結論に至ったこと、あるいは基準が異なる時期に開発され各時点での基準設定の目的全般が異なっていたこと、のいずれかである。第二に、いくつかの場合には、一方の審議会が市場又は規制の構造に応じて行った基準設定により基準の差異が生じている（例えば、特定の非金融負債の会計処理や、後入先出法（LIFO）による棚卸資産の原価算定）。第三に、いくつかの状況においては、差異は米国で開発された乱用防止措置の結果であった（例えば、不動産の売却の会計処理の規定（現在は会計基準コード化体系（ASC）のサブトピック 360-20））。最後に、いくつかの場合には、基準の目的は同様であるように見えるかもしれないが、基礎となるガイダンスが異なっていて、性質上、根本的な差異が生じている。

³⁷ より詳細な情報は、GAAP 比較ペーパーのセクションIII.R 参照。

³⁸ より詳細な情報は、GAAP 比較ペーパーのセクションIII.T 参照。

³⁹ より詳細な情報は、GAAP 比較ペーパーのセクションIII.S 参照。

⁴⁰ より詳細な情報は、GAAP 比較ペーパーのセクションIII.B 参照。

以下に示すのは、スタッフが注目したいいくつかの重要な分野である。場合によっては、こうした差異の解決には個別に課題があり（例えば、LIFOの廃止又は変更）、SEC等がこうした差異を5年から7年といった長い期間で解決しようとする試みも困難であることが判明する可能性がある。

減損

有形固定資産（PP&E）、棚卸資産、無形資産についての減損モデルは、GAAP比較ペーパーで要約されている。これらのトピックのそれぞれについて、減損損失の認識及び測定に関する方法論が、米国会計基準とIFRSとの間で異なっている。IFRSモデルでは、減損損失が減少したという兆候がある場合に減損の戻入を一定金額まで認めている。他方、米国会計基準モデルでは減損の戻入を禁止している。この相違により、認識する減損損失の時期や程度に差異が生じる可能性がある。米国の発行企業は、IFRSモデルを導入したとした場合、（以前に評価減した価値の回復が生じることにより）損益計算書のボラティリティが大きくなる可能性がある⁴¹。

特定の非金融負債

特定の非金融負債（例えば、偶発債務や環境負債）の認識は、米国会計基準でもIFRSでも、負債が発生していることの蓋然性により決定される。しかし、米国会計基準とIFRSでは、何が「可能性が高い」のかの定義が異なっている。例えば、偶発債務について、IFRSは「可能性が高い」を「発生する可能性の方が発生しない可能性よりも高い」と定義している。これに対し、米国会計基準では「当該将来事象が発生しそう（likely）である」と定義している。「Likely」は「発生する可能性の方が高い（more likely than not）」よりも高い閾値と考えられ、これは米国会計基準の方がIFRSより認識の閾値が高いことを意味する。この差異の効果として、IFRSでは米国会計基準より負債が早期に認識されることが多くなるであろう。

加えて、米国会計基準では、出口活動又は処分活動に関連するコスト負担の義務が、一般的に負債が発生した期間に認識される。これに対し、IFRSでは、コストがもっと早い日付において発生する可能性がある。例えば、リストラクチャリングの発表時又は開始時である。特定の非金融負債についてのIFRSでの低い閾値は、米国会計基準の場合よりも早い時点で引当金を計上する結果となる可能性がある⁴²。

特定の資産の種類別の測定

IFRSでは、特定の資産（例えば、資産化した取得無形資産及び有形固定資産）は、取得原価で当初認識される。事後測定については、企業は資産の種類ごとに会計方針の選択を

⁴¹ より詳細な情報は、GAAP比較ペーパーのセクションIII.K（有形固定資産）、III.H（棚卸資産）、III.J（無形資産）参照。

⁴² より詳細な情報は、GAAP比較ペーパーのセクションIII.P参照。

行わなければならない、原価モデルを継続するか又は各種類の中の資産を公正な市場価値（事後の償却累計額を控除）で再評価する。米国会計基準では再評価モデルの使用を禁止している。

IFRSでは、企業は投資不動産の会計処理についても公正価値モデルと原価モデルのいずれかを採用する選択をすることができる⁴³。米国会計基準では、企業が特定の要件を満たしている場合を除き、一般的には原価モデルのみを認めている⁴⁴。IFRSで認められている選択適用は、米国会計基準と比較して資産の帳簿価額に重大な差異を生じる可能性がある⁴⁵。

棚卸資産

IFRSでは、棚卸資産について、米国会計基準では認めているLIFOの原価算定方式の使用を認めていない。スタッフの調査は、この差異が特定の米国の発行企業の営業損益や未払法人所得税に重大な影響を生じる可能性があることを示している。法人所得税に関して、内国歳入庁（IRS）には準拠規定があり、特定の会計処理方法を税務目的で認めるのは企業が当該方法を財務報告目的で使用する場合のみとしている。LIFOは準拠規定の対象となっている方式の一つである。このため、IRSの規則の変更がなければ、米国会計基準からLIFOを削除すると税務目的での利用も排除することになる。数名の利害関係者がこの差異とLIFOの削除が米国の発行企業に与える重大な税務上の影響の可能性についてコメントしている⁴⁶。スタッフは、この差異は財務報告の問題というよりも税務政策の問題だと考えるが、この影響は、依然としてスタッフによるIFRSの組み込みの全体的な検討の要素となっている⁴⁷。

研究開発

⁴³ FASBには、現在、この領域でのコンバージェンスを達成するために着手した基準設定プロジェクトがある。しかし、仮にFASBのプロジェクトが現在までの審議に沿って確定されると、IFRSと米国会計基準との間に依然として差異が残る。FASB, Exposure Draft, Proposed Accounting Standards Update – Real Estate – Investment Property Entities (Topic 973) (Oct. 21, 2011)（「IPE公開草案」）参照 (<http://www.fasb.org/jsp/FASB/Page/SectionPage&cid=1176157086783> で入手可能)。

⁴⁴ 投資不動産は、米国会計基準では次の場合に公正価値で計上される。(1) 企業が、自らがASC Topic 946に従って投資会社であると判断している場合、(2) 企業が年金制度に支配されていて、当該制度が投資を公正価値で測定することを要求されている場合、(3) 企業が一定期間にわたり形成されてきた業界慣行に従っていて、そこでは不動産投資の公正価値測定を、投資会社としての属性や年金制度の所有者とは関係なしに認めている場合。こうした公正価値測定の状況はFASBスタッフがIPE公開草案で記述したものである。

⁴⁵ より詳細な情報は、GAAP比較ペーパーのセクションIII.J及びIII.K参照。

⁴⁶ 例えば、2011年5月のスタッフペーパーに対するTLIFOC（LIFO連合）のコメントレーター参照。このコメント提出者は、米国の発行企業がIFRSを採用する場合には、IRSの準拠規定への違反を強制されることになると指摘した。LIFO連合は、SECが米国の発行企業にIFRSの採用を要求する決定を行う場合には、LOFO会計についてカーブアウトを設けるようSECに要望した。

⁴⁷ より詳細な情報は、GAAP比較ペーパーのセクションIII.H参照。

研究開発活動のコストは、米国会計基準では一般に発生時に費用処理される。IFRSでは、研究活動のコストは発生時に費用処理されるが、一定の要件を満たす開発活動のコストは資産化される。この費用認識の差異は、米国の発行企業に潜在的に影響を与え、認識の時期の変更を生じる可能性がある（例えば、開発時の特定のコストの資産化や、当該資産の耐用年数にわたっての事後の償却）⁴⁸。

法人所得税

米国会計基準とIFRSは、法人所得税を資産負債アプローチで会計処理することを要求しており、当期の税効果と、財務報告上又は税務報告上で認識された事象についての予想される将来の税務上の帰結（すなわち、繰延税金）の両方を毎期に認識する。しかし、特定の基本的な差異が存在している。例えば、IFRSでは不確実な税務ポジションの会計処理を具体的に扱っていない。その代わりに、IFRSでは一般的な偶発事象モデルに従う。偶発事象モデルの活用は米国会計基準でも歴史的には実務慣行であった。しかし、FASBは、その後、このトピックに特化したガイダンスを公表した。こうした方法論の相違により、IFRSでは米国会計基準と比較して異なる結果が生じる可能性がある。この方法論の相違により、不確実な税務ポジションについて異なる開示要求も必要となっている⁴⁹。

有形固定資産

IFRSでは、有形固定資産項目の各部分のうち取得原価が項目全体の取得原価に対して重要なものは、別個に減価償却することが要求されている（すなわち、各部分が別個の資産であるかのように）。この考え方は、しばしば「資産のコンポーネント化」と呼ばれている。米国会計基準では、複数の部分を有する有形固定資産項目は、一般に当該項目に割り当てられた耐用年数にわたり全体として減価償却される。IFRSで要求しているアプローチは米国会計基準で使用が禁止されているわけではないが、スタッフの理解では、米国の発行企業が現在一般的に適用しているアプローチではない。さらに、スタッフの調査で、IFRSで資産のコンポーネント化に関して要求しているアプローチは、IFRSの適用時に発行企業に著しく影響を与える可能性があることが明らかとなっている⁵⁰。

4. 業種別ガイダンス

2008年ロードマップ及び2011年5月のスタッフペーパーに対するコメント提出者は、会計基準における特定の業種固有のガイダンスの重要性を論じた⁵¹。米国会計基準は、基

⁴⁸ より詳細な情報は、GAAP比較ペーパーのセクションIII.V参照。

⁴⁹ 他の事例及びより詳細な情報は、GAAP比較ペーパーのセクションIII.W参照。

⁵⁰ より詳細な情報は、GAAP比較ペーパーのセクションIII.K参照。

⁵¹ 例えば、2011年5月のスタッフペーパーに対する以下のコメントレター参照。AGA; Ameriprise; API; Chevron; CMS; Duke; Exxon; FEI; IMA; PPL; Progress; SIFMA; Southern; Williams; TransCanada; and Zions

準の成熟した集合体であり、その開発を通じて米国のビジネス、報告及び規制環境に個別に適合している。これに対し、IASBは、歴史的に業種固有のガイダンスを公表しておらず、その代わりに、発行企業が一般的に適用可能な（すなわち、業種に中立な）原則を用いることを選好している。

権威のある米国会計基準は、歴史的に、異なる目的を果たすさまざまな基準設定主体の集合的な努力により開発された。これまでに公表されたさまざまな形態の基準（例えば、FASB 基準書、米国公認会計士協会（AICPA）の業種別監査会計ガイド、緊急問題専門委員会（EITF）の合意、FASB スタッフの適用ガイダンス（すなわち、Q&A）は、権威のレベルが異なっていた（AICPA の監査基準書第 69 号「一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して適正に表示の意味」で規定され、その後、FASB 基準書第 163 号「一般に公正妥当と認められた会計原則のヒエラルキー」で規定）。これらの基準設定主体のいくつかは公表した会計処理ガイダンスは、業種固有の問題を扱うことを意図したものであり、特に、より一般的なガイダンスの適切な適用が、特定の業種で営業活動を行っている企業にとって、不明確であるか又は目的適合性の低い情報となるとみなされた状況を扱うものであった。FASB はその後、権威のある米国会計基準の単一の源泉を ASC（「コード化体系」）において創出したが、それでもコード化体系は前述のような過去の基準書から編集されたものであり、それには多くの業種別論点に関する具体的なガイダンスが含まれていた。これに対し、IFRS は、ずっと少ない数の基準設定主体により開発されており、一般的に、すべての業種の企業が適用すべき原則の開発に重点を置いてきた。

業種別ガイダンスの分量は、次のような場合のIFRSの網羅性に影響を与える。(1) 米国会計基準には特定の業種における会計処理を扱うことを意図した完成した基準又は一連の基準があり、IFRSにはない場合（例えば、米国会計基準の方が保険会計を扱った基準が十分に開発されている）、又は(2) 米国会計基準が、幅広く適用可能な（すなわち、業種に中立な）基準も含んでいるが、具体的な取引に関する業種別ガイダンスも含んでいる場合。2011年5月のスタッフペーパーに対する数名のコメント提出者は、業種固有のガイダンスがIFRSの組み込みによりどのように影響を受けるのかに関する懸念を示した⁵²。それらのコメント提出者は、上記の区分(1)に含まれるガイダンスは投資者及び作成者にとって有益であったと述べた。概して、2011年5月のスタッフペーパーに対するコメント提出者は、区分(2)に含まれるガイダンスが有益かどうかについては、さほど明確に述べていなかった。いずれの場合でも、スタッフは、業種別ガイダンスを米国会計基準から削除することは、IASBがそれぞれの特定の業種についてのガイダンスを十分に評価する能力を持つまですべきではないと考えている。その能力には、投資者へのアウトリーチの実施、こうしたガイダンスの削除の影響の検討、IFRSに空白部分が識別された範囲での適宜のガイダンス開発が含まれる。

このサブセクションの残りの部分では、スタッフが受け取ったフィードバックに基づい

⁵² 同上

て、米国会計基準が業種固有のガイダンスを提供していて IFRS には業種固有のガイダンスがない最も重要な分野のうち 4 つを検討するとともに、米国会計基準のガイダンスを維持しなかった場合に IFRS への移行が及ぼす影響を検討する。

- 料金規制事業に従事する公益企業
- 石油及びガス
- 投資企業
- ブローカー・ディーラー

料金規制事業に従事する公益企業

米国会計基準では、ASC Topic 980「規制事業」で示しているように、公益事業会社が、当該公益事業の規制機関に容認又は要求される将来のキャッシュ・インフロー又はアウトフローに基づいて資産又は負債を計上することを認めている。スタッフは、IFRSが現時点では料金規制事業に関する基準を含んでおらず、したがって、米国会計基準が認めているような料金規制資産又は負債の認識を認めていないように見えることに留意した⁵³。数名のコメント提出者は、IFRSにおける料金規制のガイダンスの必要性を述べた。こうした会計処理の結果は、投資者や他の利用者が料金規制企業を理解する上で情報価値があり重要だという理由からである⁵⁴。他のコメント提出者は、料金規制企業がIFRSの採用を要求されたとした場合、規制機関が、料金規制企業が料金規制資産を会計処理するための第二の会計記録のセットを維持することを強制する可能性があるとして指摘した⁵⁵。

石油及びガス

米国会計基準及び SEC ガイダンスは、原油及び天然ガスの探査及び生産、並びにコンデンサート及び液化天然ガスの生産に関連した活動の財務会計及び報告を扱っている。コード化体系に含まれている米国会計基準の要求事項に加えて、SEC ガイダンスは、石油及びガスの契約の全部原価法の会計処理に関する規定を含んでいる。IFRS 第 6 号「鉱物資源の探査及び評価」は、IASB が暫定措置として開発したものであり、IFRS を採用する企業が

⁵³ 2009 年に、IASB は料金規制事業を扱った公開草案を公表した。

(<http://www.ifrs.org/Current+Projects/IASB+Projects/Rate+regulated+activities/Exposure+draft+and+Comment+Letters/Exposure+draft+and+Comment+Letters.htm> で入手可能)。2010 年 9 月に、IASB は、この問題は早期に解決できないと結論を下し、将来のアジェンダとして検討するためのアジェンダ提案を作成することを決定した。

⁵⁴ 例えば、2011 年 5 月のスタッフペーパーに対する以下のコメントレター参照。AGA (Edison Electric Institute の白書を引用して、多額の評価減により生じる可能性のある、自己資本の減少、ボラティリティの増大、非 GAAP 指標の増加、資本コストの増大を指摘し、すべてが料金支払者の負担となっている); CMS; Duke; FERC (「SEC と FASB スタッフは、規制事業会計を現在認めている FASB 基準書第 71 号の仕組みに類似した会計処理の仕組みを、慎重に検討し提案すべきである。」); PPL; Southern; TransCanada; Williams.

⁵⁵ 2011 年 5 月のスタッフペーパーに対する AGA と Duke Energy のコメントレター参照。

探査及び評価の支出に関する現行の会計方針を引き続き適用することを（若干の制約付きで）認めている。

IASBは、2010年に採掘活動の会計処理に関するディスカッション・ペーパーを公表した⁵⁶。スタッフの調査が示すところでは、ディスカッション・ペーパーで示されたアプローチは、米国会計基準及びSECが認めている会計処理方法とは異なっている。

投資企業

米国会計基準は投資企業に関する個別のガイダンスを含んでいる。これに対し、IFRSでは投資企業の業種に固有の会計処理又はガイダンスを定めていない。IFRSでは、投資企業は他の企業が従うのと同じ会計基準を適用する。こうした基準は、投資企業の投資活動及び営業活動の性質を明確に反映していない場合がある。米国会計基準では、投資企業は一般にすべての投資（被支配企業に対する投資を含む）を公正価値で測定し、公正価値の変動を純利益に反映する。米国会計基準では、IFRSで要求している投資の別個の分類（すなわち、満期保有、売却可能、売買目的）を要求していない。この相違により、IFRSでは米国会計基準と比較して投資の分類及び測定に変更が生じる可能性がある。

さらに、IFRSでは現在、米国会計基準又は規則S-Xの第6条で要求されている開示を要求していない。例えば、米国の投資企業は、投資の明細表及び財務ハイライトを開示し、投資からの正味の実現損益の金額及び未実現評価損益の変動を区分表示することが求められている。IFRSはこうした開示を要求していない。ただし、IFRSには、米国会計基準では一般的に要求していない他の要求事項がある（例えば、キャッシュ・フロー計算書）。

両審議会は、投資企業会計を扱う共同プロジェクトに取り組んでいる。共同での取組みにもかかわらず、FASBとIASBは、それぞれ2011年10月と2011年8月に別個に公開草案を公表した⁵⁷。両審議会は、双方の公開草案に対するフィードバックを共同で検討している。現在の公開草案は、投資企業会計の多くの点で暫定的にコンバージェンスされている。しかし、両審議会がそれぞれの公開草案に含まれているガイダンスを、各審議会が達

⁵⁶ 2010年4月に、IASBは「採掘活動」と題したディスカッション・ペーパーを公表した。IASBのディスカッション・ペーパーDP/2010/1, Extractive Activities (April.2010) 参照

(<http://www.ifrs.org/rdonlyres/735F0CFC-2F50-43D3-B5A1-0D62EB5DDB99/0/DPEExtractiveActivitiesApr10.pdf> で入手可能)。アジェンダ設定プロセスの一環として、2012年に、IASBは採掘活動プロジェクトを活動中のアジェンダに加えるべきかどうかを決定する予定である。IASBが当プロジェクトをアジェンダに加えることを決定する場合、当プロジェクトの目的は、IFRS第6号「鉱物資源の探査及び評価」に取って代わる採掘活動の会計処理に関するIFRSの開発となる。これとは別に、2011年10月19日に、IASBはIFRIC第20号「露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土コスト」を公表した。

⁵⁷ IASBの公開草案 Investment Entities (Aug. 2011) 参照

(<http://www.ifrs.org/Current+Projects/IASB+Projects/Consolidation/IE/investment+entities+ED+Aug+2011/ED+and+comment+letters.htm> で入手可能)。FASBの公開草案 Proposed Accounting Standards Update—Financial Services—Investment Companies (Topic 946): Amendments to the Scope, Measurement, and Disclosure Requirements (Oct. 21, 2011) も参照

(http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=FASBContent_C&pagename=FASB%2FFASBContent_C%2FProjectUpdatePage&cid=1176157178020#%23 で入手可能)。

した暫定的決定に基づいて、確定する場合には、米国会計基準とIFRSとの間に差異が残ることとなる。その差異は、一般的に次のことに関するものである。投資企業会計を適用しなければならない企業の範囲、他の投資企業を連結すべきかどうかを投資企業が検討する方法、投資企業会計を投資企業ではない親会社の連結において維持すべきかどうか。

スタッフの調査によると、米国の投資企業は、現行の米国会計基準の会計処理及び開示の要求事項の方が、投資企業の投資活動及び営業活動を投資家に対してより正確に表示すると考えている。2011年5月のスタッフペーパーに対するあるコメント提出者は、米国の投資企業をIFRSへの移行から除外することの重要性を強調し⁵⁸、また、別のコメント提出者は、FASBとSECが投資企業に関する業種固有のガイダンスを急いで放棄しないよう要望した⁵⁹。利害関係者たちは、投資企業をIFRSに転換することは、会計基準の単一のセットの主要な動機の一つである国際的な比較可能性という全体的な目標を前進させるものではないと考えるとコメントした⁶⁰。

投資企業をIFRSに移行することに関する懸念は、米国に特有のものではない。例えば、カナダでは投資企業についてIFRSの組み込みからの例外を設けた。IFRSは当該業種に固有の会計ガイダンスを定めていないというのが主な理由である⁶¹。

ブローカー・ディーラー

米国会計基準はブローカー・ディーラーについて、ブローカー・ディーラーが行う活動の性質及びその規制環境に固有のガイダンスを設けている。これに対し、IFRSはブローカー・ディーラーに固有のガイダンスを設けていない。ブローカー・ディーラーは、投資企業と同様に、投資を公正価値で測定し、変動を各期の純利益に計上する。ブローカー・ディーラーがIFRSを適用するよう要求されたとした場合には、保有している投資の分類及び測定の変更を求められる可能性がある。

さらに、米国会計基準では、ブローカー・ディーラーは、すべての通常の方法による証券売買⁶²を取引日基準で記録する。IFRSは、ブローカー・ディーラーに、通常の方法によ

⁵⁸ 2011年5月のスタッフペーパーに対するICIのコメントレター参照。

⁵⁹ 2011年5月のスタッフペーパーに対するSIFMAのコメントレター参照。

⁶⁰ 具体的には、2011年5月のスタッフペーパーに対するICIのコメントレターは、米国の証券法は米国民による外国ファンドへの投資を制限又は抑制しており、米国の税法は米国の投資会社への外国人投資を抑制していると主張していた。したがって、投資会社の多国間売買は、米国内から外及び外から内の両方で限定的であるため、投資者は一般に、米国会計基準を使用している米国の投資会社とIFRSを使用している米国外の投資会社とを比較する必要性がない。このため、米国の投資会社をIFRSに移行することは、比較可能性を高めることにはならない。

⁶¹ CSA Staff Notice 81-320 (Revised), Update on International Financial Reporting Standards for Investment Funds (Mar. 23, 2011) 参照（下記で入手可能：http://www.osc.gov.on.ca/en/SecuritiesLaw_csa_20110323_81-320_update-on-ifrs.htm）。

⁶² 通常の方法による証券売買は、ASCの統一用語集で「取引が実行される市場又は取引所における規則又

る証券売買を取引日基準又は決済日基準で計上する選択肢を認めており、IFRSでは通常の方法による証券売買の会計処理の変動可能性が高くなっている。この差異は、米国のブローカー・ディーラーにとって重要な指標（正味資本や他の規制上の指標を含む）の計算に影響を与える可能性がある。

C. 各法域内及び法域間での比較可能性

当委員会は、2010年声明の中で次のように述べた。「首尾一貫した高品質の適用は、投資者が高品質の国際的に認められる会計基準のセットから便益を受けるのに必要である」⁶³。ワークプランにおいて、スタッフは、「当委員会の便益のため、IFRSに基づいて作成された財務諸表が各法域内及び法域間でどの程度比較可能であるのかを分析する（以下略）」と明言した⁶⁴。

ワークプランは、スタッフがIFRSに基づいて作成されたIFRSの比較可能性の検討を、特に次の手段で行うと明記した。IFRSで作成された財務諸表の国際ベースでの比較可能性の程度に影響を与え得る要因の分析、並びにIFRSで作成された財務諸表が実務において比較可能でない程度及び投資者がこうした状況にどのように対処しているのかの評価を他の手段とともに行うことである⁶⁵。

1. 実務におけるIFRSについてのスタッフの分析

スタッフは、2009年度⁶⁶の183社の年次連結財務諸表を分析した。これには、SEC登録企業（外国民間発行企業）とSEC登録企業ではない会社の両方が含まれており、IFRSに基づいて財務諸表を作成している⁶⁷。レビュー対象の母集団は、22か国、36業種の会社で構成されていた⁶⁸。このプロジェクトの時点で、サンプルの中の47社がSEC登録企業であり、他の29社が以前にSEC登録企業であった。

は慣行により一般に設定されている期間（取引日後の）内での証券の引渡しを規定する契約」と定義されている。

⁶³ 2010年声明参照。

⁶⁴ ワークプラン参照。

⁶⁵ 同上

⁶⁶ 一般的に、分析時点で利用可能な最も直近の年度の連結財務諸表は、各社の2009年度の財務諸表である。スタッフペーパーの公表に関する想定される時間軸に照らし、かつ、分析すべき企業の数、財務諸表の利用可能性、分析を完了させ、結果を統合するのに必要な時間を考慮し、スタッフは、2009年度の財務諸表をこの分析の目的に用いることを決定した。

⁶⁷ この183社は、Global Fortune 500社のメンバーで、財務諸表をIFRSに準拠して作成し、当該財務諸表の英訳が容易に入手可能であったものである。サンプルには、次のようなIFRSで作成された財務諸表が含まれていた。IFRS（限定事項なし）、IASBが公表したIFRS、欧州連合（EU）が採用したIFRS、オーストラリアが採用したIFRSである。

⁶⁸ その会社の81%がEUにある会社であった。

スタッフは、スタッフペーパーにおいて実務でのIFRSの適用に関する所見を文書化した。スタッフのワークプランへの取組みについて情報を一般に伝え、当委員会に、IFRSを組み込むべきかどうか、及びその場合にどのように行うべきかについての将来の意思決定に役立つ情報を提供するためであった⁶⁹。IFRS適用ペーパーは、IFRSの適用を米国会計基準の適用と比較することを意図したものではなく、比較はしていない。したがって、同様の所見が米国会計基準で報告している会社の中にもあり得る。さらに、IFRS適用ペーパーの所見は、IFRSが米国の発行企業についての財務報告制度に組み込むのに適した地位にあるかどうかについての決定的要因となることを意図したものではなかった⁷⁰。

スタッフは、IFRS適用ペーパーに、企業財務部（DCF）が約140の外国民間発行企業⁷¹の直近のSEC提出書類のレビューで発したコメントからの所見も含めた。これは、SECに登録していて、IASBが公表したIFRSに従って財務諸表を作成している旨を開示していた約170社のうちの約140社である。

IFRS適用ペーパーで、スタッフは、会社の財務諸表は一般的にIFRSの要求事項に準拠していることを発見した。ただし、この所見は、スタッフの分析から現れた次の2つのテーマに照らして考慮すべきである。

- 第一に、各トピック分野にわたり、サンプルの財務諸表の透明性と明瞭性を高める余地がある。例えば、一部の会社は、関連性があるように見える特定の領域での会計方針の開示を行っていなかった。また、多くの会社は、会計方針の開示において、財務諸表に対する投資者の理解を助けるのに十分な詳細さ又は明瞭性を提供していないように見えた。これには、財務諸表に認識された金額に対して最も大きな影響があると会社が判断した領域が含まれている。一部の会社は、該当するIFRSでの用語法と整合しない用語も使用していた。さらに、一部の会社は国内のガイダンスを参照していて、その具体的な要求事項は不明確であることが多かった。したがって、特定の開示は、会社の取引の内容や当該取引が財務諸表にどのように反映されたのかの理解を困難にしていた。

いくつかの場合には、開示（又はその欠如）が、会社の会計処理がIFRSに準拠していたかどうかについての疑問を生じさせていたこともあった。IFRS適用ペーパーのために実施した分析は、企業財務部の開示レビュー・プログラムの一部ではなかったため、スタッフは、こうした疑問の多くを解消できた可能性のある追

⁶⁹ SEC Division of Corporation Finance, Work Plan for the Consideration of Incorporating International Financial Reporting Standards into the Financial Reporting System for U.S. Issuers: An Analysis of IFRS in Practice: A Securities and Exchange Commission Staff Paper (Nov. 16, 2011) (「IFRS適用ペーパー」) 参照。

⁷⁰ この分析をどのように実施したのかのさらに詳しい説明については、IFRS適用ペーパー参照。

⁷¹ スタッフが分析した183社のサンプルの中の前述の47社のSEC登録企業は、レビュー対象とされた140の外国民間発行企業の一部にもなっている。

加の情報を当該会社から得ることができなかった。

- 第二に、IFRS の適用の多様性が各国間及び業種間の財務諸表の比較可能性にとっての難題となっていた。こうした多様性はさまざまな要因に帰することができる。多様性は基準そのものが原因であるように見える場合があった。IFRS が認めている明示的な選択肢又は特定の領域における IFRS のガイダンスの欠如のいずれかによるものである。また、IFRS への非準拠らしきものから多様性が生じた場合もあった。

基準そのものから生じた多様性は、時には、国内基準設定主体又は規制機関からのガイダンスにより緩和されていた。それはIFRSがすでに認めている許容可能な選択肢の範囲を狭めるか、追加的なガイダンス又は解釈を示したものであった。こうした多様性は、一部の会社が従前の自国の実務をIFRS財務諸表に引き継ぐ傾向によっても緩和されていた。国内のガイダンスと引継ぎの傾向は、一国内での比較可能性を高め得るが、国際レベルでの比較可能性を低下させる可能性がある⁷²。

スタッフの所見の全部の議論については、IFRS適用ペーパーを参照されたい⁷³。

法域間で比較可能でないという問題は、2011年のIFRS財団とAICPAの会合でIASB議長により強調された。事前に準備した所感の中で、Hoogervorst議長は次のように述べた。

より説得力のあるIFRS批判は、基準の首尾一貫しない適用により、国際比較が困難になるというものである。

この主張には確かに多少の真実がある。我々はギリシャ国債の会計処理について目撃したものである。しかし、別々の会計基準を使用する場合でも同じことが言える。単一の言語を有しているならば、首尾一貫した適用に向けて作業するしかない。我々は証券規制機関や会計専門家と協力して、世界中での首尾一貫した適用を促進することに大いに努めている。時間を要するであろうが、それは実行できる。単一の言語を有していない場合には、財務報告の国際的な首尾一貫性は常に幻想のままであろう⁷⁴。

スタッフの最近における他の規制機関との対話は、各規制機関が法域間での首尾一貫し

⁷² IFRS 適用ペーパー参照。IFRS 適用ペーパーにおいて、スタッフは、実務に多様性があるように見えた領域を強調することに重点を置いた。この重点を選択したのは、IFRS の組込みの潜在的影響を理解する手段としてであった。スタッフは、首尾一貫した適用が行われている領域の分析は行わず、首尾一貫した適用に対しての不統一な適用の相対的分量も算定しなかった。実務の多様性についてのスタッフの識別は、各国の規制機関が法域間での適用の首尾一貫性（当該規制機関自身の法域内だけでの首尾一貫性と対立するものとしての）について懸念していなかったと示唆することを意図したものでない。

⁷³ 前記の注 69 参照。

⁷⁴ Hans Hoogervorst のコメント。Remarks at IFRS Foundation/AICPA conference, Boston (Oct. 2011) (<http://www.ifrs.org/NR/rdonlyres/511C82B8-02F4-4E93-93B8-B84534E590C9/0/HHoogervorstBostonOctober2011.pdf>) で入手可能)

た適用を促進することにますます重点を置いていることを示している。こうした国際的な比較可能性への関心の増大（国債の会計処理に関するものを含む）は、多様性のある領域に対処する際の規制上の協力を促進するのに役立つ可能性がある⁷⁵。

IASBのメンバー及びスタッフは、数多くの機会において、適用指針の分量と基準における指示の分量を限定したいという願望を表明してきた。戦略レビューの中で、IFRS財団の評議員会は、IASBが次のことを行う必要があることを認識した。「証券規制機関、監査規制機関及び各国基準設定機関との正式な協力の取決めを確立して、IFRSがどのように適用されているのかに関するフィードバックを受け取り、逸脱への対処を図る行動を促す」⁷⁶。これらの目的は、規範的な面が少ない基準とすること（原則主義と呼ばれることが多い）とそうした基準をどのように適用するかを評価する際に予想される可能性のある多様性との間の緊張関係を生じる。繰り返すが、これは必ずしもIFRSがこの点だけで米国での組込みに不適切であると示唆するものではない。しかし、スタッフは、規範的な面が少ない基準設定というIASBの目的が当該基準の米国での組込みに与える可能性のある影響を慎重に検討した。この検討には、FASB、SEC、又は他の機関が、米国の資本市場の中でファイリングを行う会社間の多様性を最小限にするために、解釈ガイダンスを示すことが望ましいこと又は必要なことかどうかなどが含まれている。

2. 正式な解釈プロセス

IFRS ICは、財務報告上の問題をIFRSsの枠内で適時に識別し、議論し、解決することを通じて、IASBが財務報告を改善するのを支援する。その業務は、適切な会計処理に関して合意に至り、IFRSの権威ある解釈指針を示すことを目的としている。スタッフは、IFRS ICが適用上のガイダンスを公表するアプローチに改善の余地があると述べたフィードバックを受け、また独自にそう考えた。そうした改善は、IFRSに従って作成される財務諸表の比較可能性をより適切に向上させ、当該財務諸表及びそれを公表する会社の監査及び規制の首尾一貫性を高めることができる。具体的には、2011年5月のスタッフペーパーに対するコメント提出者は、IFRS ICは、IFRSの適用における実務上の多様性を削減し、比較可能性を高めるために、基準設定にもっと積極的になるべきだと述べた⁷⁷。あるコメント提出者は次のように述べている。

我々は、IASBが自らの基準を解釈することに消極的であったと見ており、IFRS解釈

⁷⁵ 参考：CII 調査研究（次のことを指摘している。要件#2 について、IFRS の透明性と比較可能性は、基準が実施される方法に左右される。IFRS 財団評議員会は、不統一な実務のリスクを認めており、その問題に対処するためのいくつかの処置を提案している。「資本市場規制と基準の執行は、国の財務報告の品質を、少なくとも使用する会計基準の質と同じくらい強く決定する。」）

⁷⁶ Report of the Trustees' Strategy Review – IFRSs as the Global Standard: Setting a Strategy for the Foundation's Second Decade, 注 121 参照。IFRS 財団の評議員会の戦略レビューについての議論とそれに関連した発見事項については、サブセクション III.C.1.及び関連する脚注を参照。

⁷⁷ 例えば、2011年5月のスタッフペーパーに対する Exxon; IBM; IMA のコメントレター参照。

指針委員会がもっと積極的になることを要望する。我々は原則主義の基準を支持するが、原則のみの基準は、実務が基準をさまざまに解釈して、それによる報告が過度に多様となる場合には、問題がある。そうした場合には、実務の多様性を許容可能なレベルまで狭めるために、解釈指針あるいはガイダンスが必要である⁷⁸。

スタッフは、後述のセクションⅢ.G.4.b.に示しているように、IASBの基準設定プロセスの分析との関連で、IFRS ICのプロセスをさらに検討した。

D. 監査可能性及び執行可能性

ワークプランは、スタッフがIFRSの監査可能性及び執行可能性に関するデータの収集を、以下により行うと述べていた。

- IFRSにより作成された財務諸表の監査可能性及びIFRSの執行可能性に影響を与える可能性のある要因の分析
- IFRSにより作成された財務諸表の首尾一貫した監査及びIFRSの執行可能性に影響を与える可能性のある要因の評価
- IFRSにより作成された財務諸表の監査可能性及び執行可能性を改善し、首尾一貫した監査及び執行を促進するために考えられる潜在的な変更の識別⁷⁹

スタッフは、監査事務所及び外国の規制機関へのアウトリーチを実施し、内部で当委員会のさまざまな部署の人間と会い、国際的な規制の構造に関する学術研究や他の公表されている情報を調査した。IFRSの監査可能性及び執行可能性について理解するためである。IFRSの監査可能性及び執行可能性の評価は、ワークプランの最も困難な部分の一つだと判明した。一つには、IFRSに準拠して作成された財務諸表について実施される監査について、スタッフが直接理解している点が非常に少ないからであった。公開会社会計監督委員会（PCAOB）は、IFRSに準拠して作成された財務諸表のごく少数の監査しか検査していないため、その結果は結論を導き出すための十分なサンプルにはならない。同様に、当委員会は、IFRSを使用して財務諸表を作成した個人又は会社に対しての十分な執行の経験がなく、実際の経験から結論を導くことが困難である。

2011年5月のスタッフペーパーに対する数名のコメント提出者は、基準の国際的な執行の拡大、監査の首尾一貫性、及び基準のより整合的な適用のための規制機関の国際協力の必要性を指摘した⁸⁰。特に、厳格な執行は「偽りの比較可能性を避けるために重要である。

⁷⁸ 2011年5月のスタッフペーパーに対するIMAのコメントレター。

⁷⁹ ワークプラン

⁸⁰ 2011年5月のスタッフペーパーに対する以下のコメントレター参照。ABA; CalPERS; CFA; Dell; Deloitte (SECが他国の規制当局との協議及びモニタリング活動を調整する取組みを拡大するよう要望); Exxon (SECが本国の規制環境の堅牢性、高品質の国際的監査基準の開発、活発な解釈機関を考慮するよう要望); FEI; GM (EITFとIFRS ICが解釈及び適用における翻訳及び文化的相違に対処し、SECとIASB

それは、各法域の基準の要求事項は同じであるが、解釈及び実務が首尾一貫していない状況である⁸¹。さらに、解釈と執行の首尾一貫性は、解釈を、密室での交渉ではなく、デュー・プロセスに向けて公開の場に押し出すことになる⁸²。

1. 原則かルールか

スタッフの調査によれば、多くの人々がIFRSの方が米国会計基準よりも原則主義の基準セットだと主張している。しかし、IFRSと米国会計基準は同程度に原則主義だが、米国会計基準の方が、実務が比較可能な結論に至るのに役立つガイダンスを多く含んでいると主張する人々もいる。2008年ロードマップに対するコメント提出者は、IFRSは米国会計基準に比べて、より高い柔軟性を認めており、執行可能性のより低い基準を生じる（公共の利益とならない要因である）と述べた⁸³。他方、適用の不整合と監査可能性への影響による比較可能性に関する懸念を示したコメント提出者もいた。例えば、あるコメント提出者は次のように述べた。

国際的基準（IFRS）への一般的な見方は、米国会計基準よりも具体性が低く、設けている規範的なガイダンスが少ない（すなわち、IFRSの方が原則主義である）とともに、主に公正価値測定の利用の多さのため主観性が高いというものである。会計基準設定を導く重要概念としての検証可能性の格下げと、その結果としての公正価値測定の重視により、経営者の機会主義的行動を抑制して財務報告を改善する監査人の能力が損なわれている⁸⁴。

スタッフは、原則主義の基準と規則主義の基準との間の相違が必ずしも明確ではないことに注目した。多くの人々が米国会計基準の方が規則主義でIFRSの方が原則主義だと感じているが、スタッフは、両方の基準セットは両方のアプローチの組合せだと見ている。実際に、FASBは最近、目的を基礎とした基準を公表する傾向にあり、適用に際してより大きな判断の行使を要求する基準となっている。目的を基礎とした基準は、基礎となる目的を示し、それを追加的な詳細で補足して包括的なガイダンスを形成している⁸⁵。例えば、2009

が「高品質な基準の厳格な適用」に沿っていない「抜け道及び非遵守」に対処するよう要望）；IMA（SECの国際的アウトリーチを要望）；KPMG；PwC（「適用における首尾一貫性の改善を促進する規制上及び基準設定上の仕組みは、おおむね、まだ整備されていないか又は十分高いレベルで運用されていない」）。

⁸¹ 2011年5月のスタッフペーパーに対するFEIのコメントレター参照（インフラストラクチャーの「著しい国際的な進展」なしに「コンドースメント」を支持することへの躊躇を示し、IFRSの執行及び監査を規制している他の国際的機関の強みと弱みを調査するようSECに要望）。

⁸² 2011年5月のスタッフペーパーに対するABA及びExxonのコメントレター（「誤った意味での比較可能性」）参照

⁸³ 例えば、2008年ロードマップに対するNational Association of State Boards of Accountancyのコメントレター参照。

⁸⁴ 2008年ロードマップに対するAmerican Accounting Association, Financial Accounting Standards Committeeのコメントレター

⁸⁵ SEC Office of the Chief Accountant and Office of Economic Analysis, Study Pursuant to Section

年に、FASBはFASB基準書第 167 号「変動持分事業体の連結」(SFAS 167) を公表した。この基準は、その前身であったガイダンスよりも規範的な面が少なく、変動持分事業体の主たる受益者を決定する際に重要な判断が必要とされる。SFAS 167 における初期の経験からも、目的を基礎とした基準は、監査可能性あるいは執行可能性において必ずしも問題があるとはいえないことが示されている。SFAS 167 についてのスタッフの当初の経験が示すところでは、作成者、監査人、及び規制機関は、この基準を適用し執行する能力がある。

2. 監査事務所の構造が比較可能性に与える影響⁸⁶

スタッフは、6つの主要な国際的な会計事務所組織へのアウトリーチを、各組織のインフラストラクチャーを理解するために実施した。各組織のインフラストラクチャーがIFRSの適用及び解釈に関係するためである⁸⁷。このアウトリーチを通じて、スタッフは、大手の会計事務所組織が品質及び比較可能性を高めるために現在使用していて、仮にIFRSに近い将来に財務報告制度に組み込まれたとした場合に使用できるであろうプロセスの理解を深めることを図った。全体的に、スタッフのアウトリーチにより、大手の会計事務所組織は、IFRSの多国間の比較可能性を促進するためにプロセスの改善の余地があることが示された。

一般的に、スタッフが面会した6つの会計事務所のIFRSインフラストラクチャーは、大まかに言って3つの主要な層で構成されている。上級の国際的な方針及びリーダーシップのグループ、コアIFRSテクニカル・グループ、より幅広いコンサルテーション・ネットワークである。各グループが一般に行っている業務は、方針の設定及び実行の監督、メンバー・ファーム内でのIFRSの国際的な首尾一貫した適用の支援、見解についての合意の形成である。スタッフが面会した代表者たちは、現在機能しているIFRSインフラストラクチャーは、概してIFRSが米国の発行企業についての財務報告の枠組みに組み込まれる環境に適合するであろうと考えている。しかし、いくつかの組織は、コンサルテーションの需要に対応し、コンサルテーションのプロセスの高レベルの品質を維持するために、米国に本拠を置くIFRSに適任の人材の数を増やすことが必要になりそうだと述べた。

108(d) of the Sarbanes-Oxley Act of 2002 on the Adoption by the United States Financial Reporting System of a Principles-Based Accounting System, (Jul. 25, 2003) 参照

(<http://www.sec.gov/news/studies/principlesbasedstand.htm> で入手可能)。

⁸⁶ この最終スタッフ報告書のセクション VII も参照。

⁸⁷ スタッフは、次の6つの主要な組織の米国法人の代表者と接触した。BDO International Limited, Deloitte Touche Tohmatsu Limited, Ernst & Young Global Limited, Grant Thornton International Ltd., KPMG International Cooperative, PricewaterhouseCoopers International Limited である。これらの世界的な会計事務所組織は、共通のブランド名を共有する別個のメンバー・ファームのネットワークとして組織されている。上記の各組織の米国でのメンバー・ファームは次のとおりである。BDO USA, LLP; Deloitte LLP; Ernst & Young U.S. LLP; Grant Thornton LLP; KPMG LLP; PricewaterhouseCoopers LLP。各ネットワークのメンバー・ファームがどの程度統合されているのか(例えば、共通の監査方法論を通じて)は、ネットワークごとに異なる。この最終スタッフ報告書の全体を通じて、これらの会計事務所にさまざまな用語で言及している。「メンバー・ファーム」又は「ファーム」などの用語は、一般的に、第三者に専門的サービスを提供する個々の法人(おそらく、一国又は限定的な数の国の中)を指している。「組織」又は「ネットワーク」などの用語は、より広範囲な、多くの場合、個々のファームの国際的なネットワークを指している。

スタッフは、面会した代表者のうち数名から、6つの会計事務所組織の一部又は全部からの個人が、組織間のさまざまな IFRS 会合に定期的に出席していると聞いた。その会合の一般的な目的は、各組織のそれぞれの見解と特定の IFRS のトピックに関する見通しを共有することである。同様の会合及び議論が米国で行われており、そこでは、これらの同じ組織が米国の基準設定に関する問題及び米国会計基準の適用についての疑問点を議論している。こうした会合は、さまざまな会計事務所組織の見解を理解するのに役立つとともに、ある程度は、IFRS IC がアジェンダ・プロセスを通じて検討すべき潜在的な項目を識別するためのフォーラムとして機能している。

しかし、これらの大手の会計事務所組織は独立したメンバー・ファームのネットワークとして組織されているので、メンバー・ファームは、例えば、IFRS の解釈上の論点についての見解の形成を、メンバー・ファーム間の自発的な協力と合意形成を通じて行っている。トップダウンの意思決定モデルがないため、あるメンバー・ファームが特定の取引の会計処理に関して独自の結論に達する一方で、同じネットワーク内のメンバー・ファームが異なる結論に至る可能性が生じる。このアプローチは、米国の会計事務所の間で米国会計基準の適用に関して伝統的に用いられているとスタッフが一般的に理解しているアプローチとは異なっている。米国会計基準の適用については、ある事務所の国内テクニカル会計グループ（すなわち、「ナショナル・オフィス」）の米国会計基準の問題に関する結論が一貫して適用される（例えば、ロサンゼルス事務所が、ナショナル・オフィスの結論を覆したり異なる結論を下したりすることはできない）。したがって、大手の会計事務所組織は、遵守を促進し比較可能性を高めるために、コア IFRS テクニカル・グループが下した結論が広められ各メンバー・ファームが従うようにすることを確保するのに役立つ強固な統制手続を導入する余地があるように思われる。

これらの大手の会計事務所へのスタッフのアウトリーチに加えて、スタッフは小規模の会計事務所へのアウトリーチも実施した。多くの小規模会計事務所は、現在 IFRS を適用している関与先がほとんどないため、IFRS への関与が概して限定的であり、いくつかの事務所は国際的ネットワークの一部となっていない。一部の事務所は多数の従業員のための基礎的な IFRS トレーニングを提供しており、上級のトレーニングを利用可能にしている事務所も少数ある。しかし、トレーニングを提供している事務所の多くは、そのトレーニングの価値の大半が、実務上の適用がない中での知識の劣化や、米国での IFRS の組込みの前に生じるであろう基準の変更により、失われてしまう可能性があると考えている。

さらに、小規模事務所の多くは自らの解釈用の会計ガイダンスがないと述べた。それを有する事務所でも、大半は IFRS に関して当該ガイダンスを更新しておらず、SEC が IFRS の組込みに関する決定を行う前に更新する予定がない。少数の事務所は、ネットワークの中で利用可能な IFRS 資源（財務諸表の例示やトレーニング教材など）を有している。

3. 執行と準拠

スタッフの調査は、会計基準だけが財務諸表の比較可能性に影響を与える要因ではないことを強調している。他の要因（法域の執行体制など）が比較可能性に大いに影響を与える可能性がある。多くのコメント提出者が同様の見解であった。例えば、あるコメント提出者は次のように述べた。「会計基準は、会社の財務報告書に反映される比較可能性の程度に影響を与える要因の一つにすぎない。経営者の報告インセンティブ、規制による執行、及び監査など他の要因も、財務報告書の比較可能性に著しく影響を与える」⁸⁸。

アウトリーチを通じて、スタッフは、世界中での執行体制は法域ごとに大きく異なっていることを発見した。例えば、政府の証券規制当局がある法域もあれば、規制団体がある法域もあり、政府の規制当局に対して説明責任を負う証券取引所又は政府の監督を受けている独立の執行者が規制をしている法域もある。規制機関の構造は、有効な執行メカニズムに影響を与える可能性がある。

国際ベースでの会計基準の現在の執行状況に関する情報は限られている。アウトリーチを通じて、スタッフは、財務諸表レビューの頻度や有効な執行メカニズムに関する若干の情報を得た。スタッフは、一般的に、規制機関は何らかの形式での財務諸表レビューのプログラムを維持しているが、レビューの頻度やレビュー対象とする財務諸表の選定方法は非常にまちまちであることを発見した。例えば、規制機関が財務諸表のレビューを次のようなことに基づいて行っている場合がある。照会、定期的な予定又はローテーション（例えば、5年ごと）、リスクの評価、無作為などである。

EUの加盟国を例にとると、スタッフは一般的に定期的なリスクに基づくレビューを観察した。EU内では、ESMA（従来はCESR）が、EU全体でのIFRSの執行に関する情報を収集して一般に公表している。ある報告書の中で、CESRは、2009年の間に全面的レビューが1,200社について実施され、部分的レビューが900社について実施された（欧州の上場会社の約17%）と述べた⁸⁹。部分的レビューは、一般的に欧州の規制機関が特定の会計上のトピック又は業種を対象に選定している。合計2,100件のレビューのうち、約900件（43%）が、何らかの形の措置を生じる結果となった。19件の修正再表示、約160件の公開訂正通知、約560件で将来の財務諸表における訂正を要求、他の170件はそれらより軽い他の措置であった⁹⁰。2010年については、ESMAの報告によれば、レビュー対象とした会社の数は若干減少し、全面的レビューが1,000社（欧州の上場会社の15%）について実施され、部分的レビューが700社（欧州の上場会社の10%）について実施された。執行件数は変動しており、修正再表示と公開訂正通知は2009年よりも増加した（それぞれ、22

⁸⁸ 2008年ロードマップに対するFAFのコメントレター

⁸⁹ CESR, [Activity Report on IFRS enforcement 2009](http://www.esma.europa.eu/overview/10?title=activity+report+on+IFRS+enforcement&doc_reference=§ion=All&doc_type=All&x=0&y=0) (Sep. 23, 2010) 参照 (http://www.esma.europa.eu/overview/10?title=activity+report+on+IFRS+enforcement&doc_reference=§ion=All&doc_type=All&x=0&y=0 で入手可能)。

⁹⁰ 同上

件と 220 件) が、将来の財務諸表における訂正の要求は 380 件に減少した⁹¹。

これと比較して、2009 年 9 月 30 日に終了した財政年度について、DCFは 4,720 の発行企業（発行企業全体の 40%）についてレビューを実施し、これには 370 件の新規上場レビューが含まれている⁹²。2009 年 12 月 31 日に終了した暦年では、630 の発行企業による 674 件の修正再表示があった⁹³が、これにはDCFのレビューによる修正再表示と発行企業又は監査人が主導した修正再表示の両方が含まれている。スタッフは、当該期間中に何社の発行企業がDCFの全面的又は部分的なレビューを受けたのかや、そのうち何社がDCFから「将来のファイリングにおいて訂正」のコメントを受けたのかは確定できなかったが、こうした数字はEUの執行結果との有効な比較のために必要であったらう⁹⁴。2010 年 9 月 30 日に終了した財政年度については、DCFは 4,575 の既存の発行企業（財政年度開始時の発行企業全体の 44%）のレビューを実施するとともに、新規上場を含む 935 の新規発行企業のレビューを実施した。2010 年 12 月 31 日に終了した暦年については、699 の発行企業による 735 件の修正再表示があった⁹⁵。

EUとDCFのレビューのデータは、法域ごとのレビュー実務の相違を示しており、この相違はIFRS財務諸表の執行における首尾一貫性の低下を生じる可能性がある。スタッフは、積極的なレビュー・プログラムにより比較可能性及び会計基準の適用の質が向上したと考えている（少なくとも当該レビュー・プログラムを実施している法域内では）。積極的なレビュー・プログラムは、基準そのものよりも会計基準の首尾一貫した適用の方に大きな影響を与える可能性がある⁹⁶。また、スタッフは、SECのレビュー・プログラムと同様の強固なレビュー・プログラムは、IFRSの国際的な執行の首尾一貫性に対してプラスの影響があると考えている。しかし、そうは言っても、適用の国際的な首尾一貫性を高めるためには、法域の境界を越えたレビュー・プログラムの調整の拡大が必要となる可能性がある。

スタッフは、IFRSの組込みが当委員会の執行プログラムにどのような影響を与える可能

⁹¹ ESMA, Activity Report on IFRS enforcement 2010 (Oct. 21, 2011) 参照 (http://www.esma.europa.eu/documents/overview/10?title=activity+report+on+IFRS+enforcement&doc_reference=§ion=All&doc_type=All&x=0&y=0 で入手可能)。

⁹² Wayne Carnell et al., Current Developments in the Division of Corporation Finance (Dec. 8, 2009) (AICPA の会合で SEC 及び PCAOB の動向に関して発表したスライド) 参照 (<http://www.sec.gov/news/speech/2009/spch120809wc.pdf> で入手可能)。2002 年サーベイランス・オックスレー法では、SEC が発行企業の年次報告書（例えば、Form 10-K 又は Form 20-F）を少なくとも 3 年に 1 回はレビューすることを要求している。

⁹³ Audit Analytics, 2009 Financial Restatements: A Nine Year Comparison (Feb. 2010) 参照。

⁹⁴ 「将来のファイリングにおいて訂正」という連絡文書の数量についての非常に大まかな考えは、EDGAR の全文テキスト・データベースで「将来のファイリング」の用語を検索することにより得ることができる。連絡文書 (CORRESP) について抽出し、2009 暦年に限定すると、約 4,300 件の検索結果があった。

⁹⁵ Audit Analytics, 2010 Financial Restatements: A Ten Year Comparison (May 2011) 参照。

⁹⁶ Christian Leuz, Different Approaches to Corporate Reporting Regulation: How Jurisdictions Differ and Why, 40 ACCT. & BUS. RESEARCH 229 (2010) 参照。

性があるのかの分析を実施した。スタッフの分析は、最近数年間の会計上の違反及び不正に関わる当委員会の執行措置の事例のレビューにより実施した。その目的は、当委員会が会計上の主張を行い当該執行措置を提出した能力 (IFRSが適用可能であったとした場合)⁹⁷とともに、IFRSが執行事例に与えた可能性のある影響を評価することであった。

スタッフは、会計上の主張の大多数が、仮に IFRS が以前に米国の財務報告制度に組み込まれたとした場合でも、やはり行われたであろうと推測した。しかし、IFRS の組み込みが当委員会の執行体制に与える実際の影響は、スタッフの分析とは異なる可能性があり、以下の事項に左右されるものであることに留意することが重要である。関係する特定の会計基準、事実関係及び状況、調査の間に得られた証拠の質などである。

IFRS の組み込みについての当委員会の意思決定とは別に、両審議会は、優先主要共同プロジェクトの対象となっている会計分野についての IFRS と米国会計基準との間の具体的な差異の程度を削減するための取組みを継続中であり、場合によっては完了している。継続的なコンバージェンス活動は、とりわけ、収益、リース、金融商品の会計処理に著しく影響を与える可能性がある。基準が公表時にコンバージェンスされると仮定すると、米国の財務報告制度の中でのこれらの最終基準の会計処理の要求事項への準拠の執行に対する影響は、IFRS を組み込む決定に関係なく同様のものとなると予想される。

最後に、この最終スタッフ報告書の他のセクションで論じているように、組み込みの方法により、当委員会の会計基準執行能力に IFRS の組み込みが影響を与える可能性があるとの懸念の多くを大きく緩和し得る。FASB は、承認者として行動する際に、米国の財務報告制度に組み込まれる基準の品質が十分で、当該基準が当委員会による連邦証券法の執行に悪影響を与えないことを確保するための重要な役割を果たすことができよう。

4. 国際的な規制機関及び他の規制機関

スタッフは、IFRS 財務諸表のより首尾一貫した執行に役立つ可能性のある次のような仕組みを識別した。

- IOSCO
- 各地域団体

IOSCOは、証券規制機関の国際団体であり、メンバー間の協力作業と情報共有を通じて投資者保護という共通の使命の達成を図っている⁹⁸。会計に関する役割に関して、IOSCO は第一常設委員会を組織し、そこでは多国間の開示及び会計の問題に焦点を当てている。IFRSの首尾一貫した執行を支援するため、第一常設委員会の活動には以下のことへの支援

⁹⁷ スタッフは、分析の実施時に有効であった IFRS を考慮した。適用した基準は、違反があったとされる日の時点で有効であった基準とは異なっている場合がある。

⁹⁸ 追加的な情報は、IOSCO の [About IOSCO](http://www.iosco.org/about) 参照 (<http://www.iosco.org/about> で入手可能)。

が含まれている。

- メンバーが行った過去の決定のデータベース（他のメンバーが特定の事実関係を検索して会計上の決定の根拠を理解できるようにする）
- メンバーとの定期的な電話会議（新たに発生している会計上の問題と個別の匿名の事実関係の両方を扱う）
- IFRS の公開草案に関する IASB への共同のコメントレター

IOSCOに加えて、スタッフは、IFRS財務諸表の首尾一貫した執行を促進する他の地域団体の存在に注目している。最も著名なのはESMAで、これはEU加盟国の各国の証券規制機関の間の協調と首尾一貫性を促進するために設計されたEU全域の機関である。2011年1月1日のESMAの創設により、EUのガバナンス構造の中でのEU全域の証券執行者の役割がさらに強化された。さらに、ESMAは、欧州執行者協力セッション（EECS）グループを支援している。これは、会計と欧州での執行活動のコンバージェンスの拡大に特に重点を置いている。IFRSの首尾一貫した執行を促進するために、EECSは個々の加盟国が行った執行決定を匿名ベースで定期的に公表している。これらの公表された決定は、EUにおけるIFRSの首尾一貫した適用に寄与するよう設計されている⁹⁹。

アジア・オセアニア地域では、各会計基準設定主体がアジア・オセアニア基準設定主体グループ（AOSSG）を2009年に結成した。その目的の一つは、当該地域の各法域によるIFRSの首尾一貫した適用の促進である¹⁰⁰。この目標を支援するため、AOSSGはメンバーのための教育セッションを開催してきた。将来において、AOSSGは、各種委員会、電話会議、データベース、あるいは会計上の問題に関する見解を議論し広めるためのその他の仕組みを通じたより緊密な協調を構想している。

⁹⁹ ESMA, 11th Extract from the EECS's Database of Enforcement (Aug. 16, 2011) 参照 (<http://www.esma.europa.eu/page/IFRS-Enforcement-0> で入手可能)。

¹⁰⁰ 追加的な情報は、AOSSG の About US 参照 (<http://www.aossg.org/about-us> で入手可能)。

Ⅲ. 投資者の便益のための独立した基準設定

2010年声明は次のように述べていた。「高品質の国際的に認められる会計基準のセットの重要な要素は、会計基準設定主体の資金調達とガバナンス構造が、投資者の究極的な便益のための会計基準の独立した開発を支えることである」¹⁰¹。米国の発行企業に対するIFRSの組み込みの可能性に関してIASBの独立性を考慮するのに必要な情報を提供するために、ワークプランは特に4つの領域に焦点を当てた。

- IFRS財団の監督
- IFRS財団及びIASBの人員構成
- IFRS財団の資金調達
- IASBの基準設定プロセス¹⁰²

ワークプランにおいて、スタッフは、IASBの効果的な監督が、IFRSを米国の発行企業についての財務報告システムに組み込むことの決定にとって非常に重要であることに留意した¹⁰³。したがって、ワークプランの実行にあたり、スタッフは、IFRS財団のモニタリング・ボードの方針及び手続が、どの程度、投資者のための会計基準の独立した開発を支えているのかを検討した。

第二の領域については、ワークプランに従って、スタッフはIFRS財団及びIASBの人員構成並びにそれがIASBが投資者の究極的な便益のために会計基準を独立して開発する能力に与える影響を分析した¹⁰⁴。

第三の領域については、スタッフは以下のことを分析した。(1) IFRS財団の資金調達源がIASBの独立性をどの程度促進しているか、(2) IFRS財団に米国ベースの拠出を提供するために考え得る資金調達メカニズム¹⁰⁵。

最後の領域については、スタッフは、IASBの基準設定プロセスがどの程度独立性があり客観的なのかを分析した。ワークプランに従って、スタッフはIASBの基準設定プロセスの3つの構成要素に焦点を当てた。(1) 投資者の優越、(2) 適時性、(3) 客観性である¹⁰⁶。

A. 所見の要約

¹⁰¹ 2010年声明

¹⁰² ワークプラン

¹⁰³ 同上

¹⁰⁴ 同上

¹⁰⁵ 同上

¹⁰⁶ 同上

全体として、スタッフは、IFRS財団のガバナンス構造の全体的な設計は、IASBの監督を提供する一方で同時にIASBの独立性を認識し支援することの合理的なバランスが取れていると判断した。国際的機関に典型であるが、IASBには、どれか単一の資本市場に焦点を当てた基準の設定を考慮するという使命はない。米国の投資者及び米国の資本市場のニーズの考慮に関しては、スタッフの考えでは、米国の資本市場を個別に考慮し保護するための仕組みを整備する必要がある。例えば、IFRSsをエンドースするための活動的なFASBを維持することなどである。

資金調達に関しては、IASBの設立以来、米国の源泉が一貫して金額的にIASBへの最大の資金提供者となってきた。さらに、米国はIASBとFASBのMoUにおける共同での基準設定の取組みを支援するために多大の資源を提供してきた。しかし、最近、IFRS財団評議員会は、米国の源泉に対して設定している資金調達目標の達成に成功していない。2011年5月のスタッフペーパーに対するFAFのコメントレターにおいて、FAFは、IFRS財団の運営予算の米国負担分の資金調達の適切な手段を見出すことの重要性を指摘した¹⁰⁷。さらに、FAFは「IASBの年間運営予算の適切な米国負担分についての適切な資金調達の仕組みを開発する取組みに力を貸す」ことを申し出た¹⁰⁸。上記の所見にかかわらず、資金調達のアプローチに関するスタッフの最大の懸念は、IASBへの資金提供を大手の会計事務所に引き続き依存していることである。

IASBの基準設定プロセスに関して、スタッフは、IASBは基準設定アジェンダ及び個々のプロジェクトについての投資者からのフィードバックを得る取組みを、時を経るにつれて改善してきたと考えている。IASBの公開草案に対する投資者又は投資者グループからの公式のコメントレターが比較的少ない場合が多いため、IASBにとって当該利害関係者に接触する他の方法を見出すことが非常に重要であり、IASBはそのための努力を發揮しているように見える。IASBのプロジェクトのモニタリングを通じて、スタッフは、IASBスタッフが他の仕組み（IASBの公開草案に対するフィードバックを伝えるための投資者への直接の接触など）を使用している場合、IASBスタッフは、公開のコメントレターの要約のほか、投資者へのアウトリーチの結果の要約を提供することが多いことに注目した。

スタッフによるIASBとIFRS ICの活動のモニタリングでの経験を通じて、スタッフは、IASBが新たに生じている問題を扱う際の適時性に関して強化が必要だと考えている。この見解は、IFRS財団の評議員会の戦略レビューに対する関係者のインプットと同様のものであり、関係者はIFRS ICからのアウトプットが利害関係者のニーズを満たしていないと指摘していた¹⁰⁹。IFRS財団は最近、この懸念に対処するための変更を実施した。変更はごく最

¹⁰⁷ 2011年5月のスタッフペーパーに対するFAFのコメントレター参照。

¹⁰⁸ 同上

¹⁰⁹ IFRS Foundation Staff, Analysis of the Responses received following the Second Public Consultation held between April and July 2011 (Oct. 2011) (IFRS財団スタッフのコメント要約) 参照 (<http://www.ifrs.org/The+organisation/Governance+and+accountability/Strategy+Review/Due+process+docs.htm> で入手可能)。

近実施されたばかりである（又は実施の過程にある）ため、現時点ではこれらの変更が有効であるかどうか又は有効となるかどうかは不明である。

スタッフは、IASB のデュー・プロセスが以下のことに非常に基礎を置いていることに気付いた。協議並びに事実及び見解の収集、公開の審議、分析、決定事項の一般への説明である。スタッフは、IASB メンバーの専門プロジェクトに関する審議及び再審議が、財務情報の認識、測定、表示、開示の可能性に関する広範な討議と分析を伴っていることに注目した。モニタリングに基づくスタッフの考えでは、IASB メンバーはプロジェクトの論点の解決を、技術上の利点及び投資者その他の財務諸表利用者にとっての全体的な有用性に基づいて決定しており、スタッフの知る限りでは、IASB メンバーが公共の利益のために行動しなかったり IFRS 設定の際に判断の独立性を行使できなかったりしたという事例はない。

B. IASB のガバナンス構造の概要

IASBは、IFRSsの開発に責任を負う民間の基準設定機関である。IASBに関するガバナンス構造は3層構造となっている。IASBはIFRS財団の監督を受けており、IFRS財団は22名の評議員が統治する非営利の民間セクター組織である¹¹⁰。IFRS財団が責任を負っているのは、IASBの活動及びIFRSを中心とした他の業務（IFRSの英語からの翻訳に関する取組み、IFRSに関する教育、IFRSについての双方向のデータ・タクソノミの開発など）である。IFRS財団としては、モニタリング・ボードの公的監督を受けている。モニタリング・ボードの現在のメンバーは、IOSCOの新興市場委員会及び専門委員会、欧州委員会（EC）、日本の金融庁（JFSA）、及び当委員会である¹¹¹。モニタリング・ボードは2009年に設置され、評議員会がIFRS財団の定款をモニタリング・ボードの結成を反映するように修正した。2009年4月の覚書（MB MoU）は、IFRS財団とモニタリング・ボードを公式に結び付けた¹¹²。モニタリング・ボードの設立前には、IFRS財団は、どの各国証券規制機関や公的資本市場当局との監督上の連携も有していなかった。

評議員会には、デュー・プロセス監督委員会（DPOC）があり、デュー・プロセス承認及びIASBのデュー・プロセスへの準拠状況の監督に責任を負うとともに、評議員会がIFRS財団の定款に従って監督機能を果たしているかどうかのレビューの責任も有している¹¹³。IFRS

¹¹⁰ 追加的な情報は、IFRS の Trustees 参照 (<http://www.ifrs.org/The+organisation/Trustees/Trustees.htm> で入手可能)。

¹¹¹ モニタリング・ボードのメンバーの一覧は、http://www.iosco.org/monitoring_board で入手可能。

¹¹² モニタリング・ボードの使命、任務、構造、運営に関するより詳細な情報は、“Charter of the IASCF Monitoring Board”（「MB 綱領」）参照 (http://www.iasb.org/NR/rdonlyres/28B9BB17-79C8-4623-B043-B15F8D7A774D/Monitoring_Board_Charter.pdf で入手可能)。“Memorandum of Understanding To Strengthen the Institutional Framework of the International Accounting Standards Committee Foundation”（「MB MoU」）(Apr. 2009) も参照 (<http://www.iasb.org/NR/rdonlyres/67B0EE51-56B8-4183-9958-CDAC52BC505C/0/MGMoU060409.pdf> で入手可能)。

¹¹³ DPOC に関する追加の情報は、IFRS の Due Process Oversight Committee (DPOC) 参照 (<http://www.ifrs.org/DPOC/DPOC.htm> で入手可能)。

財団の「IASBデュー・プロセス・ハンドブック」は、IASBが基準設定時に従うべき手続を詳述し、プロセスの各段階が、透明性及びアクセス可能性、広範な協議及び反応性、並びに説明責任をどのように扱わなければならないかを強調している¹¹⁴。IASBは基準設定プロセス全体を通じて一般から意見を募集しインプットを求めており、これには、アジェンダとする項目を選定する際や、最終の基準書を公表する前に、ディスカッション・ペーパー若しくは公開草案、又はその両方を作成し公表することにより行うものが含まれる¹¹⁵。

C. IFRS 財団の評議員会及びモニタリング・ボードのレビューの背景

1. 評議員会の戦略レビュー

IFRS評議員会の定款では、評議員会がIFRS財団の構造及び有効性について定期的なレビューを行うことを求めている¹¹⁶。2010年7月に、評議員会は組織の戦略の包括的な見直しに着手した（「評議員会の戦略レビュー」）。IFRS財団は、2つの文書を公開協議のために公表した。(1) 2010年11月の「評議員会の戦略レビューの現状」（2010年公開協議）¹¹⁷、(2) 2011年4月の「評議員会の戦略レビューの報告書——グローバル基準としてのIFRS：財団の第二の10年間に向けての戦略の設定」（2011年公開協議）¹¹⁸である。両方の公開協議文書ともに、IFRS財団とIASBの4つの領域（使命、ガバナンス、プロセス、資金調達）に焦点を当て、それらについての一般のコメントを要請した。IFRS財団のスタッフからのコメント要約は2011年5月¹¹⁹及び2011年10月¹²⁰に公表された。評議員会は、最終報告書を

¹¹⁴ IFRS Foundation の Due Process Handbook for the IASB（「DP ハンドブック」）参照
(<http://www.ifrs.org/NR/rdonlyres/C3D78611-8792-441F-B426-6AF5189C83B8/0/DueProcessIASB2011.pdf> で入手可能)。2012年5月に、IFRS財団はDPハンドブックの更新版を一般のコメントを求めるために公表した。プレスリリース及び追加の情報は下記で入手可能である。
<http://www.ifrs.org/Alerts/PressRelease/DueProcessHandbook.htm>。スタッフは、この更新案についての評価を、この最終スタッフ報告書の公表前には完了していない。

¹¹⁵ 同上

¹¹⁶ IFRS Foundation Constitution 参照
(<http://www.ifrs.org/NR/rdonlyres/0B820728-7F10-4877-8068-7B65D2A3058B/0/ConstitutionDec2010.pdf> で入手可能)。

¹¹⁷ IFRS Foundation, Consultation Document, Paper for Public Consultation, Status of Trustees' Strategy Review (Nov. 5, 2010) 参照
(<http://www.ifrs.org/The+organisation/Governance+and+accountability/Strategy+Review/Due+process+docs.htm> で入手可能)。延長後のコメント期間は2011年2月24日に終了した。

¹¹⁸ IFRS Foundation, Consultation Document, Report of the Trustees' Strategy Review — IFRSs as the Global Standard: Setting a Strategy for the Foundation's Second Decade (Apr. 2011) 参照
(<http://www.ifrs.org/The+organisation/Governance+and+accountability/Strategy+Review/Due+process+docs.htm> で入手可能)。コメント期間は2011年7月25日に終了した。

¹¹⁹ IFRS Foundation Staff, Strategy Review Response Analysis (May 2011)（「IFRS スタッフのコメント分析」）参照
(<http://www.ifrs.org/The+organisation/Governance+and+accountability/Strategy+Review/Due+process+docs.htm> で入手可能)。

¹²⁰ IFRS財団スタッフのコメント要約を参照。

2012年2月に公表した¹²¹。

戦略レビュー最終報告書において、評議員会は2011年公開協議で示した原則及び提言をおおむね確認した。評議員会は、IASBの基準設定意思決定プロセスにおける独立性を維持しなければならないことに留意し、現在の3層のガバナンス構造は組織の使命にとって適切であることに留意した¹²²。評議員会は、IASBのための資金調達システムは、組織的な説明責任を提供しつつ、基準設定プロセスの独立性を維持しなければならず、現行の資金調達基盤を拡大してIFRS財団が国際社会により良く貢献できるようにすべきだと結論を下した¹²³。評議員会は、IASBのデュー・プロセスを引き続きレビューして定期的に強化すべきであることに留意した¹²⁴。評議員会は、現行のデュー・プロセスの枠組みを基礎としてIFRSsの首尾一貫した適用に対するIFRS財団の関心を支えるためのいくつかの具体的な提言を示した¹²⁵。評議員会の戦略レビューの結果に関する追加的な情報は、最終スタッフ報告書の本セクション全体を通じて議論している。

2. モニタリング・ボードのガバナンス・レビュー

2010年4月に、モニタリング・ボードは、自ら及びIFRS財団のガバナンスの枠組みのレビューを公約し、当該レビュー実施のためのワーキング・グループを設置した（「MBガバナンス・レビュー」）。MBガバナンス・レビューは、評議員会の戦略レビューと同時に実施された。MBガバナンス・レビューが焦点を当てたのは、主としてガバナンスの制度的側面、特に、モニタリング・ボード、評議員会及びIASBの人員構成並びにそれぞれの役割及び責任であった。これに対し、評議員会の戦略レビューは、ガバナンスの運営上の側面、特に基準設定主体のデュー・プロセスに重点を置いた。

2011年2月に、モニタリング・ボードは「IFRS財団のガバナンスのレビューに関する協議報告書」という報告書（「MB協議報告書」）を公表した¹²⁶。モニタリング・ボードは、公開の利害関係者の会合も2011年3月に4か所¹²⁷で開催して広範囲の利害関係者へのア

¹²¹ IFRS Foundation, Consultation Document, Report of the Trustees' Strategy Review 2011: IFRSs as the Global Standards: Setting a Strategy for the Foundation's Second Decade (Feb. 2012)（「戦略レビュー最終報告書」）参照

<http://www.ifrs.org/The+organisation/Governance+and+accountability/Strategy+Review/Strategy+Review.htm> で入手可能）。

¹²² 戦略レビュー最終報告書を参照。

¹²³ 同上

¹²⁴ 同上

¹²⁵ 同上

¹²⁶ IFRS Foundation Monitoring Board, Consultative Report on the Review of the IFRS Foundation's Governance (Feb. 7, 2011) 参照

http://www.iosco.org/monitoring_board/pdf/Review_of_the_IFRS_Foundation_Governance_Report.pdf で入手可能）。公開協議期間は2011年4月7日に終了した。

¹²⁷ この4か所は、ブリュッセル、東京、クアラルンプール及びパロアルト（カリフォルニア州）であった。

ウトリーチを行った。モニタリング・ボードは、MB協議報告書に対して寄せられたコメントの要約を2011年9月に公表した¹²⁸。

モニタリング・ボードは、最終報告書を2012年2月に公表した¹²⁹。MB最終報告書で、モニタリング・ボードはその目的を再確認した。それは、IFRS財団と、自らの法域の資本市場で使用する財務報告の様式及び内容の設定に責任を負う当局との連携を提供することである¹³⁰。モニタリング・ボードは、メンバーを増員するとともに、モニタリング・ボードのメンバーの要件として「該当する法域の国内でのIFRSの使用及びIFRSの設定への当該法域の財政的拠出」を含めることを決定した¹³¹。モニタリング・ボードは、MB MoUの現在の条項を維持し、モニタリング・ボードが論点を評議員会及びIASB議長に検討のため照会することを認めることも決定した。モニタリング・ボードと評議員会は、ガバナンスの枠組みのすべてのレベルが互いの懸念及び対応を十分に承知しているようにするための、適切なフィードバックの仕組みについて合意する予定である¹³²。さらに、モニタリング・ボードは、ガバナンス構造の定期的なレビューをIFRS財団の5年ごとの定款レビューと協調して実施することを決定した。ガバナンスの枠組みの継続的な目的適合性と改善を確保する効率的な手段を提供するためである¹³³。MBガバナンス・レビューの結果に関する追加的な情報は、最終スタッフ報告書の本セクション全体を通じて議論している。

D. IFRS 財団の監督

1. ガバナンス構造の現状

評議員会の戦略レビュー及びMBガバナンス・レビューの結果として、評議員会とモニタリング・ボードは、IASBの現行の3層のガバナンス構造は適切であり維持すべきだと結論を下した¹³⁴。2011年公開協議に対する回答者の圧倒的多数が、現行の3層のガバナンス構造を維持する提案を支持した¹³⁵。回答者は、現行の構造は組織をよく機能させており、公

¹²⁸ Monitoring Board Working Group, Summary of Comments to the Consultative Report on the Review of the IFRS Foundation's Governance (Sept. 2011) (「MB コメント要約」) 参照 (http://www.iosco.org/monitoring_board/pdf/20110908%20Final%20Draft%20Summary%20of%20Comments.pdf で入手可能)。

¹²⁹ IFRS Foundation Monitoring Board, Final Report on the Review of the IFRS Foundation's Governance (Feb. 9, 2010) (「MB 最終報告書」) 参照 (http://www.iosco.org/monitoring_board/pdf/Final%20Report%20on%20the%20Review%20of%20the%20IFRS%20Foundation's%20Governance.pdf で入手可能)。

¹³⁰ MB 最終報告書参照。

¹³¹ 同上

¹³² 同上

¹³³ 同上

¹³⁴ 戦略レビュー最終報告書参照。

¹³⁵ IFRS 財団スタッフのコメント要約参照。

的説明責任のニーズとIASBの基準設定プロセスの独立性とのバランスを取っていると指摘した¹³⁶。2011年公開協議に対する回答者のほぼ全員が、IASBの独立性が最重要であるという原則を強く支持した。多くの人々は、独立性がないと、IFRSは正当性と信認を国際的に失うことになる」と指摘した。「回答者のほぼ全員が、IASBの独立性を、広範なアウトリーチ、適切なデュー・プロセス及び十分かつ率直なフィードバックにより立証される、高度の説明責任及び透明性と組み合わせなければならないと述べた」¹³⁷。

評議員会は、IASBの現行のガバナンス構造は依然として適切だと考えているが、組織のガバナンスの各要素の役割及び責任を明確に定義すべきだと提案した¹³⁸。2011年公開協議に対する回答者の大多数はこれに同意した。混乱を除去し一層の透明性を確保するための、IFRS財団、モニタリング・ボード、IASBのそれぞれの役割の一層の明確化及び定義の必要性を認識してのことである¹³⁹。

2. モニタリング・ボードの人員構成

モニタリング・ボードのメンバーは、現在は資本市場当局に限定されており、これは、各法域の資本市場で使用する財務報告の様式及び内容の設定に責任を有する当局と定義されている¹⁴⁰。MBガバナンス・レビューの結果として、モニタリング・ボードは、全メンバーを引き続き当該当局のグループに限定すべきだと結論を下した¹⁴¹。MB協議報告書に対する回答者の大多数は、モニタリング・ボードのメンバーを資本市場当局に限定することに同意した。その理由の少なくとも一部分は、資本市場当局一般の使命とIFRS財団の使命との一致である¹⁴²。スタッフは、MB協議報告書に対する回答者のうち少数が、メンバーを資本市場当局に限定することに反対したことを承知している。それらの回答者は、モニタリング・ボードはIFRSに対するもっと広範囲の公共政策の利害を代表すべきだと考えている。これには、銀行監督、保険監督、マクロ的金融監督、税務の当局が含まれる¹⁴³。

3. モニタリング・ボードのオブザーバー

MB綱領によると、モニタリング・ボードのメンバーは、合意により、特定の組織をモニ

¹³⁶ 同上

¹³⁷ 同上

¹³⁸ 戦略レビュー最終報告書参照。

¹³⁹ IFRS財団スタッフのコメント要約参照。

¹⁴⁰ MB綱領参照。

¹⁴¹ MB最終報告書参照。

¹⁴² MBコメント要約参照。

¹⁴³ 同上

タリング・ボードのオブザーバーとして認めることができる¹⁴⁴。オブザーバーは、MB綱領により、モニタリング・ボードの意思決定に対する投票権を有さないが、モニタリング・ボードのメンバーと見解を共有することができる¹⁴⁵。現時点での唯一のオブザーバーは、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）である¹⁴⁶。MB協議報告書において、モニタリング・ボードは、モニタリング・ボードの活動に対する他の公的機関及び国際機関の関与を拡大すべきかどうか、及びその場合の方法を検討した。方法として、例えば、オブザーバーの資格を金融監督当局や国際機関のグループに拡大すること、当該グループとのより公式の対話を行うこと、または当該グループで構成される諮問機関を設置することなどがある¹⁴⁷。

MB協議報告書に対する回答者の大半は、IFRSに利害関係のある他の関係者との接触の拡大をおおむね支持したが、これを実現する方法については意見が大きく分かれた¹⁴⁸。MB最終報告書において、モニタリング・ボードは、BCBSの現在のオブザーバー資格を維持することを決定し、金融監督その他の当局をIFRS財団のガバナンスに関与させる最も適切かつ有用な手段の検討を続けることに留意した¹⁴⁹。モニタリング・ボードは、BCBSを引き続きオブザーバーとする理由を公開の報告書で説明しなかった。モニタリング・ボードは、オブザーバーの役割及び性質をより明確に定義することも決定した¹⁵⁰。

スタッフの考えでは、モニタリング・ボードのメンバー又はオブザーバーではない公的機関との対話やそこからインプットは、他の手段（例えば、諮問会議や、IFRS財団及びIASBを通じてすでに存在している公開のインプットの機会）を通じて達成し入手することができる。

4. モニタリング・ボードのメンバー資格におけるIFRS適用及び資金調達への役割

現行のMB綱領では、モニタリング・ボードのメンバーが自らの法域でIFRSを「使用」という要求はない¹⁵¹。メンバーは公共の利益を保護し増進する責任を持たなければならない、高品質の国際的な会計基準の開発の支持に強く専心しなければならない¹⁵²。MB協議報告書において、モニタリング・ボードは、ある法域におけるIFRSの使用及びIFRS財団

¹⁴⁴ MB綱領参照。

¹⁴⁵ 同上

¹⁴⁶ MB協議報告書参照。

¹⁴⁷ 同上

¹⁴⁸ MBコメント要約参照。

¹⁴⁹ MB最終報告書参照。

¹⁵⁰ 同上

¹⁵¹ （参考）MB綱領。

¹⁵² 同上

の資金調達に対する当該法域の貢献を、メンバー選定の際に考慮すべきだと提案した¹⁵³。提案に対するコメントを検討した後に、モニタリング・ボードは、MB最終報告書において、メンバーの要件に、該当する法域の国内でのIFRSの使用及びIFRSの資金調達への関与を含めることを決定した¹⁵⁴。しかし、モニタリング・ボードは、「IFRSの使用」を評価するために用いる原則又は要因の定義や詳細の記述はしなかった。モニタリング・ボードは、MB綱領において「IFRSの使用」という要件の定義を開発し文書化することを計画している¹⁵⁵。スタッフは、モニタリング・ボードのこの作業に参加し、IFRSを支えるガバナンス構造に対するモニタリング・ボードのメンバー資格の含意を引き続き評価する。さらに、モニタリング・ボードは、新しいメンバー要件を踏まえてメンバーの適格性を定期的に見直す計画であり、最初の適格性評価を2013年初頭に開始する見込みとしている¹⁵⁶。

スタッフは、MB協議報告書に対する回答者が、IFRSの使用を考慮事項とすることには一般的に同意したが、当該回答者は、「使用」の概念が十分に定義されていないため、「使用」をどのように解釈すべきなのか明確ではなかった¹⁵⁷。しかし、一部の回答者は、この要件は近い将来又は中期的にIFRSの採用又はコンバージェンスを行う意図とすべきであり、IFRSのこのような受入れも関連性があるとの見解を示した¹⁵⁸。

スタッフは、MB協議報告書に対する回答者の大半は、モニタリング・ボードのメンバー資格に対するIFRS財団の資金調達との関連性の問題に触れていなかったことに留意した。MBコメント要約で以下のように述べている。

一部 [のコメント提出者] は、メンバー資格と資金調達との結び付きは、ガバナンスを損なうべきではないが、むしろ当該法域がIFRS財団の安定的で独立した資金調達を支援している指標の一つと見るべきだと警告した¹⁵⁹。

5. 評議員の選任におけるモニタリング・ボードの役割

MB MoUでは、モニタリング・ボードの主要な責任として、評議員指名プロセスへの参加及び評議員被指名者の承認がある¹⁶⁰。MB MoUは、評議員の選任及び再任の要件はIFRS財団の定款に記載のものだと述べている¹⁶¹。MB MoUによると、評議員会は評議員の役職

¹⁵³ MB 協議報告書参照。

¹⁵⁴ MB 最終報告書参照。

¹⁵⁵ 同上

¹⁵⁶ 同上

¹⁵⁷ MB コメント要約参照。

¹⁵⁸ 同上

¹⁵⁹ MB 最終報告書参照。

¹⁶⁰ MB MoU 参照。

¹⁶¹ 同上

に関する手続（欠員募集の広告を含む）を設定しなければならず、選任プロセスは評議員会が透明性のある方法で管理する¹⁶²。評議員会は、評議員の空席のそれぞれに1名の候補者を提案し、モニタリング・ボードは評議員会の検討のために名簿を提出することができる¹⁶³。それぞれの評議員候補者はモニタリング・ボードの承認を受けなければならず、評議員会はメンバーの中から、モニタリング・ボードの承認を条件として、議長を指名する¹⁶⁴。

MB協議報告書において、モニタリング・ボードは、評議員会が評議員の候補者指名及び任命についてのより正式な手続及びより明確な要件をIFRS財団の明記された目的に沿って立案するよう提言した¹⁶⁵。コメントを検討した後に、モニタリング・ボードはMB最終報告書において次の結論を下した。(1) 評議員の選任のプロセス及び要件を文書化し公開する。(2) 選任要件について時々必要となる可能性のある変更に必要な考慮を払う。(3) モニタリング・ボードは引き続きプロセスに参加する（これには、選任要件のセットについての評議員会との合意及び評議員候補者の承認が含まれる）¹⁶⁶。

スタッフは、MB協議報告書に対する回答者の多くが、この提案に同意したことに留意した。透明性により指名プロセス及び評議員会への利害関係者の信認が高まるとともに、IFRS財団及びIASBの説明責任及び独立性が、事実及び外見の両面で、高まるという理由からである¹⁶⁷。一部の回答者は、現行のプロセスは当該プロセスに関与していない関係者にはよく理解されていないため、手続及び要件を明確化して正式なものとするのが重要だと考えている¹⁶⁸。スタッフは、一部の回答者が提案に反対したことを承知している。現行のプロセスに問題点を認識しておらず、過度の透明性は候補者の意欲を阻害する可能性があるという理由からである¹⁶⁹。多くの回答者は、透明性と、個々の候補者への敬意及びプライバシー保護とのバランスを取るものの必要性を認めていた¹⁷⁰。

スタッフは、指名プロセスへのモニタリング・ボードの関与についてコメントした回答者の見解も検討した。評議員選定プロセスに対するモニタリング・ボードの関与を多くすべきか少なくすべきかに関して両論があったが、多くの回答者は、現在の取決めが適切で

¹⁶² 同上

¹⁶³ 同上

¹⁶⁴ 同上

¹⁶⁵ MB 協議報告書参照。

¹⁶⁶ MB 最終報告書参照。

¹⁶⁷ MB コメント要約参照。

¹⁶⁸ 同上

¹⁶⁹ 同上

¹⁷⁰ 同上

あるという見解を示した¹⁷¹。一部の回答者は、当該プロセスに対するモニタリング・ボードの役割及び影響力をもっと透明で正式のものとするべきだと指摘した¹⁷²。

6. IASBの基準設定プロセスにおけるモニタリング・ボードの役割

前述のとおり、評議員会はIASBの監督に直接の主要な責任を有し、評議員会のDPOCはデュー・プロセスの承認及びデュー・プロセスへのIASBの準拠状況の監督に責任を負っている¹⁷³。MB MoUでは、IASBの基準設定プロセスに関するモニタリング・ボードの責任は、IASBの基準設定プロセスに対する評議員会の監督を、特にデュー・プロセスの取決めに関して、レビューするとともに、IFRS財団を通じて、財務報告に関する広範な一般の関心のある事項をIASBの検討を求めるために照会することである¹⁷⁴。MB MoUは、モニタリング・ボードがいくつかの領域における監督責任に関して評議員会と協議することも定めている。その領域としては次のようなものがある。IASBの基準設定プロセス及び作業計画に照らしての資源の充分性、発生しつつある会計上の問題及び変化するビジネス慣行を考慮に入れたIFRSの改訂の迅速かつ適正な検討を確保するためのIASBの手続の適切性、影響評価及びコスト・便益分析の実施のためのIASBのプロセス、財務報告の正確性と有効性を改善し投資者を保護するためのIASBの取組み、などである¹⁷⁵。

MB MoUは、モニタリング・ボードが会計上の論点を評議員会及びIASB議長に照会することができ、当該論点についてそれらの関係者と協議することができるように定めている¹⁷⁶。MB MoUは、評議員会はこうした論点が適時に対処されるようにするためIASBと協力することも述べている¹⁷⁷。さらに、モニタリング・ボードが識別した論点の検討が得策ではないか又は当該論点がモニタリング・ボードが示唆した期間内では解決できないとIASBが判断した場合には、評議員会は、IASBが当該論点を公共の利益に合致する方法で検討するためのすべての合理的な努力を行い、その見解を評議員会を通じて説明するよう要請すべきであり、評議員会はIASBの見解をモニタリング・ボードに直ちに伝えるべきである¹⁷⁸。

MB協議報告書において、モニタリング・ボードは次のことについてのコメントを一般に求めた。モニタリング・ボードがIASBに検討のために事項を照会しフィードバックを求め

¹⁷¹ 同上

¹⁷² 同上

¹⁷³ 前記のサブセクションIII.B.参照。

¹⁷⁴ MB MoU 参照。

¹⁷⁵ 同上

¹⁷⁶ 同上

¹⁷⁷ 同上

¹⁷⁸ 同上

るという現在の能力が十分かどうか、または、明示的な役割によりモニタリング・ボードがIASBのアジェンダに項目を載せられるようにすべきかどうか¹⁷⁹。回答者の大多数は、モニタリング・ボードがIASBの基準設定に強制力をもって直接関与することには反対であるとの見解を示した¹⁸⁰。総じて、それらの回答者は、アジェンダ設定に対するモニタリング・ボードの関与についての現在の取決めは適切であり、モニタリング・ボードのそれ以上の関与は、実質と外見の両面での基準設定主体の独立性を損なわないようにするため、避けるべきだとコメントした¹⁸¹。2011年公開協議に対する回答者も同様の見解を示した¹⁸²。しかし、一部の回答者は、IASBのアジェンダ設定へのモニタリング・ボードの直接の関与への強い支持を示した。モニタリング・ボードは、基準設定主体の作業プログラムに公共の視点を反映するために、IASBのアジェンダに項目を載せる強制的な権限を持つべきだという考えによるものである¹⁸³。

MB最終報告書でモニタリング・ボードは現行のアプローチを維持することを決定した。それによりモニタリング・ボードは評議員会及びIASB議長に論点を照会することができ、両者は共同してこれらの論点が適時に対処されることを確保する¹⁸⁴。モニタリング・ボードは、評議員会と協力して、次のことを確保するためのフィードバックの仕組みを開発することも決定した。IASBがモニタリング・ボードの照会した論点を取り上げないと決定した場合に、IASBが評議員会及びモニタリング・ボードに、当該事項をIASBのアジェンダに追加することはIFRS財団の定款に定められたIASBの基準設定の責任と合致しないことを立証するというものである¹⁸⁵。回答者からの見解を検討して、モニタリング・ボードは、すべての場合において、モニタリング・ボードは意思決定プロセスに影響を与えず、IASBが基準設定に関して行った決定にも異議を唱えないと理解されていることにも留意した¹⁸⁶。モニタリング・ボードは、IASBのアジェンダ設定プロセスの継続的な改善の結果を入念に観察し続け、定期的なレビューの中でこうした改善を適切に考慮することにも留意した¹⁸⁷。

E. IFRS 財団及び IASB の人員構成

スタッフは、IFRS 財団及び IASB のガバナンス及び他の文書の分析を、MB ガバナンス・

¹⁷⁹ MB 協議報告書参照。

¹⁸⁰ MB コメント要約参照。

¹⁸¹ 同上

¹⁸² IFRS 財団スタッフのコメント要約参照。

¹⁸³ MB コメント要約参照。

¹⁸⁴ MB 最終報告書参照。

¹⁸⁵ 同上

¹⁸⁶ 同上

¹⁸⁷ 同上

レビュー及び評議員会の戦略レビューの結果及びそれらに関する関係者の意見により補足して、IFRS 財団及び IASB の人員構成を評価した。

1. IFRS 財団評議員会の人員構成及び職務

IFRS財団のガバナンスは、主に評議員会に依拠している。IFRS財団は現在 22 名の評議員により統治されており、これがIFRS財団の定款で認められている最大の人数である¹⁸⁸。評議員は、3 年の任期で任命され、1 回の再任が可能である¹⁸⁹。IFRS財団の定款は、評議員会を次のような配分とするという要求を反映している。世界の資本市場をおおむね反映し、地域的に多様性があり、職業的経歴の適切なバランスを提供するというものであり、評議員会のうち 6 名をアジア・オセアニア地域から、6 名を欧州から、6 名を北米から、1 名をアフリカから、1 名を南米から、2 名を全体的な地域バランスの維持を条件に任意の地域から、選出しなければならない¹⁹⁰。IFRS財団の定款では、評議員会はIFRS財団の構造及び有効性のレビューを 5 年ごとに実施する責任があり、当該レビューは、国際経済情勢の変化に応じた評議員会の地域的配分の変更の考慮を含むものとしている¹⁹¹。また、評議員会は、グループとして、監査人、作成者、利用者、学識者、公務員を含んだ個人で構成しなければならない¹⁹²。通常、評議員のうち 2 名は著名な国際的会計事務所のシニア・パートナーとすべきである¹⁹³。

すべての評議員は、IFRS財団及び高品質の国際的な基準設定主体としてのIASBに対する確固たる献身を示し、財務に関する知識があり、期限を守る能力を有することを求められる¹⁹⁴。また、各評議員は、世界の資本市場での使用及び他の利用者の使用のために開発される高品質の国際的な会計基準の採用及び適用に関連した課題に理解があり敏感でなければならない¹⁹⁵。

評議員会の職務は、IFRS財団の定款に示されている。評議員会は、IFRS財団の運営手続の設定及び維持並びに資金調達に幅広く責任を負う¹⁹⁶。評議員会は、IASB、IFRS IC¹⁹⁷及

¹⁸⁸ IFRS 財団定款参照。

¹⁸⁹ 同上

¹⁹⁰ 同上

¹⁹¹ 同上

¹⁹² 同上。一部の回答者は、投資者（すなわち、利用者）が評議員会の中でもっと多くの代表者を有するべきだとの見解を示した。2011 年 5 月のスタッフペーパーに対する CFA のコメントレター参照。

¹⁹³ 同上

¹⁹⁴ 同上

¹⁹⁵ 同上

¹⁹⁶ 同上

¹⁹⁷ 同上

びIFRS諮問会議¹⁹⁸のメンバーの指名、並びにそれぞれの機関に係る運営手続、協議の取決め、及びデュー・プロセスに責任を負っている¹⁹⁹。評議員会は毎年、IFRS財団及びIASBの戦略並びにその有効性をレビューし、IFRS財団の予算を毎年承認する²⁰⁰。評議員会は、財務報告基準に影響を与える広範な戦略的問題をレビューし、IFRS財団及びその業務を助成し、IFRSの厳格な適用という目的を促進する²⁰¹。評議員会は、IFRS財団の目的に合致した教育プログラム及び教材の開発を促進し、レビューする²⁰²。しかし、評議員会は、財務報告基準に関連する技術的な事項への関与からの除外を求められており、それらの事項はIASBに留保されている²⁰³。評議員会は、IASBが独立していること及びそう見られることを確保するためのルール及び手続の開発に責任を負っている²⁰⁴。

2. IFRS 財団評議員の選任プロセス

前述のとおり、評議員会は、評議員の欠員補充についての手続（欠員募集の広告を含む）の設定に責任を負い、選任プロセスは評議員会が透明性のある方法で管理する²⁰⁵。評議員は、監査人、作成者、利用者、学識者の各国内の及び国際的な組織との協議の後に選定すべきである²⁰⁶。個人が自身を推薦することも認められている²⁰⁷。評議員会は、評議員の空席のそれぞれについて1名の候補を提案し、モニタリング・ボードは評議員会の検討のために名簿を提出することができる²⁰⁸。モニタリング・ボードは、すべての評議員の任命及び再任に責任を負う²⁰⁹。評議員会の議長及び2名以内の副議長が、評議員会により評議員の中から、モニタリング・ボードの承認を条件として、任命される²¹⁰。

サブセクションIII.D.5.で議論したとおり、モニタリング・ボードは、MBガバナンス・レ

¹⁹⁸ 同上。IFRS 諮問会議は、IFRS に関心のある組織及び個人が参加する議論の場を提供するものであり、IASB にアジェンダ及びプロジェクトに関して助言を与えるとともに IASB 及び評議員会に他の助言を与えることを目的としている。当委員会のスタッフがオブザーバーとして IFRS 諮問会議に参加している。

¹⁹⁹ 同上

²⁰⁰ 同上

²⁰¹ 同上

²⁰² 同上

²⁰³ 同上

²⁰⁴ 同上

²⁰⁵ MB MoU 参照。IFRS 財団定款も参照。

²⁰⁶ IFRS 財団定款参照。

²⁰⁷ 同上

²⁰⁸ MB MoU 参照。

²⁰⁹ MB MoU 参照。IFRS 財団定款も参照。

²¹⁰ IFRS 財団定款参照。

ビューの結果として、評議員選任プロセスの強化を行うべきだと結論を下した。特に、モニタリング・ボードは、評議員の選任のプロセス及び要件を文書化し公開することを決定した²¹¹。

3. 評議員会の基準設定プロセスへの関与

a. DPOC

前述のとおり、評議員会はIASBを監督する直接の主たる責任を有している。評議員会は、2006年にDPOCを設置した。IASBのデュー・プロセスの監督において、より積極的で目に見える役割を果たすためである²¹²。DPOCは、IASBと定期的に会合して、デュー・プロセスの準拠状況モニターし、IASBのデュー・プロセスに関する不満をレビューするとともに、IASBのデュー・プロセス活動に関する他の懸念の領域を評価する²¹³。前述のとおり、評議員会はIASBに留保されている技術的な事項への関与から除外されている。

評議員会の戦略レビューの結果として、評議員会は、IASBのデュー・プロセスの監督に関する枠組みを明確にすべきだと決定した²¹⁴。特に、評議員会のDPOCは、基準設定プロセス全体を通して定期的に、また、基準の確定前のプロセスの完了時に、デュー・プロセスへの準拠状況をレビューして議論すべきである²¹⁵。DPOCは、これらの活動について定期的に評議員会に報告し、年次報告書で報告すべきである²¹⁶。2011年公開協議に対する回答者は、全体的に、評議員会のDPOCがデュー・プロセスを終了時のみにレビューするのではなく、基準設定プロセス全体を通じてモニターすることの必要性について圧倒的な支持を示した²¹⁷。回答者は、デュー・プロセスを定期的にレビューしてさらに強化すべきだという考えを支持した²¹⁸。

b. 適用後レビュー

DPハンドブックによると、評議員会ではなく、IASBが、新規のIFRS及び大規模改訂の

²¹¹ MB 最終報告書参照。

²¹² 戦略レビュー最終報告書参照。

²¹³ 同上

²¹⁴ 同上

²¹⁵ 同上

²¹⁶ 同上

²¹⁷ IFRS 財団スタッフのコメント要約参照。

²¹⁸ 同上。2011年5月のスタッフペーパーに対するTCHAのコメントレターも参照（「我々は、IFRS財団の評議員会が特別委員会としてデュー・プロセス監督委員会を設置し、デュー・プロセスの手続を、IASBや関係者からの経験及びコメントに照らして、定期的にレビューし、必要な場合には修正するという任務を与えていることに留意している。我々は、この継続的なレビューは、IASBの基準設定プロセスが堅牢でアクセス可能で透明であることを確保し続けるために必須のものであると考えている。」）。

適用後レビューの実施に責任を負っている²¹⁹。適用後レビューは、通常、IFRSの新しい要求事項が強制となり適用されてから2年後に実施される²²⁰。こうしたレビューは、基準等の開発中に議論が多いものとして識別された重要な論点に限られるものと想定され、直面した予想外のコスト又は適用上の問題点も考慮される²²¹。

2011年7月に、IASBは将来のワークプランに関する最初の正式な公開アジェンダ協議を開始した²²²。2011年アジェンダ協議において、IASBは、IFRSの適用後レビューの現行のプロセスを、DPハンドブックに沿って記述した。2011年アジェンダ協議に対する回答者の多くは、IASBの適用後レビューの現行の範囲は狭すぎるため、範囲を拡大して、当該IFRSの目的が達成されたかどうかやIFRS又は大規模改訂が投資者及び他の利用者にとってより有用な情報をもたらしたかどうかなどの論点を検討するようにすべきだという見解を示した²²³。同様のコメントは、評議員会の戦略レビューの一環としての2011年公開協議に対する回答者の一部からも出された²²⁴。さらに、2011年アジェンダ協議に対する回答者の一部は、適用後レビューのプロセスを透明性と独立性を高めるような方法で変更すべきだと提案した²²⁵。一部の人々は、作業の信用を高めるため、IASBは当該プロセスに関与すべきではないと提案した²²⁶。特に、一部の人々は、適用後レビューのプロセスはIFRS IC又は評議員会から選出した委員会（評議員会に直接報告する）が主導すべきだと提案した²²⁷。評議員会の2011年公開協議に対するコメントの中には、適用後レビューを各国基準設定主体又は他の会計団体が実施するという提言があり、これはIASB及びIFRS財団の公的説明責任を向上させることになるとしていた²²⁸。

スタッフは、FASB基準の適用後レビューはFAFが実施しており、当該プロセスはFASBの基準設定プロセスから独立となるように設計されていることに留意した。FASB基準の適用後レビューを実施するスタッフは、FAFの評議員会及びFAFの理事長・CEOに報告を行

²¹⁹ 戦略レビュー最終報告書参照（DPハンドブックを引用）。

²²⁰ 同上

²²¹ 同上

²²² IASB, Agenda Consultation 2011: Request for Views (Jul. 2011)（「2011年アジェンダ協議」参照（<http://www.ifrs.org/Current+Projects/IASB+Projects/IASB+agenda+consultation/IASB+agenda+consultation.htm>）で入手可能）。

²²³ IASB Staff Paper, Agenda Paper 5A: Request for Views—Agenda Consultation 2011: Comment letter summary (Jan. 2012)（「IASB スタッフペーパー——意見募集」）参照（<http://www.ifrs.org/Meetings/IASB+January+2012.htm>）で入手可能）。

²²⁴ IFRS 財団スタッフのコメント要約参照。

²²⁵ IASB スタッフペーパー——意見募集を参照。

²²⁶ 同上

²²⁷ 同上

²²⁸ IFRS 財団スタッフのコメント要約参照。

うが、メンバーは経験豊かなFASB及びIASBのスタッフから選出される²²⁹。

スタッフは、IFRS財団及び評議員会はIFRSの適用後レビューの報告の仕組みの変更を検討すべきだと考えている。コメント提出者が提案しているように、適用後レビューの作業をするスタッフはIASBではなく評議員会に直接報告すべきだとスタッフは考えている。IASBが自身の作業を直接レビューしないことにした方が、一般社会が適用後レビューを信用できるものとする可能性が高いであろう。

4. IASBの人員構成

IASBは現在14名の常勤メンバーで構成されている²³⁰。IFRS財団の定款によると、IASBメンバーの数は2012年7月1日までに16名に増員される予定で、このうち3名以内は非常勤とすることができる²³¹。メンバーの任期は5年で1回の再任が可能である²³²。2009年7月2日以後に任命されたメンバーの任期は、期間3年の再任が1回可能であるが、議長と副議長は例外とされ、2回目の任期も5年とすることができる²³³。すべてのメンバーは、評議員会が設けた適切な独立性のガイドラインを満たすことを求められる²³⁴。常勤メンバーは、財務報告基準の設定におけるメンバーの判断の独立性に疑問を生じさせるおそれのある雇用関係及び役職をすべて断つことを要求される²³⁵。

FASBと異なり、IASBは3名以内の非常勤メンバー（既存の雇用契約の終了を要求されない）を含めることが認められている²³⁶。これは少数のメンバーに限定されており、過去において実際の問題を生じたことはないと思われるが、こうした関係の存在は、客観的には見られない個人が審議会の議席を占める可能性を生じる。

評議員会は、IASBのメンバーをIFRS財団の定款にある要件（専門的能力と実務経験に重点がある）に基づいて選出する²³⁷。評議員会は、高品質のグローバルな会計基準の開発に貢献するために、メンバーの選出を、IASBが専門的知識並びに多岐にわたる国際ビジネス

²²⁹ FAF, The FAF's Post-Implementation Review Process 参照

(<http://www.accountingfoundation.org/cs/ContentServer?site=Foundation&c=Page&pagename=Foundation%2FPages%2FFAFSectionPage&cid=1176159625382> で入手可能)。

²³⁰ IFRS財団定款参照。

²³¹ 同上

²³² 同上

²³³ 同上

²³⁴ 同上

²³⁵ 同上

²³⁶ 同上

²³⁷ 同上

及び市場経験の利用可能な最善の組合せとなる人々のグループで構成されるように行う²³⁸。さらに、評議員会はIASBにおける地域的配分を確保しなければならず、アジア・オセアニア地域、欧州、北米からそれぞれ各4名、1名を南米から、1名をアフリカから、2名を全体的な地域バランスの維持を条件に任意の地域から選出する²³⁹。また評議員会は、グループとしてのIASBが、監査人、作成者、利用者、学識者の中での最近の実務経験を反映するように適切な配分を図らなければならない²⁴⁰。現在、IASBメンバーには少なくとも10か国からの出身者がいて、多様な職業的経歴を有している²⁴¹。

MBガバナンス・レビューの一環として、モニタリング・ボードはIASBの人員構成を扱った。MB協議報告書において、モニタリング・ボードは、IFRS財団が候補者の識別を改善する具体的な取組みを行うよう提案した。IASBのメンバーを多様な地域的及び職業的背景から選ぶことを確保するためであり、主要な資格要件としての専門的知識と実務経験を維持しつつ、意思決定プロセスの客観性及び不偏性をさらに高めることが目的である²⁴²。MB協議報告書に対する回答者の多くが、提案に合意又は部分的に合意し、IASBのメンバーの多様性を確保するための一層の努力が、IASBの正当性に関する他からの懸念に対処し、IASBへの信認を高めることになるとの見解を示した²⁴³。しかし、一部の回答者は、IASB候補者の専門的能力を犠牲にして多様性を追求すべきではないと指摘した²⁴⁴。さらに、一部のコメント提出者は、現在の構成に問題があるとは考えておらず、多様性に関しての追加的な努力の必要はないと見ている²⁴⁵。

MB最終報告書において、モニタリング・ボードは提案を維持し、その中で、回答者からIASBの地域的及び職業的背景の多様性を確保することへの強い主張が多くあったものの、

²³⁸ 同上

²³⁹ 同上

²⁴⁰ 同上

²⁴¹ IASBメンバーの略歴の情報については、IFRS, [Members of the IASB](http://www.ifrs.org/The+organisation/Members+of+the+IASB/Members+of+the+IASB.htm) 参照 (<http://www.ifrs.org/The+organisation/Members+of+the+IASB/Members+of+the+IASB.htm> で入手可能)。情報は2012年5月現在のものである。

²⁴² MB協議報告書参照。

²⁴³ MBコメント要約参照。参考として、2011年5月のスタッフレポートに対するCFAのコメントレター（IASBにもっと投資者の代表を入れるよう求めているが、「基準の品質を低下させる政治的な交渉や妥協を軽減するために」、全体としてのIASBの人数は少なくすることを求めている。）

²⁴⁴ MBコメント要約参照。CII研究調査（要件#4に懸念を示し、現状の慣行がすでに地域的な考慮を専門的能力よりも不適切に優先していると指摘）、2011年5月のスタッフレポートに対するPfizerのコメントレター（「IASBのガバナンスに関する我々の懸念は、[とりわけ]審議会メンバーの数の多さに関するものであり、メンバー間で専門知識が不均等である可能性があり、利害及び関心が大きく異なる可能性もある」）も参照。

²⁴⁵ MBコメント要約参照。

被指名者の専門的能力及びIFRSの取扱いの経験を優先すべきであることに留意した²⁴⁶。モニタリング・ボードは、IASBのメンバーをIFRSを使用している法域からの個人に限定するという提案を棄却した。そうしたアプローチは個人の長所に焦点を当てるという意図と矛盾すると考えたからである²⁴⁷。

F. IFRS 財団の資金調達

2010年声明において、当委員会は、投資者の便益のために不当な影響力を受けない基準設定プロセスを支援するための独立した資金調達の重要性を認識した²⁴⁸。当委員会は、以前に、IASBは資金の利用可能性とIASBの基準設定プロセスの結果との間に関連性があると見られたり、実際に関連が生じたりするおそれがあると指摘した²⁴⁹。ワークプランで述べたとおり、スタッフは、米国がIFRS財団の安定的な資金調達に重大な関心を持っていることを認識しており²⁵⁰、この問題に対処する戦略の検討を約束している。ワークプランの実行にあたり、スタッフは当委員会の便益のために次のことを分析した。(1) IFRS財団の資金源がIASBの独立性をどの程度促進するのか、(2) IFRS財団に米国から拠出を提供するために考えられる資金調達の仕組み²⁵¹。具体的には、スタッフは次のことを行った。

- 資金調達アプローチを律する評議員会の4つの特徴が適切かどうかを評価した。
- IFRS財団の資金調達の取決めをモニターして、個々の組織からの自発的な資金提供が引き続き減少するかどうか、及び安定的な独立の資金調達の仕組みが確保されるのかどうかを判断した。

²⁴⁶ MB 最終報告書参照。

²⁴⁷ 同上。ただし、参考として、2011年5月のスタッフレポートに対するTCHAのコメントレター（「その目的のため、IFRS財団の統治機関及びIASBに利害関係者の適切な代表を入れ、これらの機関の構成がIFRSの使用を確約している国及び地域からの適切な代表権と経験を確保することが最重要であると我々は考える。」）。

²⁴⁸ 2010年声明参照。

²⁴⁹ 2008年ロードマップ参照。SEC Release No. 33-8879 (Dec. 21, 2007), Acceptance From Foreign Private Issuers of Financial Statements Prepared in Accordance With International Financial Reporting Standards Without Reconciliation to U.S. GAAP（「2007年FPI採用リリース」）も参照のこと。また、Report of the Financial Crisis Advisory Group (Jul. 28, 2009) も参照のこと（http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Document_C&pagename=IASB%2FDocument_C%2FDocumentPage&cid=1176156365880 で入手可能）。金融危機諮問グループ（FCAG）は、IASB及びIASBに、金融危機の影響及び国際的規制環境の変化の可能性について助言するために結成された。FCAGのメンバーは、金融市場での幅広い国際的経験を有する上級指導者であり、銀行、保険、証券の主要な国際的な規制当局者がオブザーバーとなっている。

²⁵⁰ 2010年に、米国に本拠を置く27社（国際的な会計事務所は含めていない）がIFRS財団への財政的支援を提供した。拠出された金額はまちまちであった。IFRS Foundation, Annual Report 2010: Financial reporting for the world's interconnected financial markets (2011)（「2010年年次報告書」）参照（<http://www.ifrs.org/The+organization/Governance+and+accountability/Annual+reports/2010Annual+Report.htm> で入手可能）。

²⁵¹ ワークプラン参照。

- 米国における資金調達の仕事についての代替案を検討した²⁵²。

1. 資金調達アプローチの4つの特徴

ワークプランで述べたとおり、

2008年まで、IFRS財団はIASBの運営資金を世界中の資本市場からの広範囲の市場参加者からの自発的な拠出を通じて調達していた。これには、多くの会計専門家の事務所、会社、国際機関、中央銀行及び政府が含まれていた。資金提供の約束は2001年から2005年の期間に行われ、さらに2007年まで2年延長された。2006年6月に、評議員会は資金調達アプローチの設定を律すべき4つの特徴について合意した。これはIFRS財団が自らの作業を適時に実施するのに必要な資源を有する民間の機関であり続けることができるよう設計されたものである。IFRS財団には資金調達の体制を各国に強制する権限はないが、評議員会は、各国の資金調達体制の創設について規制機関及び他の公的機関並びに主要な利害関係者グループと密接に協力してきた²⁵³。

資金調達アプローチの設定を律すべきものとして評議員会が合意した4つの特徴は、(1) ベースが広く、(2) 強制力があり、(3) 開放型であり、(4) 国又は法域固有である、と記述されている²⁵⁴。

2011年公開協議に対するフィードバックに基づき、IFRS財団は彼らが望む資金調達モデルを再確認した²⁵⁵。評議員会の戦略レビューにおいて、評議員会は、上記の4つの特徴に沿って、次のような特性を有する国際的な資金調達アプローチを記述した。

- 長期の約束： 資金調達は、年次の予算割当てに依存すべきではなく、また、独立性を損なうような条件の履行を条件にすべきではない。
- 公的な資金援助： 直接又は黙示的な政府又は規制上の支援が行われるべきである。「公共」の要素は、民間の利害関係グループによる資金調達プロセスを通じての不当な干渉という認識をなくすことになる。
- 柔軟性： 資金調達は、予算の合意された増額や、各法域の法的枠組み及び文化的背景にあった資金調達体制を考慮に入れるために、柔軟性のあるものとすべきである。IFRS財団が、資金調達を行う各法域において連絡をとるべき指定された

²⁵² 同上

²⁵³ 同上（内部的な参照は省略）。追加的な情報は、IFRS, [Financing](http://www.ifrs.org/The+organisation/Governance+and+accountability/Financing/Financing.htm) で入手可能 (<http://www.ifrs.org/The+organisation/Governance+and+accountability/Financing/Financing.htm>)。

²⁵⁴ IASC Foundation, [Annual Report 2006](http://www.fasb.org/NR/rdonlyres/D95B6F3-A12A-4C6C-BDA1-BDC98B4F2A45/0/IASCFoundationAnnualReportFinal.pdf) 参照 (<http://www.fasb.org/NR/rdonlyres/D95B6F3-A12A-4C6C-BDA1-BDC98B4F2A45/0/IASCFoundationAnnualReportFinal.pdf> で入手可能)。

²⁵⁵ 戦略レビュー最終報告書参照。

組織を設けるべきである。評議員会は、賢明な解決策は IFRS の利用者及び受益者（上場会社や投資会社など）への賦課金であろうと考えている。

- 比例性： 資金調達には、世界の主要経済圏が GDP を算定指標として比例的に分担すべきである。
- 公的説明責任： 評議員会は、各国の及び国際的な資金調達の仕組みにより調達した資金をどのように使おうとしているのかを毎年公表すべきである。予算の最終承認には、モニタリング・ボードとの予算のレビューを含めるべきである²⁵⁶。

多くのコメント提出者が、IASBが安定的な資金調達源を達成するかどうかに関して懸念を示した²⁵⁷。

2. FASB の資金調達

参照点として、米国では、連邦証券法が当委員会に公開会社の会計基準を規定する広範な権限及び責任を与えている²⁵⁸。当委員会がこの責任を果たすのを助けるため、当委員会は歴史的に会計原則及び基準の開発を民間の基準設定機関に依存してきた²⁵⁹。FASBが1973年に設立された際に、当委員会は、当委員会の反対の決定がない場合のFASB基準を「権威ある」と認識した²⁶⁰。

サーベインズ・オックスレー法の制定前には、FASBのための資金調達は、FAFを通じて、基金への拠出と出版物収益との組合せにより提供されていた。このモデルは、拠出がFASBの行動の影響を受ける可能性があるという潜在的な又は認知されたリスクと、資金調達プロセスへの会計事務所の関与の両方についての懸念を生じさせていた²⁶¹。

サーベインズ・オックスレー法の制定の経緯が示しているのは、会計事務所や会社の任意の拠出に依存しない安定的な独立した資金源が、国会議員たちがFASBの独立した資金調

²⁵⁶ 2011年公開協議参照。

²⁵⁷ CII 調査研究参照。例えば、2011年5月のスタッフペーパーに対する以下のコメントレターも参照のこと。ABA; CFA; Chamber; IMA; TCHA。

²⁵⁸ 1933年証券法第19条、1934年証券取引所法第13条(b)参照。

²⁵⁹ Accounting Series Release (“ASR”) No. 4 (Apr. 25, 1938); ASR No. 150 (Dec. 20, 1973); Release No. 33-8221, Policy Statement: Reaffirming the Status of the FASB as a Designated Private-Sector Standard Setter (Apr. 25, 2003) [68 FR 23333 (May 1, 2003)] (「2003年方針書」) 参照。

²⁶⁰ ASR No. 150 (Dec. 20, 1973) 参照。

²⁶¹ 148 CONG. REC. S6633 (Jul. 11, 2002) (statement of Sen. Sarbanes) 参照 (「過去における [FASB の] 問題点は、産業界から任意の資金提供を受けていたことであった。FASBは企業に行って、自らの活動を実施するための資金を依頼しなければならない。それで FASB が産業界の希望に反するルール設定を使用していると産業界が考えた場合には、産業界は FASB の活動の支援にそれほど積極的にはならない。我々はこの法案で、強制的な手数料を設けることにより、これをなくす。(中略)したがってこれは、それ自体で、会計基準審議会の独立性を確保する上での非常に重要かつ重大なステップである。」)。

達の規定を評価する際の重要な考慮事項だったということである²⁶²。立法化された予算割当てを通じた資金調達、独立性に対する潜在的リスク及び認知されたリスクを生じる可能性があるとの懸念もあった²⁶³。サーベインズ・オックスレー法の第109条は、同法の第108条の要件を満たす基準設定機関の予算の全額が、発行企業に課され徴収される毎年の会計支援料から支払われなければならないと規定している。当委員会のレビューを条件に、当該基準設定機関の予算に対して支払い、経費を提供し、独立した安定的資金源を提供することが必要又は適切となり得る場合においてである²⁶⁴。

サーベインズ・オックスレー法による任務を果たすため、当委員会は、FASBが提案する会計支援料を毎年レビューする。そのレビューと関連して、当委員会は、FAF及びFASBの予算に関しても、会計支援料の使途の提案及び要求された金額の合理性についてレビューする。スタッフは、これらの資料をレビューし分析して、FAFの職員と議論を行う。これには裏付け文書のレビューが含まれる。当委員会は追加的な収益源をすべてレビューし、FAFはFAFもFASBも会計業界から拠出を受けていないことを表明する。レビューの完了時に、当委員会は、提案された年間の会計支援料がサーベインズ・オックスレー法の第109条に合致しているかどうかを判断する。

3. 資金調達におけるモニタリング・ボードの役割

MB最終報告書は、評議員会が依然としてIFRS財団及びIASBの資金調達に主たる責任を負うと主張している²⁶⁵。しかし、モニタリング・ボードは、資金調達に関する評議員会の実績に関しての監督の役割を果たすことを意図している。また、「特定の〔資金調達〕モデ

²⁶² 例えば、148 CONG. REC. S7362 (Jul. 25, 2002) (statement of Sen. Dodd) 参照（「今回 FASB に対して公的資金から経費補填及び支払を行い、報酬を受けるために会計業界の寛容さに依存しないようにすることは、会計ルール及び手続の設定に重大な相違を生じさせることになる」）。148 CONG. REC. S6696-6697 (Jul. 22, 2002) (statement of Sen. Levin) も参照（「FASB は、「株式に基づく報酬」と題する公開草案を公表し、ストック・オプションの価値を費用処理すべきだと決定した。（中略）その後、発見事項の第 60 項において、FASB のボードは次のように述べた。『株式に基づく報酬の会計処理に関する議論は、不幸なことに争いの種となり、当審議会の一部の関係者との将来の業務上の関係を危うくするものとなった』。これは異例な文書であり、すべての人が次のことを理解するためにこれを読むべきである。それは、同審議会の上に置かれた圧力だけではなく（新たに独立に資金が提供される審議会がそれを受けたいよう望みたい）、この議会の中に存在した圧力である。我々は、要するに、新しい審議会を持つ。なぜなら審議会が独立した資金源を持つからである。』）。

²⁶³ 148 CONG. REC. S7355 (Jul. 25, 2002) (statement of Sen. Enzi) 参照（「我々は、FASB に対して素晴らしいことをした。FASB の独立性を確保したのである。我々が FASB の独立性を確保した方法は、法律で言及したほかに、FASB に独立した資金源を確保したことである。FASB は議会に予算を持って来る必要はない。また米国の産業界に資金を求めに行く必要もなくなる。FASB は行う必要のある仕事ができる独立した資金を得る。これにより、我々が FASB が会計基準の設定において行おうとしていることを変えようとすることはできなくなる。』）。

²⁶⁴ U.S.C. § 7219 参照。サーベインズ・オックスレー法の第109条は、出版物の販売などの追加的な収入源を認めている。これは、そうした収入源が、当委員会の判断において、企業の実際の及び認識される独立性を危うくすることがないことが条件となる。

²⁶⁵ MB 最終報告書参照。

ルの提言を差し控え、IFRSを使用するそれぞれの法域が資金の徴収に最大限の努力をするよう促しつつ、実際の仕組みの詳細の決定は各法域に委ねることを決定した。」²⁶⁶

メンバーの要件を更新する際に、モニタリング・ボードは、「IFRSの設定への当該法域による財政的貢献」に基づく要件を含めることを決定した²⁶⁷。したがって、モニタリング・ボードにおけるSECのメンバー資格の継続は、評議員会が米国の関係者からの資金調達に成功するかどうかにか部分的にに基づくこととなる。米国では、これは興味深い力学を生じる。当委員会もスタッフも民間組織のための資金調達者として行動することはできず、現行の法律では当委員会が自らの資金を民間組織への拠出に使用できるかどうかは疑問である。さらに、当委員会は議会の予算割当て要請なしにIFRS財団に直接に資金を提供することを制限される可能性がある²⁶⁸。その結果、当委員会のモニタリング・ボードでのメンバー資格は、米国の他の関係者がIFRS財団に資金を提供するかどうかにか、ある程度左右される。

4. 他の法域におけるIFRS財団への資金拠出に対するアプローチ

評議員会は、2011年公開協議において、2006年以来、各国内の資金調達体制を確立するよう図ってきたと述べた。各国のGDPに基づいて、会社への賦課金を設けるか又は公的に支援された資金調達の要素を提供するというものである²⁶⁹。評議員会は、資金調達に関する一層の進展が、世界の独立した会計基準設定主体としてのIFRS財団の地位を保全するために不可欠だと考えている²⁷⁰。スタッフのレビューで分かったことであるが、IFRS財団への拠出はいくつかの方法で行われている。一部の国では、金融規制当局（例えば、証券委員会、中央銀行、財務省、又はそれらに相当する機関）、証券取引所、又は国内基準設定主体の一般資金から拠出している。別の国々では、これらの機関が上場会社に賦課金を課し、この割当額から拠出をしている。一部の法域では、これらの賦課金の支払が法令又は規則で要求されているが、「賦課金」として示された金額が任意である法域もある（こうした法域では、実質的に任意拠出モデルとなっている）。あるいは、米国など一部の国々では、拠出が民間セクターの任意の寄付金から直接行われており、賦課金の提示はない²⁷¹。さらに、多大な量の知的資本及び人材が各国の基準設定主体等からIASBに提供されているが、IASB

²⁶⁶ 同上

²⁶⁷ 同上

²⁶⁸ 31 U.S.C. § 1341(a)(1)(B) (Antideficiency Act)

²⁶⁹ 2011年公開協議

²⁷⁰ 同上

²⁷¹ IFRS Foundation, Annual Report 2011: 100+ countries, 46 translations, one financial reporting language (2012)（「2011年次報告書」）参照

(<http://www.ifrs.org/The+organisation/Governance+and+accountability/Annual+reports/2011Annual+Report.htm> で入手可能)。IASC Foundation, Annual Report 2009: Financial Reporting for the world's interconnected markets (2010)（「2009年次報告書」）も参照

(<http://www.ifrs.org/The+organisation/Governance+and+accountability/Annual+reports/2009+Annual+Report.htm> で入手可能)。

はこうした支援に対して市場相場価格を支払っていない。

2009 年次報告書において、IFRS財団は、31 の法域の組織からの拠出に言及しており、アメリカ、欧州、アジア・オセアニア及びアフリカに及んでいる²⁷²。IFRSを何らかの形で財務報告制度の一部として組み込んだ法域の全部がIFRS財団に拠出しているわけではない。実際に、スタッフの初期の調査によると、拠出をしているのは、こうした国々の 25%未満である。言い換えると、何らかの形でIFRSを許容又は要求しているとIFRS財団が報告している国々の 4 分の 3 が、何らの資金提供をしていない。2011 年次報告書では、組織が拠出をした法域の数が 31 から 25 に減少した²⁷³。

過年度においては、EU諸国からのIFRS財団の資金調達、国別に行われていた。EUは2009年に、個々の国の拠出に加えてIFRS財団を支援するECプログラムを設置する規則を通過させた。Decision No. 716/2009/EC（「決定」）は、ECが2010年から2013年に、1,275万ユーロ以内の補助金を通じてIFRS財団を支援するプログラムを創出している²⁷⁴。当該決定は、IFRS財団が、明確で安定的な分散された健全で適切な資金調達により便益を受け、その使命を独立した効率的な方法で達成できるようになることを確保するという目標に言及している²⁷⁵。しかし、当該決定は、資金調達契約の総額の過半を中立的な資金提供契約（第三国の参加者を含む）から確保することに向けて2年以内に大幅な進展がない限り、資金の受益者は拠出の便益を受け続けることはないとも述べている²⁷⁶。

5. 大手会計事務所による資金拠出

2012 年予算において、IFRS財団は、大手会計事務所からの任意の拠出に引き続き大きく依存している²⁷⁷。大手会計事務所からの拠出は、2012年の収入の約25%と見込まれていた²⁷⁸。前述のとおり、サーベインズ・オックスレー法の制定前には、FASB及びその前身機関は、特に大手会計事務所からの拠出に依存していた。IFRS財団が、国際的な組織として、各法域での一貫した資金調達の仕組みの達成において困難に直面していることは理解できる。FASBのための独立した資金源の達成は、サーベインズ・オックスレー法の通過による大きな便益であった。しかし、IFRS財団が大手会計事務所からの資金調達に継続的に

²⁷² 2009 年次報告書参照。

²⁷³ 2011 年次報告書参照。

²⁷⁴ Decision No 716/2009/EC of the European Parliament and of the Council, establishing a Community programme to support specific activities in the field of financial services, financial reporting and auditing (Sept. 16, 2009), Article 9 参照。

²⁷⁵ Decision No 716/2009/EC、Recital 15 参照。

²⁷⁶ Decision No 716/2009/EC、Article 4 参照。

²⁷⁷ 2011 年次報告書参照。その会計事務所は、Deloitte & Touche, Ernst & Young, KPMG, PricewaterhouseCoopers, BDO, Grant Thornton, Mazars である。

²⁷⁸ 2011 年次報告書のデータに基づいて計算した。

依存していることは、IASBの資金調達モデルの妥当性及び独立性についての懸念を引き続き生じさせるであろう²⁷⁹。

6. 米国からの資金提供

IASBの設立以来、米国は資金面でも現物給付の面でも一貫して最大の抛出国の一つであった。例えば、金銭的抛出に加えて、米国はMoUに基づくIASBとFASBの共同の基準設定の取組みを支援するために多大の資源を提供してきた。しかし、最近、評議員会は米国についての資金調達目標の達成に成功していない。2011年5月のスタッフペーパーに対するFAFのコメントレターにおいて、FAFはIFRS財団の運営予算の米国負担分の資金調達について適切な手段を見出すことの重要性を指摘した²⁸⁰。さらに、FAFは「IASBの運営予算の妥当な米国負担分についての適切な資金調達の仕組みを開発する取組みに力を貸す」ことを申し出た²⁸¹。

G. IASBの基準設定プロセス

1. スタッフのレビューの焦点

当委員会が、サーベインズ・オックスレー法に従って、FASBの財務会計及び報告の基準を連邦証券法の目的上「一般に公正妥当と認められた」ものとして認知することを再確認した際に²⁸²、当委員会は、特に、基準設定プロセスの次の3つの構成要素の重要性を強調した。

- 公益及び投資者保護のための、高品質の会計基準への国際的なコンバージェンスの考慮
- プロジェクト完了の適時性（適切な一般への通知及びコメント要請を満たしつつ）
- 意思決定の客観性、並びに関係者の意見及び各基準の予想される便益と把握されたコストの慎重な考慮²⁸³

ワークプランを形成した際に、スタッフは、当委員会がFASBの基準設定プロセスを評価する際に強調した3つの構成要素は、IASBの基準設定プロセスの評価にも非常に重要だと判断した。したがって、ワークプランの実行にあたり、スタッフはIASBの基準設定プロセ

²⁷⁹ CII 調査研究を参照（要件#3について、任意抛出モデルはIASBの独立性に関する懸念を生じさせると指摘し、国際会計事務所が2011年予算の26%を抛出しているとし、資金調達は需要に合わせるのに十分ではないという評議員会の懸念を反映している）。2011年5月のスタッフペーパーに対するTCHAのコメントレターも参照。

²⁸⁰ 2011年5月のスタッフペーパーに対するFAFのコメントレター参照。

²⁸¹ 同上

²⁸² 2003年方針書参照。

²⁸³ 同上

スの3つの構成要素に焦点を当てた。(1) 投資者の優越、(2) 適時性、(3)客観性である²⁸⁴。

ワークプランに従って、この3つの構成要素のそれぞれを評価するにあたり、スタッフは、IASBの方針及び手続をレビューした。このレビューは、IFRS財団定款、DPハンドブック、並びに他の関連するIFRS財団及びIASBの文書で詳述されている方針及び手続を、MBガバナンス・レビュー及び評議員会の戦略レビューの結果により補足したものを対象とし、IASBがそれらの方針に準拠しているか否かを判断する取組みの中で行った。さらに、スタッフは各領域での利害関係者の見方を分析した。また、スタッフは、IASBがどの程度、投資者の優越を促進し、生じつつある論点をデュー・プロセスを損なわずに適時に効果的な方法で解決し、独立性及び客観性を高めているのかに関する見解を、IASB基準の開発に対するスタッフのモニタリングを通じて、形成した。スタッフは、解釈プロセスを基準設定プロセスの不可分の一部と考えているので、IFRS ICの機能をこうした手続の一部としてレビューした。以下の各サブセクションでは、IASBの基準設定プロセスにおける投資者の優越、適時性及び客観性を検討している。

2. IASBの基準設定プロセス

a. プロセスの概要

IFRS財団の定款によれば、IASBはIASBの技術的事項のすべてに全面的な責任を負っており、これには、IFRS及び公開草案の作成及び公表が含まれ、それぞれ反対意見及びIFRS ICが開発した解釈指針の承認及び公表を含めなければならない²⁸⁵。IASBは、すべてのプロジェクトについて公開草案の公表を要求され、通常、評議員会が承認した手続に従って、討議文書を主要プロジェクトについて一般のコメントを求めるために公表する²⁸⁶。IASBは技術的アジェンダの開発及び続行において全面的な裁量権を有しているが、評議員会及びIFRS諮問会議との協議、並びに3年ごとの公開アジェンダ協議の実施が条件とされており、前者は2011年に開始された²⁸⁷。IASBは技術的事項に関するプロジェクトの割当てについても全面的な裁量権を有している²⁸⁸。業務の実施を組織するにあたり、IASBは詳細な研究調査や他の業務を各国基準設定主体又は他の機関に委託することができる²⁸⁹。

IFRS財団の定款は、IASBが開発中の基準についてのインプットを収集する際に取りべき特定の手順を定めている。具体的には、IASBは通常、主要なプロジェクトに関して助言を与えるためのワーキング・グループ又は他の形態の専門家諮問グループを設置しなければ

²⁸⁴ ワークプラン参照。

²⁸⁵ IFRS財団定款参照。

²⁸⁶ 同上

²⁸⁷ 同上。IASBの2011年アジェンダ協議も参照。

²⁸⁸ IFRS財団定款参照。

²⁸⁹ 同上

ばならない²⁹⁰。IASBは、主要プロジェクト、アジェンダ決定、作業の優先順位について、IFRS諮問会議と協議しなければならない²⁹¹。各プロジェクトについての要求ではないが、IASBは、基準案を議論するための公聴会の開催の検討、基準案が実務的であるすべての環境で運用可能となることを確保するためのフィールド・テスト（先進国と新興市場の両方で）の実施の検討をしなければならない²⁹²。IASBは、コメントを求めて公表した文書に対して合理的な期間内に行われたコメントをレビューするための手続も設定しなければならない²⁹³。さらに、IASBは、評議員会が定めた強制でない手続のいずれかを行わなかった理由を評議員会に説明しなければならない²⁹⁴。

IFRS財団の定款に示されている責任に加えて、ワークプランで述べたとおり、IASBは一般からの多様な見解を考慮するようにするため多くの実務及び他の要因に依拠している。第一に、会議を一般の傍聴者に公開し、インターネットで放送している。さらに、会議資料、受け取ったコメントレター、ディスカッション・ペーパー及び公開草案に対するコメントレターのスタッフ要約などを、IASBウェブサイトで開催している²⁹⁵。また、IASBは、各地域及び各国の文脈における国際的な財務報告の論点をより適切に理解するために、各国会計基準設定主体及び基準設定に関与している他の公的機関と協議を行う²⁹⁶。

b. 委員会スタッフによるIASBのプロセスのモニタリング

スタッフは、IASBのすべての基準設定プロジェクト（中小企業（SME）²⁹⁷向けのIFRSに関する取組みを除く）をモニターしている。両審議会が共同して進めているプロジェクトについては、スタッフはすべての公開会議と教育セッションを聴いている。スタッフは、特定のIASBのみのプロジェクトについても、公開のIASB会議と教育セッションを聴いている。スタッフはすべてのIASBのディスカッション・ペーパー及び公開草案をレビューし、IASBへのコメントレターを提供するIOSCOの第1常設委員会に参加している。また、スタッフは、IASB及びIASBとFASBの共同の基準設定プロジェクトについてIASBスタッフと

²⁹⁰ 同上

²⁹¹ 同上

²⁹² 同上

²⁹³ 同上

²⁹⁴ 同上

²⁹⁵ 詳細の情報は、IFRS, [Standard-setting process—How we develop IFRSs](http://www.ifrs.org/How+we+develop+standards/How+we+develop+standards.htm) 参照 (<http://www.ifrs.org/How+we+develop+standards/How+we+develop+standards.htm> で入手可能)。

²⁹⁶ IASB, [How we consult: Encouraging broad participation in the development of IFRSs](http://www.ifrs.org/NR/rdonlyres/A9708702-32FA-49A9-B469-FC6BAF6136E9/0/HOWWECONSULTFINALvb.PDF) (Dec. 10, 2010) (「IASBのHow We Consult」) (<http://www.ifrs.org/NR/rdonlyres/A9708702-32FA-49A9-B469-FC6BAF6136E9/0/HOWWECONSULTFINALvb.PDF> で入手可能)。

²⁹⁷ IFRS for SME は、230 ページの自己完結的な基準書で、中小規模の企業のニーズ及び能力に合致するように設計されている。当委員会は、外国民間発行企業によるIFRS for SMEの使用を米国会計基準への調整なしには認めていない。2007年FPI採用リリース参照。

電話会議で定期的に議論し、質問をしたりスタッフのコメントを説明したりしている。

スタッフは、IFRS 諮問委員会及び IFRS IC の会議にオブザーバー（IOSCO の代表）として出席し、時には IASB のプロジェクト固有の諮問グループ会議にもオブザーバーとして出席している。スタッフは、一般に公開されているさまざまな他の資料をレビューしている。IASB が文書に対して受け取ったコメントレター、IASB スタッフによるコメントレターの要約及び投資者や他の関係者への IASB のアウトリーチの要約、IASB メンバーの審議会の活動に関する発言、IASB の教育ウェブキャストなどである。

スタッフは、IASB の基準設定文書に対するレビューを、FASB の基準設定文書に対するレビューとほぼ同じ方法に近づけている。スタッフは、開発中の各基準がその目的及び要求事項案を明確に表現し、理解可能であるかどうかを検討する。スタッフは、要求事項案が投資者及び他の利用者にとって正確で透明で有用な情報をもたらすかどうかを検討する。スタッフは、基準設定主体が運用上の懸念又は新基準の導入コストに関する関係者のコメントを、予想される便益に照らして、適切に考慮したかどうかを検討する。スタッフは、既存のスタッフ・ガイダンス又は SEC のルール又は要求事項への影響あるいはそれらとの重複があるかどうかや、その影響又は重複への最善の対処がどのようにできるかも検討する。全体的に、スタッフは、この基準設定主体が公共の利益になるように活動しているかどうかを検討する。それは、結果が信用できるものであること、独立した偏りのないプロセスの産物であること、採用された各基準が公共の利益に役立ち投資者を保護する受入可能な代替案の範囲内であることである。

3. 投資者の優越——IASB の投資者との相互関係

IFRS財団とIASBにとって、財務報告の目的は、財務情報を投資者及び他の財務諸表利用者に伝えることである。2010年公開協議において、評議員会は、IFRS財団の定款が、IFRSは「投資者、世界の資本市場の他の参加者及び他の財務情報利用者の適切な意思決定に役立つ」べきだと明記していることに留意し、その目的を変更すべきかどうかを質問した。評議員会は、金融危機により財務報告基準と「他の公共政策の関心事、特に金融安定の要求」との交差に関する疑問が生じていることにも留意し、この2つの観点は調整できるのかあるいは調整すべきなのかを質問した²⁹⁸。2011年公開協議において、評議員会は次のように提案した。「IASBは、企業の財政状態及び業績の忠実な表現を提供する財務報告基準を開発すべき」であり、「当該基準は投資者及び他の市場参加者の経済的意思決定及び資源配分的意思決定に役立つべきである」²⁹⁹。2010年公開協議と2011年公開協議の両方に対する回答者の過半数は、評議員会が示した財務報告の目的をおおむね支持した³⁰⁰。しかし、

²⁹⁸ 2010年公開協議

²⁹⁹ 2011年公開協議

³⁰⁰ IFRS財団スタッフのコメント分析及びIFRS財団スタッフのコメント要約を参照。

一部のコメント提出者は、これらの原則が実務において一貫して守られているのかどうか疑問を示した³⁰¹。

評議員会は、戦略レビューの結果として、十分な情報に基づく資源配分の意味決定を行うことを目的として財務報告基準の開発に現在の定款が当てている焦点を再確認した³⁰²。さらに、戦略レビュー最終報告書において、評議員会は、一般目的財務諸表は、それだけでは、すべての公共政策目的を果たすことはできず、IASBは投資者及び他の金融市場参加者の資源配分意思決定におけるニーズを強調すべきであることを認識している³⁰³。

評議員会とIASBは、投資者及び他の財務諸表利用者がIFRSの開発に重要な利害を有していることを認識しているが、多くの投資者及び他の利用者は、詳細な技術的提案を読んで回答したりIASBのワーキング・グループに参加したりする時間がないかもしれないことを認識している³⁰⁴。この利害関係者グループのニーズを満たすための取組みにおいて、IASBは専用の投資者アウトリーチ・プログラムを作成した³⁰⁵。IASBは、“Investor Perspectives”をアウトリーチ・プログラムの中心的な要素として考えている。これは元アナリストであったIASBメンバーが主に執筆するブログである³⁰⁶。IASBは、このブログの目的を、投資専門家に関心のありそうな項目に関して定期的に最新情報を提供することだと説明している³⁰⁷。さらに、IASBは、ウェブサイトの1つのセクションを投資者専用のリソースとしている³⁰⁸。

IASBは、主要プロジェクトのそれぞれに、利害関係者との接触を指揮するIASBアウトリーチ・マネージャーを割り当てている³⁰⁹。アウトリーチ活動には次のことが含まれる。プ

³⁰¹ 2011年5月のスタッフペーパーに対する以下のコメントを参照。ABA（「IASBのプロセスは透明かつ独立でなければならず、公共政策に大きく影響を受ける者ではなく投資者に焦点を当てるべきである。これは、事実においてであれ外見においてであれ、IASBに課題がある項目である。」）、CFA（問題のある「投資者への十分な焦点と代表の不足、及び財務報告の主目的に関する見解の相違」）、IMA（「質の高い財務報告基準は、ひとえに投資者及び債権者への透明な報告を通じて公共の利益に役立つ。「公共政策」の幅広い解釈は、特に危機の時に、基準設定への政府の干渉を招く可能性がある。」）。参考として、CII調査研究（要件#5に関して、IASBの投資者への焦点の改善を述べているが、投資者がIFRS財団、IASB、IFRS諮問会議にもっと代表を出すという希望を述べている）。

³⁰² 戦略レビュー最終報告書参照。

³⁰³ 同上

³⁰⁴ IASBのHow We Consult参照。

³⁰⁵ 同上

³⁰⁶ 同上。2012年5月現在、IASBには財務アナリストとしての経歴のある3名のメンバーがいる。Patrick Finnegan; Stephen Cooper; Patricia McConnellである。

³⁰⁷ 同上

³⁰⁸ IFRS, Investor Resources – Investors: the IASB needs your input on accounting 参照 (<http://www.ifrs.org/Investor+resources/Investors+and+IFRS.htm> で入手可能)。

³⁰⁹ IFRS, Outreach Activities – Project-related outreach and stakeholder communication Activities 参照 (<http://www.ifrs.org/Outreach+activities/Outreach+Stakeholder+Communication+Activities.htm> で

プロジェクト独自のeメール・アラートの提供、組織又は代表団体との個別の会合の開催、双方向の質疑応答セッションのある生放送のウェブキャストの実施、ボード会議のポッドキャスト・サマリーの提供、投資者及びアナリスト界を対象としたオンライン・サーベイの実施などである³¹⁰。IASBのアウトリーチ活動は、IASBのプロジェクト及び活動に関する2方向の対話を達成するように設計されている³¹¹。

4. 適時性

a. 適時性の概要

スタッフは、基準設定プロセスには、生じつつある問題の適時の解決と十分なデュー・プロセスとの間のバランスを注意深く取る必要があると考えている。スタッフは、IFRS財団の定款におけるIASBの責任が、適時性よりもデュー・プロセスに重点を置いていると観察している。前述のとおり、IFRS財団の定款は、IASBが開発中の基準に関するインプットを収集する際に取りべきいくつかの手順を定めている³¹²。しかし、IASBは生じつつある問題に適時に対処することを明示的には求められていない。IFRS ICは、後述するように、適時のガイダンスを提供する責任がある³¹³。

IASBは、通常、ディスカッション・ペーパー及び公開草案に対するコメント募集について別個に120日の期間を与えている³¹⁴。主要プロジェクト（一般性があるか又は困難な概念上又は実務上の論点に関わるプロジェクト）については、IASBはコメント募集に120日を超える期間を与える場合もある³¹⁵。DPハンドブックでは、IASBがこれより短い協議期間（必要とされる場合、30日）とすることを認めている³¹⁶。デュー・プロセスの期間は短縮ができるが、完全に省略することはできない³¹⁷。

入手可能)。

³¹⁰ 同上

³¹¹ IASBのHow We Consult参照。

³¹² 前記のサブセクションIII.G.2.a.参照。

³¹³ 下記のサブセクションIII.G.4.b.参照。

³¹⁴ DPハンドブック参照。IFRS, Standard-setting Process—Comment Lettersも参照 (<http://www.ifrs.org/How+we+develop+standards/Comment+letters.htm> で入手可能)。

³¹⁵ 同上

³¹⁶ 公開草案については、その事項が例外的に緊急性があり、文書が短く、そのトピックについて大まかな合意がありそうな場合には、IASBは30日を下回らない期間を考慮することができるが、このような短縮期間の設定は、評議員会に事前の承認を要請して75%の承認を得てから行う。DPハンドブック参照。

³¹⁷ IASBが基準の修正をコメント期間なしに公表した事例が1つあった。2008年10月に、IASBは「金融資産の分類変更——IAS第39号『金融商品：認識及び測定』及びIFRS第7号『金融商品：開示』の修正」を、コメントを求めるための修正の公表を事前にせずに、公表した。結論の根拠の中で、IASBは次のように述べた。「当審議会は、通常、関心のある関係者からのコメントを募集するために、基準のすべて

b. IFRS IC

IASBは、IFRSの解釈に関する事項についてIFRS ICの助けを得ている³¹⁸。IFRS ICのメンバーは、評議員会が選出し、グループとして、IFRSの実務上の適用及びIFRSに従って作成された財務諸表の分析における、技術的な専門知識と国際的ビジネス及び市場での経験の多様性との利用可能な最善の組合せとなると評議員会が考えるものを表すようにする³¹⁹。IFRS財団の定款によると、IFRS ICは次のことに責任を負う。IFRSの適用の解釈、IFRSでは具体的に扱っていない財務報告上の論点に関する適時のガイダンスの提供 (IASBの概念フレームワークの文脈の中で)、及びIASBの要請による他の任務の実施である³²⁰。IFRS ICは、一般の公開を求めるための解釈指針案をIASBの許可を得た後に公表し、解釈指針を確定する前に合理的な期間内に提出されたコメントを検討する責任を負う³²¹。最終の解釈指針も公表の前にIASBの承認を要する³²²。

評議員会の戦略レビューの一環として、評議員会はIFRS ICの活動を改良する方法を検討した³²³。この改良の焦点は、関係者からのコメントを踏まえて、IFRSの首尾一貫した適用へのIFRS財団の関与をより適切に支援する方法にあった³²⁴。2011年公開協議に対する回答者の多くは、IFRS財団はIFRS ICを強化して、より多くの解釈指針が公表されることを確保するように現在の運営を改める必要があるとの見解を示した³²⁵。一部の回答者は、IFRS ICからのアウトプット (又はその欠如) は、利害関係者のニーズを満たしていないと言えるものであり、時には各国の当局や基準設定主体が自らの解釈を公表したり実務上の

の修正案の公開草案を公表している。しかし、市場の状況に鑑みてこの論点に緊急に対応するという要請を踏まえ、IASB財団の評議員会との協議を経て、当審議会は、本修正の公表に直接進むことを決定した。スタッフは、数名のコメント提出者が、デュー・プロセスの回避を懸念事項として指摘したことに留意した。例えば、2011年5月のスタッフペーパーに対する以下のコメントレーター参照。IMA (「IASBがIAS第39号の修正で行ったようにデュー・プロセスにおける必要なステップを破棄することは、禁止すべきである。」、Pfizer (「IASBのガバナンスに関する我々の懸念は、[特に]問題を早く片付けようとする努力の中で所定のデュー・プロセスを回避しようと試みた状況に関するものである (以下略)」。)。参考として、CII調査研究。スタッフはさらに、IFRS財団の定款が、デュー・プロセス回避の一回の事件の後に修正され、デュー・プロセスは省略できないこと、及び公開コメント期間の短縮には評議員会の少なくとも75%の承認を要するとされたことに注目している。

³¹⁸ IFRD財団定款参照。IFRS ICは14名の議決権のあるメンバー (評議員会が再任可能な3年の任期で任命) と2名の議決権のないオブザーバー (IOSCO及びEC) で構成されている。

³¹⁹ 同上

³²⁰ 同上

³²¹ 同上

³²² 同上

³²³ 2011年公開協議参照。

³²⁴ 同上

³²⁵ IFRS財団スタッフのコメント要約参照。

多様性の存続を認めたりする（又はその両方の）結果となっていた³²⁶。一部の回答者は、2010年10月に、評議員会がIFRS ICの有効性と効率性の別個のレビューに着手したことに留意していたが、そのレビューをIFRS財団の全体的な戦略にもっと合わせるべきだとコメントした³²⁷。

スタッフは、米国の投資者から、評議員会が彼らのレビューに対して受けたのと同様のフィードバックを受け取った。受け取ったフィードバックの中には、IASBは堅牢な解釈メカニズムを有するための適切なインフラストラクチャーを有しているが、スタッフが十分に配置されておらず生産性も十分でなく、IASBの解釈機能は従来よりももっと活発にする必要があるというものがあつた³²⁸。スタッフは次のようなコメント提出者からの声も聞いている。米国の方がより活発な解釈メカニズム（FASBのEITFを通じてなど）を有しており、利用者が比較可能な財務分析を行うとともにそれにアクセスできるようにするために、堅牢な解釈メカニズムが必要というものである³²⁹。

評議員会の戦略レビュー最終報告書において、評議員会は、IFRS ICは基準設定の原則主義アプローチへの約束を無にすることなく解釈指針の首尾一貫性を確保することに役立つべきだと述べた³³⁰。評議員会は、IFRS ICが第二の十年間においてもっと積極的な役割を果たすことを期待しているとも述べた³³¹。評議員会は、IFRS ICがその役割を遂行するいくつかの方法を示した³³²。提案の一部は適時性に言及している。その手段は、IFRS ICが多様性が発生しつつある領域をそれが確立した実務となる前に識別するよう求めること、監査人、監査規制機関、証券規制機関と協議すること、適時な公開の議論と解釈又は改善への要望の解決を行うことである³³³。さらに、IFRS ICにIFRSの文言の訂正及び明確化をさせる（比較的軽微で、別個のIASBプロジェクトとすることが正当化されない問題について）ことにより、IFRSの改訂がもっと迅速に行える可能性がある³³⁴。他の提案は、IFRS ICの活動のフィードバックの側面を扱ったものであり、例えば、IFRS ICに、すでに基準に記

³²⁶ 同上

³²⁷ 同上

³²⁸ SEC IFRS Roundtable transcript 参照 (Tricia O'Malley (カナダ会計基準審議会の前議長) 及び David Grubb (Plante & Moran のパートナー) のコメント)。2011年5月のスタッフペーパーに対する以下のコメントレターも参照。IMA (「我々は、IASB が基準の解釈に消極的であったと見ており、IFRS 解釈指針委員会がもっと活発になることを要望する。」) ; Exxon; FIRCA; KPMG; IBM; PwC

³²⁹ 例えば、SEC IFRS Roundtable transcript 参照 (Grubb 氏のコメント)。例えば、2011年5月のスタッフペーパーに対する CNA のコメントも参照。

³³⁰ 戦略レビュー最終報告書参照。

³³¹ 同上

³³² 同上

³³³ 同上

³³⁴ 同上

載されているもののほかに追加の権威あるガイダンスを公表しないことの説得力ある説明及び理由を伝えさせることや、解釈及び適用上のプロセスを説明するためのすべての利害関係者へのアウトリーチなどがある³³⁵。さらに、評議員会は、評議員会のDPOCと共同でIFRS ICの運営上の効率性と有効性を定期的に見直すことを提言した³³⁶。

5. 客観性

a. 客観性の概要

前述のとおり、IFRS財団の定款によると、すべてのIASBメンバーは評議員会が設定した独立性の適切なガイドラインを満たすことが求められる³³⁷。常勤メンバーは、財務報告基準を設定する際のメンバーの判断の独立性に疑問を生じさせるおそれのある経済的インセンティブを生じる可能性のある雇用関係及び役職をすべて終了させることが求められる³³⁸。IFRS財団の定款では3名以内のIASBメンバーを非常勤メンバー(すべての雇用関係を終了させることは要求されない)とすることを認めているが³³⁹、現時点では非常勤のIASBメンバーはいない。IFRS財団の定款によると、各IASBメンバーは契約で次のことに同意しなければならない。公共の利益のために行動すること、並びに基準に関する意思決定及び基準の改訂に際してIASBの概念フレームワークを考慮することである³⁴⁰。

前述のとおり、DPハンドブックは、IASBが基準設定の際に従うべき手続を詳述しており、プロセスの各段階が透明性とアクセス可能性、広範な協議と反応性、及び説明責任をどのように扱わなければならないのかに重点を置いている³⁴¹。DPハンドブックにおける透明性とアクセス可能性の要求を満たすため、IASBは、さまざまな手段を通じて関係者からインプットを収集し、さまざまなグループ及び組織と協議する³⁴²。さらに、IASBは一般に公開するさまざまな資料を作成する³⁴³。広範な協議と反応性の要求を満たすため、DPハンドブックは、IASBが広範囲の関心ある関係者から意見及び提案を求めると述べている³⁴⁴。IASBは、公聴会やフィールド・ビジットを準備したり、議論を促進するためのワーキング・グ

³³⁵ 同上

³³⁶ 同上

³³⁷ 前記のサブセクションIII.E.4.参照。

³³⁸ IFRS 財団定款参照。

³³⁹ 同上

³⁴⁰ 同上

³⁴¹前記のサブセクションIII.B.参照。

³⁴² DP ハンドブック参照。

³⁴³ 同上

³⁴⁴ 同上

ループを設置したりする場合もある³⁴⁵。IASBは、技術的事項に関するさまざまな見解を公開の会議で議論し、提案に対する代替案を検討する³⁴⁶。フィードバックのプロセスの一環として、IASBスタッフは一般から受け取ったコメントを要約して分析し、IASBはプロジェクト・サマリー及びフィードバック・ステートメントを提供して、コメントレターで提起された主要な論点についての見解を一般に知らせる³⁴⁷。説明責任について、DPハンドブックでは、IASBは協議プロセスにおいていずれかの強制でないステップを省略した理由を評議員会に説明すると記述している³⁴⁸。前に説明したとおり、評議員会は、IASBの手續及び任務への準拠性を、主にDPOCを通じて、レビューし確保する³⁴⁹。

b. IASBのプロセスの拡充

戦略レビュー最終報告書において、評議員会は次のように述べた。

綿密で透明なデュー・プロセスは、高品質の国際的に認められる会計基準の開発に不可欠である。IASBのデュー・プロセスは、他の組織との定期的なベンチマーキング及び利害関係者の助言を活用して、見直し及び定期的な強化を継続すべきである³⁵⁰。

評議員会は、ベンチマークの実施が現在進行中であることに留意した³⁵¹。2011年公開協議に対する回答者は、IASBのプロセスを他の類似した組織と比較したベンチマーキングを行い、IASBのデュー・プロセスが最善の実務に従うことを確保するようにすべきであることに同意した³⁵²。

デュー・プロセスに関する追加的なフィードバックがMBガバナンス・レビューを通じて収集された。MB協議報告書に対する回答者の大半が、IASBのプロセスは適切な利害関係者の関与を考慮に入れているという見解を示した³⁵³。一部の回答者は、基準設定プロセスへの利害関係者の関与を向上させるための提案を行った。これには、プロジェクトの中でもっと多くの時間を利害関係者のインプットとIASBが受け取ったインプットを評価するために見込んでおくことや、基準設定のペースを管理して利害関係者が合理的に対応でき

³⁴⁵ 同上

³⁴⁶ 同上

³⁴⁷ 同上

³⁴⁸ 同上

³⁴⁹ 前記のサブセクションIII.E.3.a.参照。

³⁵⁰ 戦略レビュー最終報告書参照。

³⁵¹ 同上

³⁵² IFRS財団スタッフのコメント要約参照。

³⁵³ MBコメント要約参照。

るペースに合わせるなどが含まれている³⁵⁴。他の提案として、定期的なアジェンダ協議の回数の増加、アウトリーチ活動の増加、フィールド・テストの使用の増加、投資者の参加の増大などがあった³⁵⁵。さらに、一部の回答者は、IASBがプロジェクトの初期の段階で影響評価を行うことを提案した³⁵⁶。

戦略レビュー最終報告書において、評議員会は、IASBに対する批判者が、IASBは利害関係者が表明した意見を適切に考慮しておらず、異なる観点をどのように調整しているのかを十分に説明していないと主張したことを認識した³⁵⁷。評議員会は、評議員会とIASBがこうした懸念に対応する施策を取ってきたことに留意した。これには、IASBによるワーキング・グループの利用の拡大、フィードバック・ステートメント及び影響分析の公表、及びアウトリーチの取組みの大幅な拡大が含まれている³⁵⁸。さらに、評議員会は、評議員会が監督機能を拡大し、IFRS諮問会議の人員構成を変更して利害関係者の意見をより適切に反映するようにしたことに留意した³⁵⁹。戦略レビュー最終報告書では、IASBの現行のデュー・プロセスの枠組みを基礎として改善を行う取組みも示した。これには、アジェンダ設定、フィールド・ビジット及びフィールド・テスト並びに影響分析の方法論、IFRSの適用に関するフィードバックを受け取るための証券規制機関、監査規制機関、及び各国基準設定主体との正式な協力合意などの領域での改善が含まれる³⁶⁰。

さまざまなチャンネルを通じて、スタッフは、IASBの客観性が外部の政治的影響を通じて損なわれる可能性があるとの懸念を表明したコメント提出者からのフィードバックを受け取った³⁶¹。スタッフは次の点に留意している。前述のとおり、MBガバナンス・レビューが、公的説明責任と基準設定の独立性の喪失の可能性（外部の又は政治的な影響力による強すぎる関与による）とのバランスを取ろうと図っていることと、資金調達強化の提

354 同上

355 同上

356 同上

357 戦略レビュー最終報告書参照。

358 同上

359 同上。ただし、参考として、2011年5月のスタッフペーパーに対するChamberのコメントレター（地域的な基準設定機関を招聘する変更は、「FASBがIFRS諮問会議において席さえない結果となる」と指摘）。

360 戦略レビュー最終報告書参照。

361 CII調査研究を参照（要件#7に関して、次のように指摘している。「IASBの技術的決定及び判断は、政府の当局者及び機関（特にEUを代表する人々）からの多大な圧力を受けてきた」。また、2011年5月のスタッフペーパーに対する以下のコメントも参照。CFA Institute（「国際政治が高品質の基準を損なう可能性があることを認識し、政治的圧力をどのように相殺できるのかを扱う」ことの必要性を指摘）；Chamber；IMA（「財団は、公的説明責任が基準設定プロセスへの政府又は規制当局の干渉や支配となる可能性を避けるために十分注意すべきである。IASBの独立性は、どんな犠牲を払ってでも、政治的干渉や規制当局からの圧力から保護する必要がある。」と指摘）。参考として、SEC IFRS Roundtable transcript (O'Malley)。

案が、これも前述のとおり、IASBの独立性に役立つ可能性があることである。スタッフは、こうした緊張関係はIASBに特有のものではないことに留意している。FASBを基準設定プロセスにおける政治的干渉から守るには不断の警戒が必要である。基準設定プロセスにおいて強力な米国の声を確保するためにエンドースメントの仕組みを使用する米国のほかに、IFRSを使用する国々の範囲を拡大することは、どの一国もIASBに政治的意思を押し付けることができないようにするための有用な対抗力として作用する可能性がある³⁶²。

6. IASBの基準設定プロセスについての所見

a. 投資者の優越

スタッフは、IASBが、基準設定アジェンダ及び個別プロジェクトに関して投資者からのフィードバックを得る取組みの中で時が経つにつれて改善を行ってきたと考えている。IASBの公開草案文書に対して投資者又は投資者グループが提出する正式のコメントレターは比較的少数であることが多いため、IASBにとってそうした利害関係者と接触する他の方法を見つけることが非常に重要であり、IASBはそうするための取組みを進めてきた³⁶³。IASBのプロジェクトのモニタリングを通じて、スタッフは、IASBスタッフがIASB公開草案文書に対するフィードバックの分析を提示する際に、公開のコメントレターの要約とともに、投資者へのアウトリーチの結果の要約をしばしば提供していることに留意した。

単一の関係者集団としての投資者の見解を、IASBメンバーが開発中の基準を審議又は再審議する際に適切に考慮しているかどうかをスタッフが評価するのは、さらに困難である。投資者の見解をFASBメンバーが基準の審議の際に適切に考慮しているかどうかをスタッフが評価することも同様に困難である。スタッフの経験では、投資者は、通常、一つの論点について単一の見解を有しているわけではないので、審議会メンバーが投資者のさまざまな意見をどのように比較考量しているのかを評価するのは困難である。モニタリングのプロセスを通じて、スタッフは、公開の審議会の議論において、個々のIASBメンバー及び個々のFASBメンバーが、投資者へのアウトリーチの結果に言及し、情報を投資者の要望に対応するよう表示できる方法を議論するであろうと認識している。しかし、スタッフは、IASBメンバー及びFASBメンバーが彼らの検討を比較考量するための他の要因を有していることを認識している。これには、とりわけ、彼らの決定の概念フレームワークとの整合性及びプロジェクト間の整合性、並びに作成者が新たな要求事項を導入するのに要する時間及びコストの分量などが含まれる。全体的に、スタッフの考えでは、グループとして、IASBメンバーは財務報告の目的及び彼らが開発している基準の目的を認識しており、財務諸表の改善に向けての投資者の要望を理解しそれを満たすための誠実な努力を行って

³⁶² SEC IFRS Roundtable transcript 参照 (O'Malley 及び Mar LaMonte (Moody's Investor Service of the Managing Director) のコメント)。

³⁶³ (参考) CII 調査研究 (要件#6 に関して、One World Trust からの 2007 年の調査研究に言及している。これは、「IASB を、世界の最も影響力のある 30 の国際機関の中で最も開発された外部の利害関係者との接触の能力を有しており、透明性及び評価の両面で高い成果を挙げていると評価した」ものである)。

いる。

b. 適時性

スタッフは、IFRS ICの有効性と効率性についての評議員会の別個のレビューがまだ完了していないことに留意しており、そのため、スタッフは、当該レビューから生じるかもしれない変更案をまだ評価することはできない³⁶⁴。しかし、関係者のインプット及びIASBとIFRS ICの活動のモニタリングにおけるスタッフの経験に基づき、スタッフは、IASBの適時性及び生じつつある論点への対応への意欲について強化が必要と考えている。スタッフは、評議員会の戦略レビュー及びIFRS ICの有効性レビューの両者から生じる変更が実施されるに従って、IASBの適時性のモニタリングを継続する。

c. 客観性

スタッフは、IASBのプロセスが協議及び事実と意見の収集、並びに自らの決定の一般への説明を主な基礎としていると観察している。IASBメンバーは、公共の利益のために行動し、IFRSの設定において判断の独立性を行使することを求められるが、あるプロジェクトのある論点についてどのように投票すべきかを決定する際に、対立する見解及び情報を比較考量しなければならないことが多い。スタッフは、IASBのプロセスのモニタリングを通じて、専門的プロジェクトに関してのIASBメンバーの審議及び再審議は、財務情報を認識・測定・表示・開示する方法についての広範な議論と分析を伴うものであると観察している。スタッフは、IASBメンバーは、公開の議論において、概念フレームワークとの整合性とプロジェクト間の関連性を考慮しており、IASBスタッフに追加の調査を依頼することが多いことに注目している。スタッフは、モニタリングに基づき、IASBメンバーは各プロジェクトにおける論点の解決策を、技術的な利点及び投資者や他の財務諸表利用者にとっての全体的な有用性に基づいて、適切に決定しているようだと考えている。どの基準設定主体でも同様に、個々のプロジェクト及び技術的決定に関する意見は審議会メンバーごとに相違する場合があるが、スタッフは、IASBメンバーがIFRSの設定において判断の独立性を行使しなかった事例を見聞きしていない。

d. IFRSの組み込みの影響の検討

スタッフは、IASBの基準設定プロセスに関するさまざまな所見から派生する懸念（特に、投資者の優越と適時性に関して）が、組み込みの方法に大きく影響を受ける可能性があるかどうかを検討した。例えば、FASBは、米国の財務報告制度のためのIFRSの承認者として行動する範囲で、これらの懸念の多くを軽減することができるかもしれない。FASBは、国内基準設定主体として、基準設定の適時性に関する懸念の軽減の一つ又は複数の方法で協

³⁶⁴ 評議員会は2つの質問書を作成した。一方はIFRS ICのメンバーに対するものであり、他方は他の人々に対するもので、すべての関心ある関係者が完成させるようにIASBウェブサイトで公開した。アウトリーチの結果はIFRS ICの数回の定例会議でIFRS ICと議論された。議論のトピックには、IFRS ICの活動の範囲の変更の可能性、IFRS ICのアジェンダ要件、及びアウトプットの形式などが含まれていた。

力できるかもしれない。専門知識のある個別プロジェクトへの協力、個別プロジェクトについての米国の投資者へのアウトリーチの実施、実務の多様性を狭めるか又は解釈ガイダンスを公表する必要のある領域の識別、適用後レビューへの協力などが考えられる。さらに、米国の基準設定主体としての FASB の経験は、米国の投資者のニーズへの焦点を維持することや、生じつつある問題を適時に識別し対応することを支援するのに利用できる。

IV. IFRS に関する投資者の理解及び教育

2010 年声明では、米国の発行企業についての財務報告制度へのIFRSの組み込みの検討には、特に、米国の投資者に対する影響の検討が必要となると述べていた³⁶⁵。この検討には、IFRSに関する投資者の理解及び教育の評価が必要となる。高品質の国際的に認められる会計基準の単一のセットの投資者にとっての主たる便益が実現されるのは、投資者が報告された財務成績の基礎を理解し確信を持っている場合だけだからである。

ワークプランに従って、スタッフは、IFRS についての投資者の理解をどのように促進することができるか、及び会計基準の変更に関する投資者の教育についての現行の仕組みの堅牢性を分析した。具体的には、スタッフは次のことを行った。

- 米国の投資者の現状での IFRS に対する知識及び米国の発行企業についての財務報告制度への IFRS の組み込みに対する準備状況を理解することを目的とした調査を実施した。
- 投資者が会計基準の変更についてどのように自己教育しているのか及びそうした教育の適時性を理解するため、さまざまな投資者グループからのインプットを収集した。
- 投資者のIFRSについての理解を改善するための変更の程度、詳細計画、及び実施に必要な期間の見積り、並びに可能性のある組み込みの前に投資者がIFRSを十分に理解することを確保するための関連する教育プロセスを検討した³⁶⁶。

これら 3 つのトピックに関する情報を得るために、スタッフは 3 つの主要なプロジェクトを実施した。第一に、スタッフは広範な一般からのインプットを求めため投資者コメント募集を公表した³⁶⁷。第二に、スタッフは投資者の見方についてより詳細な理解を得るため、多数の投資者に直接アウトリーチを行った。第三に、スタッフは 2011 年 7 月に SEC IFRS 円卓会議を開催し、その第一回のパネルはIFRSについての投資者の理解と知識に焦点を当てた。さらに、スタッフは 2011 年 5 月のスタッフペーパーに対する投資者の回答に基づいて投資者からの追加的な視点を得た。

2010 年 8 月に、スタッフは投資者コメント募集を公表し、上記の 3 つのワークプランのトピックに関しての投資者のフィードバックを求めた。コメント要請は投資者に一連の質問をした。その中には次のものがあつたが、これには限らない。(1) 現在の又は潜在的な投資先が適用している会計基準セットが、投資者の資本配分の意思決定にどの程度またどのように影響するか、(2) 投資者が IFRS についての現在の理解に有する自信のレベル、(3) 投

³⁶⁵ 2010 年声明参照。

³⁶⁶ ワークプラン参照。

³⁶⁷ Investor Comment Request(上記注 6)参照。

資者が基準設定プロセスの期間中及びその後の両方において現在使用している教育方法と、新たに公表される会計ガイダンスについて適時に十分な理解を得る上での当該方法の有効性、(4) IFRS の十分な理解と投資者が考えるものを投資者が得るための期間の見積り及び IFRS の教育に関する仕組みを改善する方法。

スタッフは、2011年7月にSEC IFRS円卓会議を主催することによりその取組みを続けた。SEC IFRS円卓会議は、SECの主任会計官が司会をし、投資者パネルに7人の参加者が登場した³⁶⁸。スタッフがSEC IFRS円卓会議を主催したのは、一つには、前述の3つのワークプランのトピックに関しての投資者の意見について理解を深めるとともに、2011年5月のスタッフペーパーに記載した考え方に対する投資者の意見を得るためであった。参加者の議論のトピックには次のものがあつたが、これらには限らない。(1) 米国会計基準からIFRSへの変更は投資の意思決定に影響を与えるかどうか、(2) 投資者はIFRSの適用に関して懸念を有しているかどうか、(3) 米国は米国の財務報告制度にIFRSを組み込むべきかどうか、またその場合に、SECが組み込みの前に行うべき戦略的アプローチがあるかどうか、(4) IFRSを米国の財務報告制度に組み込む決定が行われた場合のFASBの役割³⁶⁹。

スタッフは、アウトリーチの取組みを、投資銀行及び資産運用会社からの投資者との非公式の討議により補足した。これらの討議でのトピックは、投資者コメント募集及びSEC IFRS円卓会議でのトピックと同様であった。

A. 所見の要約

2011年5月のスタッフペーパーに回答した投資者³⁷⁰及びSEC IFRS円卓会議に参加した投資者パネリスト³⁷¹は、米国が高品質の国際的に認められる会計基準の単一セットに移行

³⁶⁸ SEC Staff, List of Participants for Roundtable on International Financial Reporting Standards (Jul. 7, 2011) 参照 (<http://www.sec.gov/spotlight/ifrsroadmap/ifrsroundtable070711-parts.htm> で入手可能)。パネリストには、投資銀行1社、評価事務所1社及び格付け機関2社のマネージング・ディレクター、保険会社の上級副社長、CalPERSの投資担当役員、CFA協会の企業開示方針協議会の議長がいた。

³⁶⁹ SEC Staff, Agenda for Roundtable on International Financial Reporting Standards (Jul. 7, 2011) (「SEC IFRS円卓会議アジェンダ」) 参照 (<http://www.sec.gov/spotlight/ifrsroadmap/ifrsroundtable070711-agenda.htm> で入手可能)。

³⁷⁰ 2011年5月のスタッフペーパーに対する以下のコメントレーター参照。Allstate; Ameriprise; CalPERS; CFA; S&P; WSIB。2011年5月のスタッフペーパーに対する回答において、CRMCとSandlerはそれより支持の度合いが低かった。例えば、CRMCは次のように述べた。「世界中の会社のための首尾一貫した高品質の会計基準のセットという考えは支持するが、残念ながら、IASBがこの目的を達成するのに有効であったとは考えていない。」

³⁷¹ SEC IFRS Roundtable transcript 参照 (Neri Bukspan (Standard and Poor'sの上級マネージング・ディレクター)、Jonas, LaMonte, David Larsen (Duff & Phelpsのマネージング・ディレクター)、Mary Morris (California Public Employees' Retirement Systemの投資担当役員)、Kevin Spataro (The Allstate Corporationの上級副社長)のコメント)。さらに、SEC IFRS Roundtable transcriptからのGerry White (CFA協会の企業開示方針協議会の議長)のコメントを参照。次のように述べている。「我々のメンバーのサーベイは、世界中での財務諸表の単一のセットという考えへの圧倒的な支持を示した。このサーベイは、高品質の会計基準を使用することへの圧倒的な支持も示している。問題は、それら2つの目標をどのように達成できるかである。」

するという考えをおおむね支持した。しかし、米国の投資者のIFRSに対する支持は概して条件付である。例えば、投資者は一般的に、会計基準の国際的なコンバージェンスを達成するために品質を犠牲にする気はないと強調しており、IASB及びその基準に関する懸念を示した人々もいた³⁷²。一部の投資者は、SECがIFRSの組込みに関する決定を下す前に、IFRSの品質とIASBの独立性の問題に対処すべきだと強調した³⁷³。

投資者が示した主な懸念の一つは、IFRS ICのアプローチ及び適時性に関するものであり、これは前に詳述した他の関係者が提起した懸念と同様である³⁷⁴。具体的には、SEC IFRS 円卓会議に出席した投資者は、IFRS ICはIFRSの適用における多様性を狭めるためにIFRS 基準の解釈にもっと積極的になるべきだと述べた³⁷⁵。さらに、投資者はIASBの現在のインフラストラクチャーの諸側面に関する懸念を提起した。これには次のものがあった。(1) IASBの資金調達への独立性の不足、(2) IASB及びIFRS財団への投資者の参加の不足、(3) 基準設定プロセスへの政治的干渉の可能性³⁷⁶。投資者は、会計基準は自らの主要な使命が投資者に意思決定に有用な情報を提供することであると認識している審議会が開発すべきだと述べた³⁷⁷。米国の財務報告制度へのIFRSの組込みに対するエンドースメント・アプローチは、基準設定プロセスへのFASBの多大な積極的な役割との組合せで、投資者が提起した懸念の多くについて多少とも対処又は軽減することができる可能性がある。

スタッフは、IFRS についての投資者の知識にはかなりの幅があるように見えることを発見した。しかし、スタッフが接触したか又はスタッフに直接コメントした投資者の大多数は、IFRS にそれほど習熟していない。さらに、スタッフはアウトリーチを通じて、多くの投資者は基準設定プロセスにおいて直接的に活発な参加者ではなく、自己の会社の中の政策グループや他の団体に、FASB 及び IASB へのインプットの提供を依存していると聞かされた。投資者は、会計処理方法の変更をさまざまな方法で学習し、これには会社の開示や印刷された教材を通じてのものや大手会計事務所からのウェブキャストを通じてのものが含まれている。しかし、トレーニングの質と徹底の度合いはさまざまである。

IFRS の組込みの可能性に関しての投資者のフィードバックのうちかなりの分量が、組込みの方法及びそれに関連した移行の論点に焦点を当てていた。具体的には、そのフィードバックは、段階的な組込みのアプローチと、組込みを単一の移行と考える「ビッグバン」

³⁷² 例えば、2011年5月のスタッフペーパーに対する以下のコメントレター参照。Allstate; Ameriprise; CFA; CRMC。SEC IFRS Roundtable transcript (White, Spataro 及び Jonas のコメント) も参照。参考として、CII 調査研究。

³⁷³ 2011年5月のスタッフペーパーに対する CFA 及び CRMC のコメントレター参照。

³⁷⁴ 前記のサブセクション II.C.2.参照。

³⁷⁵ 例えば、SEC IFRS Roundtable transcript (Jonas 及び Larsen のコメント) 参照。

³⁷⁶ 2011年5月のスタッフペーパーに対する CFA のコメントレター参照。参考として、CII 調査研究。

³⁷⁷ 同上

アプローチの肯定的側面と否定的側面を扱ったものであった。さらに、そのフィードバックは、移行には十分な時間が与えられるべきであり、開示を通じての追加的な明瞭性を移行計画の一環として提供すべきだと述べていた。

B. 現状での IFRS についての認知度と知識

米国の投資者のIFRSについての現状での認知度及び知識はさまざまである。機関投資家や他の職業的投資者は、総じて米国でのIFRSの継続的検討を知っている。こうした投資者の一部は、国際的投資を容易にするのに十分なIFRSの教育をすでに受けていると述べた³⁷⁸。こうした投資者は、米国会計基準とIFRSとの間の現在の差異の影響を、特に分析対象としている業種については、理解しているように見える。こうした投資者の多くは、すでにIFRSに従って作成された財務情報に習熟し、積極的に利用している。当該情報は、SECに登録している外国民間発行企業及び外国の取引所に登録している外国会社からのものである³⁷⁹。

スタッフの理解では、一部の投資者はIFRS基準の教育を、公認財務アナリスト（CFA）のカリキュラムの学習、CFA試験の受験、あるいはその両方を通じて、受けている。CFAカリキュラムは1990年代半ばに国際会計基準（IFRSの前身の基準）の組み込みを始めた。CFAカリキュラムの現在の学習目的の一つは、米国会計基準とIFRS会計基準とを区別することである。例えば、当該カリキュラムは、金融資産の分類・測定・開示、関連会社及び共同支配企業に対する投資、企業結合、連結会計に焦点を当てている。さらに、CFA協会は次のように述べた。

投資者等のためのIFRS教育は複数の方法で利用可能である。IASeminarsなど多数の研修組織が、IFRSの適用のさまざまな局面及び米国会計基準との差異に関するプログラムを提供している。投資者のためのIFRS教育に関する広範なオンライン・リソースや、多くの会計事務所での内部研修プログラム（投資業界と共有できる）がある。我々は、大手の買手サイドの組織も研修及び教育の活動を行うと期待している。CFA協会自身は、すべての主要な会計上のトピックに関する個別のIFRS教育資料を長年にわたってカリキュラムに組み込んできており、国際的な財務諸表の分析に関する実務者のためのテキストを出版した。ニューヨーク証券アナリスト協会など我々の地域メンバーの協会（支部）のいくつかがIFRS教育の機会を提供している³⁸⁰。

範囲の反対側には、主に又は全面的に、国内会社に焦点を当てているためIFRSよりも米国会計基準にずっと習熟している米国の投資者がいる。こうした投資者は、次のようになるまではIFRSのより適切な理解の形成に多大な資源を割くことに消極的なようであり、それは理解できる場所である。(1) 米国がIFRSを組み込むかどうか、またその場合、どの

³⁷⁸ 投資者コメント募集に対する The Allstate Corporation のコメントレーター参照。

³⁷⁹ 例えば、SEC IFRS Roundtable transcript（Jonas 及び LaMonte のコメント）参照。

³⁸⁰ 投資者コメント募集に対する CFA Institute のコメントレーター

ように組み込むのが明確になる。(2) 主要共同プロジェクトが完了する。

これらの両極端の中間に、多くの投資者がいる。IFRS 及びその会計上の影響並びに IFRS と米国会計基準との間の差異についていく分かの知識を有しているかもしれないが、会計基準設定プロセスを先取りしたり、考えられる会計上の変更が自らの投資意思決定に与える影響を評価したりはしない人々である。例えば、多くの財務アナリストは、財務情報を過去のトレンドの評価及び会社の将来の業績の予想のために使用している。こうしたアナリストは、財務諸表の作成及び関連の開示に使用されている会計基準について若干の知識を有しているかもしれないが、会計専門家ではなく、必ずしも会計基準全般やそれについて生じ得る変化（米国会計基準と IFRS の差異や財務分析に対する潜在的影響など）についての詳細な理解を形成し維持しているわけではない。

C. 会計基準及び会計基準変更に関する投資者教育

ワークプランを実行するにあたり、スタッフは、投資者が会計基準の変更に関して自身を教育する方法を理解するため投資者と意見交換した。当委員会が、IFRS を米国の財務報告制度に何らかの方法で組み込むことが得策と判断する場合に、組み込みの方法及び時期は、投資者が新基準を消化するのに必要となる時間の量にある程度左右される可能性がある。

スタッフは、投資者及び他の利用者が、会計基準に関する教育及びトレーニングを多くの異なった形で多くの異なった出所から得ていることを知った。多くの投資者は、新しい会計基準に関する情報を、主に財務諸表における、未適用の基準又は新基準及びこれらの基準の影響に関する会社の開示を通じて得ている。投資者にとっての二次的な情報源として、次のものがある。

- 継続的な専門家教育プログラム（各社内で開発又は専門家団体（例えば、CFA 協会、AICPA、ニューヨーク証券アナリスト協会）が作成）
- 売手サイドのアナリスト調査、小口投資者のための取引業者の調査、利用者を対象とした会計事務所による要約、投資クラブの会報及び調査などの出版物や、利用者が読む出版物の中の記事
- 発表及び講演

さらに、一部の投資者は会計基準に関する教育を基準設定プロセスの間に受けている。あるコメント提出者は次のように述べた。

投資マネージャーは、基準開発フェーズの間に会計基準に関する教育を受ける。彼らは [会社の] 専門的会計領域や同業者団体を通じてコメントレターのプロセスにも参加している³⁸¹。

³⁸¹ 投資者コメント募集に対する The Allstate Corporation のコメントレター

D. IFRS 組込みに対する投資者の準備状況

1. 現在の準備状況

多くの米国の投資者は、まだIFRSに関する知識の形成に多大な資源を投入していないので、短期の大きなIFRSへの移行の準備はできていないように見える。しかし、多くの投資者が、投資者の準備状況の問題はIFRSを米国の発行企業に係る財務報告制度に組み込む上での重大な障害とはならないと述べた³⁸²。これは一つには米国会計基準が静的なものではなく、投資者が会計基準の所要の変更に順応することに慣れていることによるものである。とは言え、生じ得る変更の範囲とその変更のペースは重要な考慮事項である。

投資者の準備状況はさまざまである。例えば、SEC IFRS円卓会議で大手機関投資家や他の国際的な財務諸表利用者を代表したパネリストは、当委員会がIFRSを組み込む決定をすれば、投資者はその覚悟ができるだろうと述べた。あるパネリストは、投資者は現在IFRSに非常に頻繁に触れており、IFRSの組込みに対する投資者の準備状況はIFRSの組込みへの重大な障害とはならないと述べた³⁸³。別のパネリストは次のように述べた。

投資者が準備のできた状態になりつつあることには同意する。IFRSは多くの他の会社についてすでにここにあり、全世界の会社をカバーするのであれば準備をすべきである³⁸⁴。

CFA協会を代表とする他の投資者は、投資者の準備状況の問題をIFRSの組込みへの主要なハードルとは見ていないと述べた³⁸⁵。さらに、ある大手の資産運用会社は、当委員会がIFRSを組み込むことを決定した場合に、自社のビジネスへの必要となる変更がそれほど重大になるとは考えていないと述べた³⁸⁶。

これに対し、スタッフの理解では、主に国内の会社に重点を置く特定の個人又は小口の投資者は、大手機関投資家と同じ資源がない場合があるため、変化への準備ができていない場合がある。IFRSを組み込む動きは、小規模の投資者がIFRSに関する学習に相当な時間の先行投資をすることを要求するものとなり、これはこうした投資者の大手の競争相手と比較して不釣り合いな資源の投資となる可能性が高い。この先行投資は、組込みの方法及び現行の差異の解決や移行に用いられる方法次第で大きく異なるものとなる。スタッフのアウトリーチの間に、これらの投資者は、IFRSへの移行には若干の時間が必要となり、組込みについて段階的な移行アプローチの方を望むと述べた。

³⁸² 例えば、投資者コメント募集に対するCFA協会のコメントレーター及びSEC IFRS Roundtable transcript (Jonasのコメント) 参照。

³⁸³ 例えば、SEC IFRS Roundtable transcript (Jonasのコメント) 参照。

³⁸⁴ SEC IFRS Roundtable transcript (Bukspanのコメント) 参照。

³⁸⁵ 投資者コメント募集に対するCFA協会のコメントレーター参照。

³⁸⁶ 投資者コメント募集に対するBNY Mellonのコメントレーター参照。

投資者は、両審議会が米国でのIFRSの組込みの前にMoUに基づく全面的にコンバージェンスされた基準を公表すれば、投資者のIFRSに対する準備状況とIFRS財務諸表の有用性の両方にプラスの影響を与えることになると述べた³⁸⁷。両審議会が他の重要な差異を調和化する追加的な行動があれば、それも投資者の準備に好影響をあたえるであろう³⁸⁸。この評価は、コンバージェンス・アジェンダに関する取組みを遅延させないという考えと二重の移行に関する懸念の両方を反映している。後者に関して、FASBとIASBが完全にはコンバージェンスされていない最終基準を公表し、IFRSがその後に米国の財務会計制度に組み込まれる場合には、その暫定的なFASB基準を習得するための投資者の努力は、少なくとも部分的には、IFRSの組込み時には重複だったと判明することになる。

2. 投資者がIFRSに成功裏に移行するのに必要な時間及び活動

投資者は、IFRSの大規模な組込みの前に、アナリストが自分のモデルを修正して変更をトレンド分析に組み込むことができるようにするために、移行期間が必要となると述べた。コメント提出者は、内部的な準備の取組みを完了するのに必要な期間について、数四半期³⁸⁹から数年³⁹⁰までさまざまな見解があった。スタッフは、アウトリーチに基づいて、移行に必要な期間は、両審議会がMoUコンバージェンス・プロジェクトを完了し、米国会計基準とIFRSとの間の他の重要な既存の差異をIFRSの導入前に狭める場合には、大幅に短縮される可能性があると理解している。

さらに、スタッフのアウトリーチの間に、投資者は、投資者が報告基礎の変更の影響を十分に理解するためには、移行期間中の会社の開示が投資者にとって非常に重要になると主張した。スタッフは、開示の日程案に関するフィードバックを受け取った。これはFASBが優先主要共同プロジェクトに関する発効日及び移行方法に関する調査研究プロジェクト³⁹¹に関連してFASBに提案された移行開示と同様であり、次のような内容であった。

- 発効日の3年前： 生じそうな影響に関する説明的な記述を提供する。
- 発効日の2年前： より詳細な説明的な記述を提供し、生じそうな影響の大まかな数量化を行う（例えば、主要な貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー

³⁸⁷ 投資者コメント募集に対するCFA協会のコメントレーター参照。

³⁸⁸ 同上

³⁸⁹ 投資者コメント募集に対するBNY Mellonのコメントレーター参照。

³⁹⁰ 例えば、投資者コメント募集に対するThe Allstate Corporationのコメントレーター（投資者はIFRSについて学習するのに4年以上も要すると指摘）参照。

³⁹¹ 2010年10月に、FASBとIASBは、それぞれディスカッション・ペーパーと意見募集を、両審議会の優先主要共同プロジェクトについての適切な発効日及び移行方法に関する情報を収集するために公表した。FASBのプロジェクトに関する追加的な情報は、以下で入手可能。
http://www.fasb.org/cs/ContentServer?site=FASB&c=FASBContent_C&pagename=FASB%2FFASBCo ntent_C%2FProjectUpdatePage&cid=1176157848456

計算書での表示項目について予想される変化の方向とともに、会社による評価を発効日前に変更する原因となる可能性のある要因の記述)

- 発効日の 1 年前： さらに説明的な分析を提供し、生じそうな影響の詳細な数量化を行い（例えば、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書の各表示科目への予想される影響、及び最終発効日の前に変更を生じる可能性のある要因）、導入のスケジュールが十分に進んだ会社については、当期及び過去の期間に対する実際の影響の数量化も開示する³⁹²。

同様に、あるコメント提出者は、堅牢な開示フレームワークを通じた開示の拡充は、IFRS が組み込まれた場合の変化の影響全体を利用者が分析するのに役立つと述べた。

我々は、堅牢な開示フレームワークが米国でのIFRSへの転換に付属することが重要だと考えている。我々は、転換プロセスの一環として包括的な原則主義の開示フレームワークを開発する必要性についての見解を繰り返し述べる。開示フレームワークは、会社が次のことに関する包括的な情報を提供することを要求すべきである。それは会計方針及びその適用、重要な仮定、勘定残高の内訳、将来予測的な分析である。財務諸表の利用を有意義に拡大する上での明確な長期的な便益のほかに、我々の考えでは、開示フレームワークを転換前に導入することは、変更の影響についての利用者の理解を大いに促進する³⁹³。

3. 移行についての投資者の選好

投資者は、ほぼ一貫して、遡及的な移行方法が望ましいと述べた。その方が比較可能性の高い財務情報を生み出すからである³⁹⁴。投資者は比較可能な財務情報（期間比較及び会社間比較の両方）を受け取るのに役立つ遡及適用への選好を示した。自らの投資意思決定の基礎を十分な情報に基づく分析に置くためである。投資者は、将来に向かっての適用の方が複雑性が低くコストの削減となるため、それを選好する可能性があることを認めたが、将来に向かっての適用は利用者が財務トレンド情報を分析する能力を妨げる可能性があることに留意した。

全員一致ではないが、投資者は、企業がIFRSを早期採用する選択肢を認めるべきではないことにもおおむね同意した。それを認めると、類似した状況の米国企業との比較可能性

³⁹² FASB の発効日及び移行方法の調査研究プロジェクトに対する 2011 年 2 月 17 日付の The Corporate Reporting Users' Forum (CRUF) からのコメントレター参照 (http://www.fasb.org/jsp/FASB/CommentLetter_C/CommentLetterPage&cid=1218220137090&project_id=1890-100&page_number=2 で入手可能)。

³⁹³ 投資者コメント募集に対する Standard & Poor's のコメントレター

³⁹⁴ 例えば、2011 年 5 月のスタッフペーパーに対する CalPERS、CII 及び S&P のコメントレター参照。

を損なうこととなるからである³⁹⁵。多くの利用者の考えでは、早期「採用」を認めると、コンバージェンスの目的を損ない、会計上の裁定のシステムを作り出してしまふ（ここでは、投資者にとって最善の開示ではなく、最も有利な財務成績を生み出す会計ガイダンスを会社が選択する可能性がある）。

E. その他の投資者の意見

1. 国際的な会計基準

投資者の準備状況に関する前述の議論は、おおむね次のような投資者の文脈において示している。高品質の国際的に認められる会計基準の単一のセットの開発及び組込みを促進するアプローチを支持した投資者、及び IFRS はその共通アプローチとなるのに最も適した地位にあると述べた投資者（SEC IFRS 円卓会議で又はコメントレターを通じて、スタッフに意見を伝えた人々）の文脈においてである。スタッフは、アウトリーチのプロセスを通じて、これらのトピックの両方に対するフィードバックも受け取った。

第一に、投資者及び他の財務諸表利用者は一般的に、高品質の国際的に認められる会計基準の単一のセットという考え方への支持を表明した³⁹⁶。投資者は、事業の複雑性の増大に対応できる単一の審議会による国際的な会計基準の開発から資本市場は便益を得るであろうと述べた³⁹⁷。これは、ひいては、特に国際的な資本市場における資本の展開の拡大及び有効性を促進するものとなる。さらに、国際的な資本市場で財務諸表を分析する投資者及び他の利用者は、財務諸表の作成の首尾一貫性は、自分が会社を複数の異なる法域間で比較する能力にとって重要だと明言した³⁹⁸。

第二に、数名の投資者は、IFRS への支持を示し、IFRS は高品質の国際的に認められる会計基準の単一のセットという目標を達成するのに最も適した地位にある基準の集合体だと述べた。例えば、あるコメント提出者は次のように述べた。

この結果は、我々の会員の圧倒的多数（90%超）が、高品質の国際的な会計基準の単一のセットという前提を、世界中の基準設定主体及び規制機関が最終的に達成すべき目標として、支持していることを示している。この支持の根拠は、IFRSが透明性を向上させ投資者が法域間での類似の企業間の比較を行うことを可能にする共通の財務報

³⁹⁵ 例えば、2011年5月のスタッフペーパーに対する CalPERS 及び CFA のコメントレター参照。

³⁹⁶ 2011年5月のスタッフペーパーに対する Allstate、Ameriprise、CalPERS、CFA、S&P 及び WSIB のコメントレター参照。SEC IFRS Roundtable transcript (Bukspan, Jonas, Larsen, Morris 及び Spataro のコメント) も参照。参考として、CII 調査研究。

³⁹⁷ 例えば、投資者コメント募集に対する Standard & Poor's のコメントレター参照。

³⁹⁸ 投資者コメント募集に対する Standard & Poor's のコメントレター及び2011年5月のスタッフペーパーに対する CFA 及び WSIB のコメントレター参照。

告言語となるという期待である³⁹⁹。

この点で、投資者及び他の財務諸表利用者は、EUでのさまざまな国内会計基準からIFRSへの移行が、会計基準の統一性を高め、当該地域の関係者がEU全域にわたる財務情報の分析的比較を単純化し分析的調整をより幅広く実施するのに役立ったと述べた⁴⁰⁰。

これらの投資者の一部は、国際的なコンバージェンス及び、究極的には、統一した国際的な基準の組込み又は使用が、アナリスト、投資者、債権者の長期的な便益となると考えている。それは、財務報告開示の首尾一貫したフレームワークを提供し、それにより、より適切な情報の流れ、相互比較、及び国際的な資本の流れを促進することによってである⁴⁰¹。これらの投資者は、統一的な基準を有することは、完全な比較可能性の必要条件ではあるが、十分条件ではないことを認めている。高品質の国際的に認められる会計基準の単一のセットを採用した後においても、差異（例えば、法域固有のガイダンスの結果としての）が持続する可能性があることを理解してのことである。しかし、これらの投資者は総じてIFRSを支持している。比較可能性の向上の観点から一歩前進と見ているからである⁴⁰²。他方、IFRSの組込みが比較可能性の向上をもたらすとは考えない投資者もいる⁴⁰³。

2. FASB の継続的役割

IFRSが米国の財務報告制度に組み込まれる場合、投資者は総じて、FASBが基準設定プロセスにおける何らかの役割を何らかの形のエンドースメントの枠組みを通じて維持することを支持している。コメントした投資者の大半は、FASBは基準設定プロセスにおける重要かつ積極的な役割を有するべきだと考えていた。もっと綿密に、米国の関係者の利益のために行動するか又は基準設定において米国の声を確保することができるであろうという根拠によるものである⁴⁰⁴。この役割においては、FASBはIASBが公表した基準の承認に責任を負うことが考えられるが、米国の投資者を保護するために必要な場合には、新基準の作成及び既存の基準の解釈を行う権限も維持することとなる。この考えを支持する投資者は、高品質の会計基準は、たとえ地域間の相違を生じるとしても、コンバージェンス及び国際的な比較可能性よりも、優先すべきだと述べた。これらの投資者は、高品質の国際的に認められる会計基準の単一のセットは重要な目的ではあるが、それらの投資者は、そう

³⁹⁹ 2011年5月のスタッフペーパーに対するCFAのコメントレター

⁴⁰⁰ 例えば、投資者コメント募集に対するStandard & Poor'sのコメントレター参照。

⁴⁰¹ 同上

⁴⁰² 例えば、2011年5月のスタッフペーパーに対するCFAのコメントレター参照。SEC IFRS Roundtable transcript (Jonasのコメント)も参照。

⁴⁰³ 例えば、2011年5月のスタッフペーパーに対するCRMCのコメントレター参照。

⁴⁰⁴ 例えば、2011年5月のスタッフペーパーに対するAllstate; CalPERS; CFAのコメントレター参照。SEC IFRS Roundtable transcript (Jonas, LaMonte及びSpataroのコメント)も参照。

した高品質の基準を統一性のために弱めるべきではないと考えている。さらに、投資者は、FASBは承認者として行動する際に、米国の財務報告制度に組み込まれる基準が財務報告制度を維持し改善するための十分な品質のものであることを保証するという重要な役割を果たすことができると指摘した。

他方、FASBの役割はIASBに支援、資源、及び専門知識を提供すること並びに国際的な基準の開発及び改善に限定すべきだとコメントした投資者もいた⁴⁰⁵。この役割においては、FASBはIASB基準を米国会計基準への組込みのために承認することとなる。しかし、FASBが国際的な基準を却下又は修正したり、新たな米国基準を追加したりする権限は限定的となる。例えば、FASBがIASBの文言から離れる能力は、補足的な開示が利用者に有意義な情報を提供することとなる場合に当該開示を要求することに限定することが考えられる。これらの投資者は、このより制限されたFASBの役割により、最も比較可能性の高い会計基準がもたらされると考えた。

⁴⁰⁵ 2011年5月のスタッフペーパーに対するS&Pのコメントレター参照。

V. 規制環境

当委員会が米国の財務報告制度に IFRS を組み込むという何らかの決定を行うと、米国の規制環境に重大な影響を与える可能性がある。さらに、その影響及び含意は、組込みの方法と移行の方法の両方により大きく異なる。

スタッフは、当委員会は規制の枠組みにおいて米国会計基準の財務情報を使用する多くの規制機関⁴⁰⁶の一つにすぎないことに留意している。他の規制機関は、規制対象の企業が財務情報を当該機関や他の機関に提供するように求めており、この情報は米国会計基準に従って作成されることが多い（場合によっては強制されている）。IFRSを財務報告目的で組み込むという当委員会の決定はこうした他の規制機関の要求事項を変更するものではないが、他の規制機関及びそれらが規制する企業に重大な影響が生じる可能性がある。

同様に、多くの非公開企業が財務諸表の作成に米国会計基準を使用している。非公開企業が米国会計基準を使用する理由は、公開企業の場合のように当委員会の規則ではなく、部分的には、州法（州政府会計審査会の要求事項を含む）、AICPA、私的契約での要求であり、多くの場合、米国会計基準に従って財務諸表を作成するという企業の任意の決定である。当委員会が IFRS の組込みを決定しても、非公開企業が行う決定や課される要求事項を直接に変更するものではない。しかし、SEC が米国の発行企業に係る財務報告制度に IFRS を組み込むことは、非公開企業に重大な影響を与える可能性がある。米国の多くの非公開企業は現在、米国会計基準を（選択又は要求により）適用しているが、具体的な除外がない場合、こうした企業は、関連する相手方（例えば、融資者、債権者、投資者、その他）が IFRS の使用を進んで受け入れるのであれば、IFRS をすぐに適用することを選択する可能性がある。

当委員会は、IFRSを組み込む決定が、当委員会の権限の範囲を超える企業や規制機関（及びその規制）も含めて、広範囲の影響を与え得ることを認識した⁴⁰⁷。したがって、当委員会はスタッフに「米国の発行企業へのIFRS強制による他の規制上の影響の調査と検討」⁴⁰⁸を指示した。ワークプランを実行するため、スタッフは次の規制上の事項を検討した。

- SEC がその使命を果たす方法
- 産業規制機関
- 連邦税及び州税への影響

⁴⁰⁶ “industry regulators,” “regulators,” “regulatory agencies”という用語及びこの最終スタッフ報告書において使用されている他の類似する用語は同じ意味で使用されており、一般的な意味での規制機関に言及しており、具体的な規制機関や規制機関のグループに言及しているのではない。

⁴⁰⁷ 2010 年声明参照。

⁴⁰⁸ 2010 年声明

- 法定の配当制限及び株式買戻し制限
- 監査上の規制及び監査基準の設定
- ブローカー・ディーラー及び投資会社の報告
- 公開企業と非公開企業⁴⁰⁹

IFRSの組み込みがこれらの規制上の領域に与える潜在的な影響を評価するために、スタッフは、潜在的に影響を受けるさまざまな当事者へのアウトリーチを実施した。さらに、多くの規制機関が、コメントレーターやSECのIFRS円卓会議（第三のパネルは規制環境の議論に充てられた⁴¹⁰）への参加を通じて、スタッフにフィードバックを提供した。

A. 所見の要約

当委員会のIFRS組み込みが規制環境に影響を与えることになる範囲は、IFRSが組み込まれる方法に大きく左右される。SEC以外の規制機関は、連邦法及び州法、規制上の要求事項及びガイダンス、契約（例えば、調達のため）における米国会計基準の参照の数及び重大さを一貫して述べてきた。これらの規制機関は、米国会計基準を通じてIFRSを米国の財務報告制度に組み込む（すなわち、IFRSの内容を（エンドースメントの適切な判断基準に関する決定に従い）米国会計基準に組み込む）ことは、他の方法では彼らの規制の枠組みに関する問題が生じ得る多くの重大な問題への対応又は軽減となり得ると述べた。さらに、一部の規制機関は、基準設定プロジェクトに関する彼らの見解や懸念を直接提示できるのかどうかに関する懸念を示した。これは、このような基準が組み込まれる方法により影響を受ける可能性がある。これらの懸念は、FASBが組み込み及びエンドースメントのプロセスにおいて実質的な役割のある位置付けとされれば、ある程度軽減できるであろう。

いくつかの規制機関は、米国会計基準には業種固有の基準が含まれており、これが失われた場合、（投資者に意味の乏しい情報が提供されることに加えて）彼らの規制の枠組みを弱体化されることになることになると強調した⁴¹¹。例えば、IFRSには、ASC Topic 980「規制事業」（以前はFASB基準書第71号「一定の種類 of 規制の影響の会計処理」と同等の基準がない。ASC Topic 980で認めている料金規制資産及び負債の維持を認めないIFRSを組み込む方法は、公益事業の規制機関に重大な影響を与えることになる。

B. SECがその使命を果たす方法

⁴⁰⁹ ワークプラン参照。

⁴¹⁰ 具体的には、SECのIFRS円卓会議で扱われたのは、「規制活動における米国会計基準の財務情報の現在の利用、会計基準の変更の結果として規制への変更を行うのに必要なステップ及び時期、財務報告の基礎としてのIFRSへの潜在的移行に伴う便益及び課題、[及び]IFRSへの潜在的移行のコスト及び労力を削減するための要因」である。SECのIFRS円卓会議のアジェンダ参照。

⁴¹¹ 米国会計基準の業種固有のガイダンスに関するより詳細な情報は、上記のサブセクションII.B.4参照。

ワークプランの実行にあたり、スタッフは、会計基準設定及び解釈における FASB の継続的な役割に対する潜在的なアプローチ、並びに IFRS を米国の発行企業の財務報告制度に組み込むことが当委員会の規則及び手続に与える影響について分析した。

- 米国で使用される会計基準における FASB の継続的な役割に対するアプローチの分析。このアプローチを実行するために必要な範囲、詳細計画、及び期間の見積りの分析。
- 既存の当委員会のルール及び解釈並びにスタッフの適用ガイダンスにおける会計基準及び要求事項への参照の分析。このような組込みの前に、変更の範囲、詳細計画、及び変更を実行するのに必要な期間の見積りを識別するためである。
- こうした組込みが、当委員会及びそのスタッフが解釈上の会計ガイダンスを提供し会計基準を執行する際の内容、方法、又は頻度にどのように影響を与えるかについての検討。また、変更の範囲、詳細計画、及び何らかの変更を実施するのに必要な期間の見積りの検討⁴¹²。

1. FASB の継続的な役割

2010 年声明において、当委員会は次のような見解を表明した。

我々は、グローバルな会計基準というゴールの達成にあたり FASB が引き続き重要かつ実質的な役割を果たすであろうと考える。FASB は、米国資本市場にとっての会計基準設定主体であり、会計基準を改善するために引き続き IASB と協力すべきである。さらに、その役割はグローバルな基準のアドプション後も引き続き重要となる。この点に関して、我々は他の国内基準設定主体が IFRS の検討との関連で維持している役割を検討した。特に、国内規制の責任を有するある組織がロードマップ案に関するコメントレーターで指摘したことであるが、国内基準設定主体が存在し続けることにより、IASB とのさらに効果的な協力関係が可能となるとともに、IASB がその国の関係者と効果的な対話をするのに役立つ。我々は、多くの先進国が国内基準設定主体又は資本市場への IFRS の組込みに関連した他の仕組みを維持していることに留意している⁴¹³。

2011 年 5 月のスタッフペーパーの中で、スタッフはとりわけ、IFRS の何らかの組込み後の会計基準の設定において FASB が実質的な継続的役割を維持することへの一つの考え得るアプローチを検討した。そこでは、スタッフは次のように述べた。

投資者の保護、公正で秩序ある効率的な資本市場の維持、及び米国における資本形成の促進という SEC の使命を遂行するためには、米国が次のことを行うことが重要だと

⁴¹² ワークプラン参照。

⁴¹³ 2010 年声明（内部的な引用は省略）

スタッフは考える。高品質で国際的に認められる会計基準の開発及び推進を支援する国際的な会計の世界での積極的な役割を継続すること、新たに生じている財務報告の問題の識別を先取りしていくこと、米国の利害がそれらの基準の開発において適切に扱われるようにすることである。スタッフの考えでは、FASBは、この枠組みにおいて米国の関係者を支援するこの役割を遂行する能力を最もよく備えた既存の機関であり、多くの点ですでにそれを行うよう位置づけられている。米国の国内会計基準設定主体としての現在の役割を務める際のFASBの使命は、「投資者及び財務報告の他の利用者に意思決定に有用な情報を提供する非政府企業の財務報告を促進する財務会計及び報告の基準を設定し改善すること」である。FASBの継続的な重要性についての当委員会の認識に基づき、当委員会がIFRSの組込みを決定した場合、FASBはこの枠組みにおいて依然として米国会計基準を公表する責任を有する基準設定主体となるとスタッフは予想している⁴¹⁴。

2011年5月のスタッフペーパーに対するコメント提出者の大多数は、当委員会がIFRSの組込みを進めるとした場合に、実質的な基準設定の役割にあるFASBを維持するという考え方を支持した。一つの論拠が支配的であった。FASBは、強い米国の声がIFRSの開発において考慮されることを確保するために米国の投資者又は他の関係者の利益のために活動することができるというものである。他のより具体的な論拠はこのテーマに呼応したものであった。

- FASBの役割はIFRSを組み込む際のデュー・プロセスを確保するために必要である。
- FASBの専門的能力はIASBに便益を与えることができる。
- FASBは米国の規制当局の維持を確保するのに役立つ。
- FASBは会計処理の品質及び厳格さを維持するのに役立つ。
- 堅牢なFASBは米国資本市場にとって適切な高品質の基準をIASBが開発できない場合の防衛策となる。
- FASBは米国市場のための補足的又は適用ガイダンスを公表することができる⁴¹⁵。

例えば、あるコメント提出者は、以下のように述べた。

FASBは、継続的な重要な役割を持つべきであり、引き続きグローバルな基準設定に貢献すべきである。IFRSの開発は、FASBを通じた米国の参加により大きな便益を受

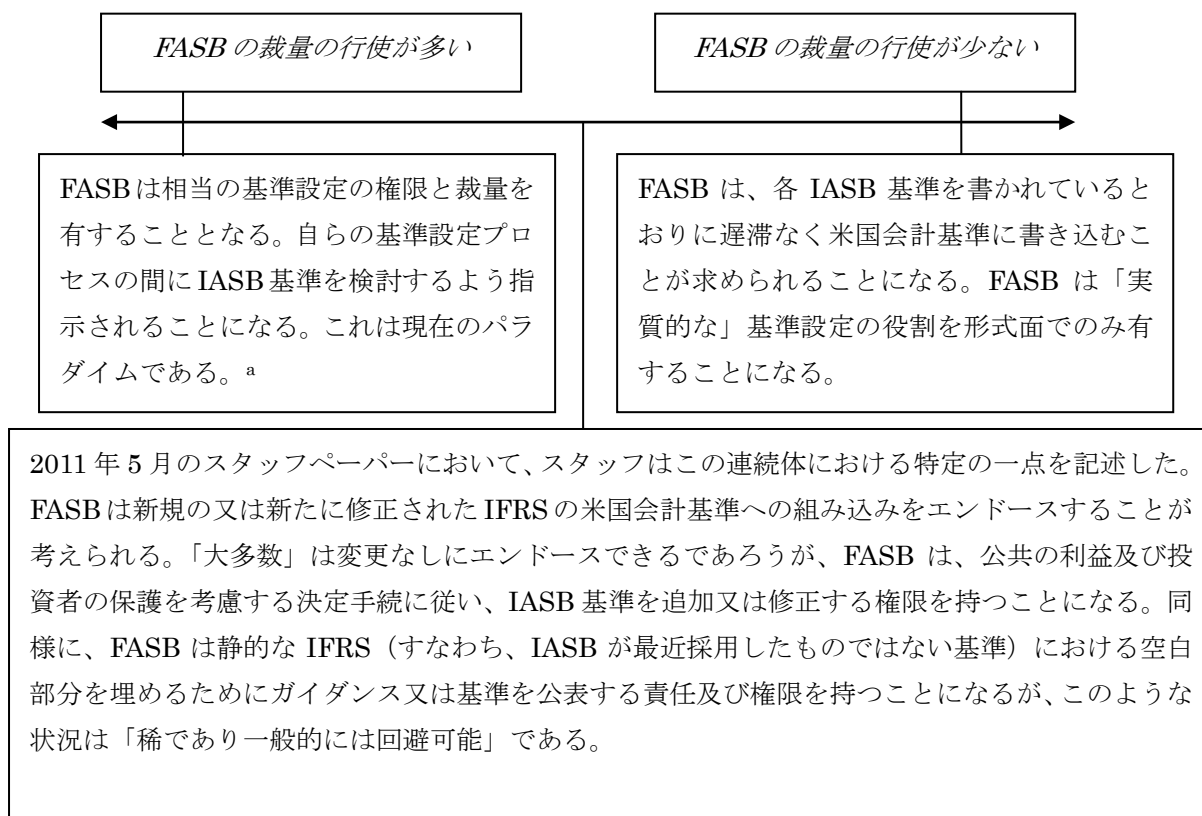
414 2011年5月のスタッフペーパー（内部的な引用は省略）

415 2011年5月のスタッフペーパーに対するコメントの要約参照。

けることになる⁴¹⁶。

別のコメント提出者は、「FASBは、グローバルな基準設定における強力な発言力をもつことを確保するためによりレベルの高い役割を持つ必要がある」⁴¹⁷と述べた。

米国の公開企業に対して一般的に認められるものとして認識される基準を公表するにあたり FASB が引き続き直接的な役割を果たすようなエンドースメント・プロセスを通じて IFRS を組み込むという決定が行われた場合に、重要な質問となるのは、IFRS の組み込みを達成するという全体的な目的との整合性のあるエンドースメント・プロセスを FASB がどのように実施すると期待されることになるのかである。組み込みの当初の移行フェーズの間及びその後の FASB の役割は、次のような連続体で考えることができる。



^a サーベインズ・オックスレー法のセクション 108 により 1933 年証券法が改正された。ある基準設定主体によって確立された会計原則を「一般に公正妥当と認められた」ものとして、当委員会が認識する可能性があるということを規定するためであった。それは、その基準設定主体が、他の要求事項の中で、会計原則を採用する際に、高品質な会計基準に関する国際的なコンバージェンスが公共の利益及び投資者の保護のために必要である又は

⁴¹⁶ 2011 年 5 月のスタッフペーパーに対する CalPERS のコメントレター参照。

⁴¹⁷ 2011 年 5 月のスタッフペーパーに対する Chamber のコメントレター参照。

適切である範囲において、事業環境の変化を反映するために基準を最新に保つ必要性を検討する場合である。

2011年5月のスタッフペーパーに対するコメント提出者は、IFRSの当初の組込みの間及びその後のFASBの役割に関してコメントする際にこの連続体を反映させた。一部のコメント提出者は、2011年5月のスタッフペーパーで記述された役割は正しいと考えた⁴¹⁸。一部のコメント提出者は、この連続体のより左側に重点を置いた役割を支持した。FASBの役割が2011年5月スタッフペーパーで検討したものよりも強固で関与の高いものとなるものである。例えば、必要又は適切な範囲でFASBが基準を開発又は改訂できるようにすべきだと述べたコメント提出者がいた⁴¹⁹。他のコメント提出者は、より右側に重点を置いた役割を好んだ。例えば、これらのコメント提出者は、FASBが基準を改訂するか又は適用ガイダンスを公表する権限は、2011年5月のスタッフペーパーで述べたものよりも限定すべきだと考えていた。IASB又はIFRS ICの役割を妨げる可能性があるからである⁴²⁰。また、コメント提出者の間で比較的一致したテーマがあった。連続体上のどの点であれ、当委員会がFASB及び基準設定におけるその全体的な役割に対する期待を明確に示すことが重要だというものであった。

当委員会が、IFRSのエンドースメント及び組込みに関してFASBに依拠する組込みアプローチを進めるとした場合、スタッフは、米国の関係者に最もよく役立つとともに高品質で国際的に認められる会計基準の単一のセットという全体的なゴールを進めるようになるような連続体上の点を識別することの重要性と課題の両方を認識している。課題は少なくとも部分的には存在する。「高品質で国際的に認められる会計基準の単一のセット」という概念は、必ずしも一致しない2つの構成要素があるためである。例を示すと、FASBなどエンドースをする機関が、IASBの基準が十分に高品質なものではないと考える場合には、品質を改善するための何らかの一方的な動きをすると、基準の単一のセットを維持するという目的に反することになる。

エンドースメント・プロセスの文脈において、基準設定機関の裁量が限定的であれば、結果として生じる基準は、IASBが公表したIFRSとの統一性の高い揃ったものとなる（少

418 例えば、2011年5月のスタッフペーパーに対する以下のコメントレーター参照。AGA、CalPERS（「公共の利益、投資者のニーズ又は現地の状況が必要である又は適用の品質が不適切な場合」）、GM（「必要に応じて、公共の利益及び投資者を保護するために、IFRSを修正又は補足する」）、MS及びSIFMA

419 例えば、2011年5月のスタッフペーパーに対する以下のコメントレーター参照。AIA（迅速に米国の基準設定を要する事象に言及している、例えば、EITF 01-10, Accounting for the Impact of the Terrorist Attacks of September 11, 2001）、Citi、CMS、Duke、FEI、Lilly、NYSSCPA（IFRSの品質に関して懸念を表明し、IFRS基準に対するFASBの修正が「頻繁でない」とした結論についてSECが説明するように要望している）、Pfizer及びProgress

420 例えば、2011年5月のスタッフペーパーに対する以下のコメントレーター参照。CXS、IBM及びS&P（米国風味のIFRSを回避するために、会計ガイダンスを公表する際にSECであっても役割を限定的で低頻度とすべきだとも言及している）

なくとも文言上は)と予想される。しかし、エンドースをする機関(特に、FASBのように高品質な会計基準の設定を使命とする機関)の裁量を限定すると、基準が十分に堅牢でないか又はその機関の法域で投資を行う人々の利益とならないと判断される場合に、当該機関がその基準を強化するか又は他の方法で修正する能力を低下させる可能性がある。IASBの基準から逸脱する追加的な裁量権をFASBに与えると、(IFRSを組み込むように修正された)米国会計基準とグローバルに適用されるIFRSとの間の差異が増大する可能性が高い。この不一致を回避する努力の中で、IASBが基準の文案作成プロセスの間に米国の視点をもっと考慮に入れる動機が生じ、結果として、基準がエンドースメント・プロセスの間の修正の必要なしに米国の関係者のニーズを満たすものとなり、そのため差異の可能性が減少する可能性がある。この段階で、どの力学(上述の可能性であれ他の選択肢であれ)が、IFRSの組み込み時にFASBにとって有効となるのかをスタッフが判断するのは困難である。

IASBの基準のエンドースに関してFASBに与えられる裁量がどの程度大きく又は小さくなるのかは、IFRSの米国版変化形又は「変種」をどの程度開発できるのかに直接影響を与える。2011年5月のスタッフペーパーに対するコメント提出者は、このトピックに関する意見がさまざまであった。例えば、2011年5月のスタッフペーパーで示した枠組みを一般的に支持した数名のコメント提出者は、そのアプローチがIFRSの米国版変種を必然的に生じさせ、比較可能性を低下させ、高品質で国際的に認められる会計基準の単一のセットというゴールへ向けての進展を弱めることになるのかどうかを疑問視した⁴²¹。IASBが公表したIFRSについて米国で認められる離脱が存在することで、他の法域が後に続いて国内でIFRSからの離脱を導入することを促す可能性がある。他のコメント提出者はそれほど懸念しておらず、IFRSが幅広く採用されて多数の法域において若干の変化形がある方が、会計基準の現状よりも好ましく、これは状況や法域の相違を反映するためにはいずれにしても不可欠かもしれないと述べた⁴²²。さらに、追加的なFASBの裁量を認めることにより、FASBが国際的な基準設定において、離脱が不必要となり得るような強力な発言力を持つことを確保するのに役立つこととなる。

スタッフは、IFRSが米国財務報告制度に組み込まれる環境の中でのFASBのIASBとの相互関係についても検討した。2011年5月のスタッフペーパーに対する多くのコメント提出者が、FASBとIASBとの関係をもっと正式なものとするよう求めた。FASBについてもっと正式な役割を達成するための方法は、FASBが「一般の」コメント提出者よりもIASBの基準設定プロセスに大きく影響力を与えることができるようにIASBとの合意を正式化する

⁴²¹ 2011年5月のスタッフペーパーに対する以下のコメントレター参照。Chevron、CP、IIF、Mazars、MS、S&P及びUBS

⁴²² 例えば、2011年5月のスタッフペーパーに対する以下のコメントレター参照。AGA、Alcoa(「たとえ結果が若干の米国風味のIFRSとなったとしても、非常に緊密に揃った国際的な会計基準は依然として作成者及び利用者の両者にとって現在の状況からの大幅な改善であると我々は考える」)、Chamber、Dell及びFHLB

というもの⁴²³から、両審議会を重ね合わせる（すなわち、IASBの座席の一つをFASBのメンバーに用意する）というもの⁴²⁴までの範囲にわたっていた。この見解の支持論として、コメント提出者は、両審議会の間のもっと正式な関係により、IASBの基準設定に対してより適切な技術的な支援を提供でき、相互理解（IASBについては米国の見解のより適切な理解、FASBについてはIASBの結論の根拠のより適切な理解）を深めることができ、また、IFRSの米国版変種の可能性を一般的に減少させることができると指摘した。

2. 委員会の規則及びガイダンスへの変更の分析

スタッフは、委員会のルール、規則、及び他のガイダンスにおける米国会計基準への参照の初期的調査を実施した。相当量の資料があるが⁴²⁵、組込みの方法がこの資料への何らかの変更に必要な労力のレベルに大きく影響を与えることになる。IFRSをエンドースメントの方法を通じてではなく直接に米国の財務報告制度に組み込むとした場合、それぞれの参照をIFRSに対応するように修正するために、こうした組込みの発効日より前に包括的な取組みを行う必要があるだろう。しかし、エンドースメントの方法を使用した場合には、こうした取組みは必要とならない。スタッフは、FASBによる公表時に米国会計基準の変更について委員会のルール及び規則を更新するためのプロセスをすでに整備しているからである。IFRSの米国会計基準への組込みにより生じる可能性がある変更の分量の増加に対処するために、これらのプロセスを追加的な資源で補足する必要があるかもしれないが、増分プロセスを開発する必要はないであろう。

3. 委員会が会計基準を公表、解釈、又は執行する能力への変更に関する分析

当委員会は、発行企業が当委員会へのファイリングに使用するための会計基準を設定する法定権限を有している。当委員会は歴史的に、FASBなどの民間組織が設定した基準を、連邦証券法の目的上、一般に公正妥当と認められるものとして認めてきた。さらに、当委員会は、時折、具体的な会計処理の要求事項（例えば、石油・ガスの会計処理に関して）⁴²⁶を公表してきた。また、実務の幅を狭め、必要に応じて、実務的な適用ガイダンスを提供するため、具体的な実務に対応するための会計及び財務報告のガイダンスを公表してきた。さらに、当委員会は会計基準への非準拠に対する執行権限を有している。

当委員会がIFRSを組み込むとした場合、当委員会が上記のいずれの行動を行う権限も変わらない。当委員会が頻繁に表明してきたとおり、会計基準の単一のセットの重大な便益

⁴²³ 2011年5月のスタッフペーパーに対するFAFのコメントレター参照。

⁴²⁴ 例えば、2011年5月のスタッフペーパーに対するFEIとGEのコメントレター参照。

⁴²⁵ 2つの例としては、当委員会は複数の規則及び様式を最近更新し、スタッフはFASBの体系化における新たな言及を反映するためスタッフ会計公報のコード化体系を更新した。Release No. 33-9250 (Aug. 8, 2011) [70 FR 5017 (Aug. 12, 2011)]及びStaff Accounting Bulletin No. 114 (Mar. 7, 2011)をそれぞれ参照。

⁴²⁶ ASR Nos. 253 (Aug. 31, 1978)、257 (Dec. 19, 1978)及び258 (Dec. 19, 1978)参照。

は、財務諸表のグローバルな比較可能性を促進するのに役立ち得るということである。複数の機関が独自の基準を設定したり独自の解釈を公表したりする場合には、この便益は損なわれる可能性がある。しかし、エンドーサー（承認者）としての FASB にとって適切となる連続体上の点に関して上述した場合のように、独自の基準又はガイダンスを公表する際の当委員会の権限の行使についても同様の検討が必要となる可能性がある。

C. 産業規制機関

ワークプランの実行にあたり、スタッフは、とりわけ、IFRS を米国の発行企業の財務報告制度に組み込むことの影響を、次のことを行って分析した。

- 産業規制上の要求事項への発行企業の準拠に与える影響の分析
- SEC 報告の変更が産業規制機関に与える影響の検討
- 規制制度への潜在的な変更（又はその欠如）に関連した関係者の懸念の分析⁴²⁷

スタッフは、さまざまな産業規制機関と接触した。当委員会が IFRS を組み込むと決定した場合に、それぞれの規制制度に対する予想される影響について彼らの見通しを入手するためである。スタッフは、委員会の決定の影響を受ける可能性があるすべての規制機関の調査を行ったのではなくて、多くの異なる規制制度を代表する規制機関から情報を収集した。これには、金融機関、保険会社、従業員給付、公益事業、政府調達などに関する規制機関が含まれている。スタッフは、調査を受けた規制機関が提起した論点のいくつかは、SEC の規制対象である他の種類の企業にも関連性があることに留意している。それは、規制の目的で米国会計基準の財務報告が使用されている（例えば、ブローカー・ディーラーに対する要求事項）か又は使用することが提案される可能性がある（例えば、証券派生スワップを扱う企業に対する自己資本規制）場合である。入手した情報に基づき、スタッフはいくつか共通のテーマを識別しており、そのうち重要なものについて以下に述べる。

1. 規制機関は現在、米国会計基準を使用する傾向にある

調査対象とした米国の規制機関は、広範な規制上の機能に対する責任を有している。これには、公共料金の設定、金融機関の安全性・健全性の評価及び金融機関の取引又は活動の承認、並びに連邦政府の調達契約に対するコストの許容範囲の決定などが含まれている。これらの規制機関は、これらの活動を実施する際に、規制対象企業の財務情報（現在は米国会計基準に基づいて作成されている）に大きく依拠している。一部の規制機関は、米国会計基準により算定された金額を直接使用している。他の規制機関は、独自の規制用の会計基準を有しており、これは米国会計基準ベースのインプットに依拠している可能性がある。例えば、金融機関に対する特定の規制資本要求は、具体的な規制要求について米国会計基準ベースのインプットを調整する（例えば、米国会計基準に基づいて計算された資本

⁴²⁷ ワークプラン参照。

を、規制の中の具体的な要求事項について調整する）ことによって決定され、これが金融規制当局に対して提出される数字となる。米国会計基準を変更すると、規制機関が（直接に又はインプットとして）依拠する数字を変更する可能性があり、規制制度に対して重大な影響を与える可能性がある。

スタッフは、アウトリーチを通じて、規制機関がさまざまな理由で米国会計基準を使用していることを発見した。規制機関による米国会計基準の使用は、便宜性の問題かもしれない。つまり、財務情報の検討は規制の目的上必要なものであり、米国会計基準（統一のであるとともに当委員会がすでに要求している）に従って作成された財務情報を使用する方が、新たな要求事項を開発するよりも容易だということである。さらに、スタッフは、法令又は規則が直接に又は規制機関の解釈により米国会計基準の使用を具体的に求めている多くの状況を識別した。

2. 委員会の IFRS の組み込みは規制機関に影響を与えることになる

調査対象とした規制機関は、IFRS を組み込むという当委員会の決定の影響に関する不確実性を表明した。一つには、その影響が組み込みの方法及び時期に大きく左右されるからである。

a. 直接の組み込み

当委員会が、IFRS を直接組み込む（すなわち、米国の発行企業に IASB が公表した IFRS の使用を求める）と決定した場合には、いくつかの課題が生じることとなると規制機関は示唆した。第一に、当委員会の決定は、米国の発行企業にのみ適用され、非公開企業には適用されないが、他の規制機関は通常、両方の種類の企業を規制している。非公開企業が一緒に IFRS に移行しない限り（このトピックは下記でさらに議論している）、規制機関は、IFRS に従った財務情報を作成する企業と、米国会計基準に従って財務情報を作成する企業とを監督することとなる。この状況に対する規制上の対応には、次のものが含まれる可能性がある。(1) 米国会計基準に基づいた規制上の報告を引き続き要求する（二重の会計記録の維持を発行企業に強いる）、(2) すべての企業について規制上の報告を IFRS に移行する（非公開企業に対して、会計の基礎を IFRS に変更するか又は二重の会計記録を維持することを強いる）、(3) 両方の基準のセットを認めるように規制制度を変更する。規制機関は、彼らが統制している法令の下で IFRS をあらゆる点で受け入れるという彼らの権限に関して法的な不確実性がある場合があると述べた。したがって、一部の規制機関が上記の第 2 又は第 3 の選択肢を検討するよりも前に連邦及び州の法律制定が必要となる可能性がある。さらに、当委員会が IFRS の使用を直接的に要求するとした場合には、長期的に米国会計基準に何が起こるのかが明確ではなく、上記の選択肢 1 と 3 に不確実性を加えることになる。さらに、一部の企業には複数の規制機関がある。別の規制機関は、それぞれの規制上のニーズに基づいて別のアプローチをとる可能性があり、規制対象となる企業にとって複雑性と費用増加を生じるかもしれない。

ある規制機関が IFRS を受け入れる権限があると判断して IFRS 情報を（単独で又は米国会計基準への追加としての代替として）受け入れることを伴う選択肢を選ぶとした場合に、規制機関は、IFRS 基準を評価するプロセスを行うことが必要となると述べた。彼らの規制制度に合わせる領域と切り離す領域とを決定し、それに従って規制上の要求事項を調整する方法を決定するためである。例えば、米国会計基準のみを規制上の会計制度へのインプットとして受け入れていた規制機関が、将来においてどちらの基準のセットも受け入れることを決定する場合、米国会計基準と IFRS との間の相違を考慮に入れた並列的な規制上の会計制度を開発する必要があるかもしれない。当該規制機関は、別個の制度を作るために相当量の事前作業を行うことが必要となりそうである。また、その制度の維持、トレーニングの提供、IFRS 又は米国会計基準への何らかの追加的変更の組み込みを行うために将来において追加的な取り組みを行うことも必要になりそうである。IFRS と米国会計基準がコンバージェンスされて、組み込み前に依然としてコンバージェンスされている範囲において、規制機関へのこれらの潜在的な負担は減少する可能性がある。いずれの会計基礎も受け入れ、規制上の計算を行うために財務諸表のインプットを使用する規制機関にとって、これらのインプットを提供するために使用される会計基準のセットにおける何らかの相違は、規制対象となる企業間での比較可能性を複雑にする可能性がある。

一部の規制機関には、米国会計基準に基づいた相当量の規則、方針、及び他の資料（例えば、内部マニュアル及びトレーニング資料）があり、これらは米国における IFRS のアドプションを反映するために更新を要する可能性が高い。さらに、一部の機関には大規模な調査又は検査の機能があり、これまでに IFRS に対して相当の関与があった人員はほとんどいない。この点に対して、一部の規制機関は、現在のスタッフのレベルが、IFRS への転換又は潜在的な 2 つの GAAP の会計制度（例えば、米国の発行企業は IFRS に従って報告し、非公開企業は米国会計基準に従って報告する）に効果的に対処するのに十分なのかどうかに関して懸念を表明した。最後に、規制機関は、アドプション時に遡及的に IFRS を適用するための一般的な IFRS の要求事項のコストに関して懸念を提起した。例えば、州及び連邦レベルのエネルギー規制機関は、固定資産の会計処理への IFRS の遡及適用及びそれが彼らの規制活動に与えることになる影響に関して懸念を表明した。

b. エンドースメントの仕組みを通じた組み込み

FASB が IFRS の米国会計基準への組み込みを行うことを伴う決定は、IFRS の直接組み込みに関連した規制機関の問題の多くを緩和する可能性が高いが、すべての問題又は懸念を解決するものではない。規制機関は引き続き「米国会計基準」に従って作成された財務諸表に基づいた規制報告を要求することができる。このシナリオにおいては、米国会計基準は IFRS を組み込んだものとなる。理屈上、ルール制定は必ずしも要求されず、規制機関は二重の制度を開発する必要はない。しかし、規制機関は、IFRS を組みこむために FASB が書いたそれぞれの基準をレビューすることや、変更を考慮するために規制制度を修正するかどうか、その場合に、どのように修正するのかを決定することが必要となる。一般的に、

規制機関は、会計処理の変更に対応するためのプロセスを整備していると述べた。そのプロセスの洗練性及び有効性は規制機関の間で大きく異なっている。変更に対応するためのプロセスが時には長期にわたることがあることをスタッフは理解している。したがって、当委員会が米国の発行企業に係る財務報告制度に IFRS を何らかの形で組込むと決定する場合には、既存の IFRS を米国会計基準の中へ一定の期間にわたって組み込むという移行アプローチが、それに要する変更を容易にするために必要とされるかもしれない。

3. IFRS に対する規制機関の印象

a. 規制機関は一般的に基準の単一のセットを支持している

規制機関は一般的に、透明性のある首尾一貫した報告を促進する高品質で国際的に認められる会計基準の単一のセットから彼らが便益を受けるということに同意していた。単一の基準のセットは、規制機関及び他の法域における相手方に共通の会計言語を提供することになり、したがって、潜在的に多国間の相互関係を簡素化するとともにより高い比較可能性のある情報の交換を増やすことができる。高品質で国際的に認められる会計基準の単一のセットに対する規制機関の支持は、次のいくつかの領域における懸念によって抑えられている。(1) 移行に対処するのに必要となりそうな資源の範囲（例えば、規制の変更、調査人員のトレーニングなど）、(2) 彼らが国際的な会計基準設定機関に対して意見を表明しインプットを提供する能力が現在よりも限定的となるのかどうか、(3) その便益を達成しようとする際に多大なコストを費やした後になって、(書かれた基準の文言又は適用における) 法域ごとのバリエーションにより首尾一貫性の十分な便益の達成が妨げられることになるのかどうか。

b. 規制機関は IFRS に関していくつかの懸念を有している

規制機関は、IFRS が高品質で国際的に認められる会計基準の単一のセットとして使用される可能性に関して 3 つの主要な懸念を表明した。

第一に、IFRS と米国会計基準の両方とも変更の状態にある。両審議会が作業中の 2 つの MoU プロジェクト（金融商品及び保険）は、金融機関と保険会社の規制機関にそれぞれ重大な影響を与えるものである。これらのプロジェクト及び両審議会の他の共同プロジェクトにおいて至る結論及び最終基準をどの程度コンバージェンスするのは、それぞれの目的での IFRS の十分性に関する規制機関の見解に影響を及ぼすことになる。

第二に、IFRS は米国会計基準よりも原則主義であり、解釈ガイダンスが不足しているという認識に関していくつかの広範な懸念が提起された。このことは、規制の目的上、IFRS の十分性に影響を及ぼす可能性がある。一部の産業規制機関が感じていたのは、実務における不統一を限定的なものとし、彼らがより効果的に規制上の目的（例えば、銀行については安全性及び健全性、あるいは、保険会社については保険契約者の保護）を達成できるようにするために、受け入れ可能な IFRS の適用に関してもっと詳細なガイダンスや解釈指

針を公表せざるを得ないかもしれないというものであった。この力学は、米国会計基準を含めて、どの会計制度でも存在するものであり、さまざまな情報ニーズに対処するための合理的な方法である。しかし、規制上の解釈は基礎となる財務報告に影響を与える可能性がある。複数の規制機関が解釈指針を公表し、それがさまざま方法で行われる範囲において、規制対象となる企業は複数の権威ある源泉から相反する解釈に直面する可能性がある。

第三に、IFRSは、一定の領域において業種固有のガイダンスが不足している。米国会計基準では業種固有の基準及び実務がさまざまな業種に特有の性質に対応するために長年にわたって開発されてきた。IFRSでこうした基準又は実務がないことで、一部の規制機関にとっての懸念を生じさせている。例えば、上述のように、ASC Topic 980「規制事業」（将来に回収が予想される発生済みコストは料金規制資産として認識することが認められている）と同等の基準がIFRSにはない⁴²⁸。さらに、コメント提出者は、投資会社及び石油・ガス会社に対する業種固有のガイダンスを失うことに関して懸念を表明した⁴²⁹。

D. 連邦税及び州税への影響

米国の発行企業の財務報告制度にIFRSを組み込むことは、連邦及び州の税務規制（例えば、米国内国歳入法）にも影響を与える可能性がある。2008年ロードマップにおいては、次のように説明されている。

内国歳入法が、既存の米国会計基準を米国で使用される支配的な会計基準のセットとして、長い期間をかけて発展するにつれ、米国会計基準の一定の規定と法人税の要求事項との間にある種の相互作用が存在している。例えば、内国歳入法には、税務報告のための棚卸資産の会計処理の方法や、株主（及び他の所有者又は受益者）への報告や信用目的のために使用される方法に関連する一致規定がある。IFRSは、棚卸資産の会計処理の方法である後入先出法（LIFO）の使用を認めていない。結果として、IFRSに従って報告する企業は、IFRSで認められている棚卸資産に対する会計処理方法を使用することが求められる。例えば、先入先出法（FIFO）である。財務報告目的でFIFOへの変更を行っている米国企業は、LIFOベースで評価した棚卸資産とFIFOベースで評価した棚卸資産との間の差異に基づいて課税所得にも変更が生じるかもしれない⁴³⁰。

連邦及び州の税務規制が現在の税法を維持する場合には、企業は帳簿と税務との差異の

⁴²⁸ The Federal Energy Regulatory Commission (“FERC”)は、この論点に関する懸念を表明した。SECのIFRS円卓会議 transcript 参照(Bryan Craig(FERCのChief Accountant and Director of Audits)のコメント)。また、2011年5月のスタッフペーパーに対するFERCのコメントレター参照。

⁴²⁹ 2011年5月のスタッフペーパーに対するSIFMAのコメントレター参照(投資会社に関して)。また、2011年5月のスタッフペーパーに対するAPIとExxonのコメントレターも参照(石油・ガス会社に関して)。

⁴³⁰ 2008年ロードマップ参照(内部的な引用は省略)。

件数の大幅な増加を経験する可能性がある。彼らは、これを IFRS の組込み時点で追跡することが求められることになる。さらに、2つの記録のセットを維持する際に別の面で発生することになるコストの増加のために、米国内国歳入法及び州及び地方の税法ならびに関連する規制が修正される必要があるかもしれない。あるいは、連邦及び州の税務当局が税法を引き続き SEC 目的の報告と合わせる場合には、企業は、支払が求められる税金の金額の著しい変動を経験する可能性がある。

ワークプランの実行にあたり、スタッフは、米国の発行企業に係る財務報告制度に IFRS を組み込むことが連邦及び州の税務規制ならびにこうした規制の対象となる発行企業に与える影響を以下により分析した。

- 連邦及び州の税務規制並びにこうした規制の対象となる発行企業への影響の分析
- SEC への報告の変更が連邦及び州の税務当局に与える影響の検討
- 連邦及び州の税務規制への何らかの潜在的な変更、又はその欠如に関連した関係者の懸念の分析⁴³¹

スタッフは、IFRSの組込みが連邦税務規制に与える可能性のある影響を理解するために、IRS及び米国財務省のスタッフと協力した。IFRSの組込みから最も重大な影響を受ける可能性がある税務関連領域には次のことが含まれる。(1) 納税者が税務上LIFOによる棚卸計算を利用できるのか⁴³²、(2) IFRSへの移行の際に行われた会計方針の変更が米国の税法の下で会計処理方法の変更とみなされる範囲における米国の税務会計方法の変更、(3) 米国の稼得利益と米国税務上の利益の計算の変更、(4) 組織の現行の移転価格方針及び文書化に与える影響。他の規制機関の回答と同じように、IFRSの組込み及び移行の方法には重要な含意があるであろう。コメント提出者は、米国会計基準を通じたIFRSの組込みは、税務当局が費やすことが求められる労力のレベルを削減し、移行の複雑性を低下させることになると述べた⁴³³。

州の税務に関して、税務専門家は、IFRSの組込みにより最も重大な影響を受けることになる2つの領域を識別した。(1) 所得の分配(移行により、基礎となる分配要素が変更される場合)、(2) 企業の資本又は純資産に基づいた税金(これらがある州で)(移行がこれらの計算のいずれかに影響を与える場合)である⁴³⁴。

E. 法定の配当制限及び株式買戻し制限

⁴³¹ ワークプラン参照。

⁴³² 2011年5月のスタッフペーパーに対する TLIFOC(LIFO 連盟)のコメントレター参照。

⁴³³ 2008年ロードマップに対する Tax Executives Institute, Inc.のコメントレター参照。

⁴³⁴ 同上

ワークプランは、一定の企業の活動（例えば、配当宣言又は株式の買戻し）の合法性が財務報告目的のために決定される金額にどのように基づいている可能性があるのかを記述した。ワークプランに従って、スタッフは次のことを行った。

- こうした組込みが、発行企業及び投資者に係る法的基準（企業が配当金を支払うか又は株式を払い戻す能力など）に与える影響の分析
- SEC 報告の変更がこの点に関して州法に与える影響の検討
- 州法への何らかの潜在的な変更又はその欠如に関連した関係者の懸念の分析⁴³⁵

スタッフは、ワークプランのこの側面を、主として発行企業コメント募集（IFRS の何らかの組込みが法定の配当制限及び株式買戻し制限に与える潜在的な影響に関連するいくつかの論点に関してコメントを求めた）を用いての発行企業へのアウトリーチを通じて実行した。具体的には、発行企業コメント募集は次のことに関して尋ねた。IFRS の何らかの組込みが発行企業が証券保有者に対して配当を行う能力に与える影響の範囲及び方法、こうした影響はどのように対処されることになるのか、また、組込みの潜在的な影響はどのように回避又は最小化できるのか。

発行企業コメント募集に対して、一部のコメント提出者は、配当、株式買戻し、及び資産売却の要求事項を含め、州法の要求事項と結びついた企業の活動は、米国会計基準で測定される資産又は負債の規模又は変動性がIFRSへの移行のために拡大又は縮小する場合には、IFRSへの移行により影響を受ける可能性があるとの懸念を示した⁴³⁶。他のコメント提出者は、こうした懸念を割り引いて考えており、IFRSを米国の発行企業に係る財務報告制度に組み込むことが、発行企業の配当金支払や分配を行う能力に重要な影響を与える可能性は低いと述べた⁴³⁷。あるコメント提出者は、MoUプロジェクトの不確実な状況を踏まえると、IFRSを全面的に組み込むことの影響を判断するのは時期尚早であると考えた⁴³⁸。

スタッフは、企業の分配を律する州法の多くは具体的な会計基準を基礎としていないことに注目した。そのため、IFRS を組み込むとしても、IFRS の組込み後に企業がこうした規定に準拠できることを確保するために企業の分配に関連する州法の変更を検討する必要性が生じることはなさそうである。法律上の分配制限は一般的に、会計基準及び関連する用語（例えば、「資産」、「負債」、又は「純資産」）の参照を含んでおり、企業の取締役会は、配当金又は株式買戻しが準拠法の下で認められるのかどうかを決定する際に、準拠してい

⁴³⁵ ワークプラン参照。

⁴³⁶ 発行企業コメント募集に対する以下のコメントレーター参照。Aerospace Industries Association、The Allstate Corporation 及び FirstEnergy Corp.

⁴³⁷ 発行企業コメント募集に対する以下のコメントレーター参照。American Institute of Certified Public Accountants、BNY Mellon 及び Institute of Management Accountants

⁴³⁸ 発行企業コメント募集に対する Intel Corporation のコメントレーター参照。

る会計原則に従って作成した財務諸表に依拠する可能性はあるが、こうした資金が州法の下で法的に分配に利用可能なかどうかは、会計上の剰余金（すなわち、財政状態計算書に記録された資産が負債を超過しているかどうか）のみに依存するのではなく、経営者による企業の資産及び負債の価値の誠実で合理的な算定にも依存しているように見える。従う会計基準の変更が、企業が配当を宣言するか又は資本性証券を買い戻す能力を大幅に制限又は拡大する可能性は低いと思われる。さらに、スタッフは、発行企業は現在、米国会計基準における会計基準の変更が州法の下で彼らが配当金支払又は分配を行う能力に影響を与えるのかどうかに関して、こうした同じ論点を考慮する必要があることに留意した。スタッフは、IFRS が米国会計基準に組み込まれる場合の考慮事項は同様だと考えている。

他のさまざまな州法が「一般に公正妥当と認められた会計原則」を具体的に参照しており、IFRS の組み込みによって影響を受ける可能性がある。こうした事例において、法令は一般に公正妥当と認められた会計原則を具体的に参照している可能性がある。これは、ある程度の適用の予測可能性又は会計処理の規則性を達成するためであり、IFRS や他の基準と比べて米国会計基準を実質的に選好しているからではない。こうした法令について、FASB が米国会計基準として IFRS をエンドースするという手段によって IFRS が米国の財務報告制度に組み込まれた場合には、法令を修正する必要はなさそうである。

前述のとおり、移行の方法及び時期がこの領域において違いを生じる可能性がある。スタッフの理解では、州は、少なくとも、変更を行う必要があるかを判断するために企業法令を評価することが求められる可能性があり、このプロセスには相当の時間を要することがあり得る。コメント提出者は、州議会に必要な時間を提供するため（又は、発行企業自身が内部調整を行うため）に十分な移行期間が有益となると指摘した⁴³⁹。

F. 監査上の規制及び監査基準の設定

ワークプランの実行にあたり、スタッフは、IFRS の何らかの組み込みが PCAOB の監査基準設定及び監査人への要求事項に与える影響を以下により分析した。

- こうした組み込みが PCAOB 基準に与える影響の検討
- 監査基準の変更を行う必要がある範囲、詳細計画、期間の見積りの検討⁴⁴⁰

現在、350 社以上の外国民間発行企業が、IFRS を使用し、監査意見を表明する基礎として PCAOB 基準を使用する会計事務所の監査を受けた財務諸表をファイルしている。スタッフは、監査を実施して、外国民間発行企業に対して監査意見を表明する能力に関する制約があるかどうかを理解するために会計事務所の代表者と面会した。これらの事務所の代

⁴³⁹ 発行企業コメント募集に対する以下のコメントレーター参照。American Institute of Certified Public Accountants、Alcoa Inc.、BNY Mellon、FirstEnergy Corp.及び Lincoln Financial Group

⁴⁴⁰ ワークプラン参照。

表者は、IFRS に従って作成された財務諸表について、現在 PCAOB 監査基準を使用して監査を実施し監査意見を表明できるので、IFRS の何らかの組込みが、会計事務所が引き続き将来に監査意見を表明する能力に影響を与えないはずだと述べた。

スタッフは、PCAOB のスタッフと面会し、PCAOB の監査基準について及び IFRS の何らかの組込みによりこれらの基準の変更が必要となるかどうかを議論した。IFRS の組込みに関して検討される可能性が高いいずれの代替案の下でも、PCAOB スタッフは当初、単に特定の組込み方法を促進するためだけに既存の PCAOB 監査基準に大幅な修正を行う必要性はないように見えていた。しかし、PCAOB は、発行企業が適用し監査人が参照する会計フレームワークに関して、中立な言語を用いて暫定基準の一部を更新する必要があるかもしれない。例えば、AU Section 337 「訴訟、請求及び賦課に関するクライアントの弁護士への照会」(AU 337) は、具体的に ASC Topic 450 「偶発事象」を考慮して書かれている。したがって、AU337 は、関連する IFRS 基準において差異がある場合には更新する必要があるだろう。しかし、一般的には、PCAOB は暫定監査基準を更新する際に会計フレームワークに関して中立な方法で基準を書いており、スタッフの判断では、何らかの特定の組込み方法に関連する暫定基準を更新するのに要する労力は大きなものではないだろう。

PCAOB スタッフとの面会の際に、スタッフは、会計事務所が PCAOB 監査基準に従って IFRS 財務諸表を監査する能力に関する懸念を PCAOB スタッフが識別したかどうかを理解することにも努めた。PCAOB スタッフは、IFRS に従って作成された財務諸表の監査の検査について、限られたサンプルしか持っていないと述べた。しかし、これまでの検査に基づき、PCAOB は、IFRS に特有の監査上の論点を識別していない。しかし、IFRS に従って作成された財務諸表の監査に対する PCAOB の検査が増加するにともない、IFRS に特有の論点が識別される可能性がある。

G. ブローカー・ディーラー及び投資会社の報告

ワークプランの実行にあたり、スタッフは、当委員会が将来において IFRS を組み込むことを決定した場合に、ブローカー・ディーラー及び投資会社に対する財務報告要求について考えられるアプローチを以下により分析した。

- こうした組込みがブローカー・ディーラー、投資企業、及び投資者に与える影響の評価。これには、IFRS には十分な基準が含まれているかどうか、ブローカー・ディーラー及び投資会社が当委員会の何らかの潜在的な決定の範囲に含まれる場合に、変更の範囲、詳細計画、及び変更を行うために要する期間の見積りが含まれる。
- 当委員会の何らかの考え得る決定の範囲からブローカー・ディーラー及び投資会社を除外することが投資者に与える影響を評価する⁴⁴¹。

⁴⁴¹ ワークプラン参照。

スタッフは、当委員会が IFRS を組み込むとした場合の投資会社に対する含意について ICI と議論した。さらに、ICI は 2011 年 5 月のスタッフペーパーに対してコメントした。このアウトリーチが示すところでは、IFRS への移行の便益が投資会社については実現されない可能性があり、実際、投資者に相当のコストと問題を生じる可能性がある。具体的には、ICI は次のようにコメントした。

会計基準の単一のセットへの移行に関連する典型的な投資者の便益（例えば、米国及び外国の発行企業についての比較財務情報）は、財務諸表の発行者としての投資会社には当てはまらない。米国の証券法は外国ファンドへの米国人による投資を強く限定又は阻害し、米国の税務上の規則は米国の投資会社への外国の投資を阻害しているからである。...さらに、これらの障壁がなくても、欧州の国々の大半がオープン・エンド・ファンドに IFRS を適用していないので、典型的な投資者の便益は限定されることになる⁴⁴²。

明確な投資者の便益の欠如に加えて、スタッフのアウトリーチから他の潜在的な課題が明らかになった。米国会計基準と SEC の規則は、一緒に評価した場合、投資会社向けの特別な会計ガイダンスのセットとなっている。米国会計基準には投資会社（登録済と未登録のファンドの両方）が提供すべき財務情報に関して具体的な基準がある（例えば、投資の明細表や財務ハイライト）。これらの要求事項は、IFRS が適用される場合には、除去又は削除されることになる。さらに、投資会社が発行した持分（例えば、ミューチュアル・ファンドなどのオープン・エンド・ファンド）は、米国会計基準では持分として扱われ、ファンドの一口当たり純資産（NAV/share）の計算を可能にしている。この数値は、投資会社の規制環境にとって基本的なものであり、投資会社の財政状態計算書に開示することが求められている⁴⁴³。IFRS では、一定の投資会社（例えば、multiple-class（複数種類）オープン・エンド・ファンド）によって発行された持分は負債として分類するよう求めることになる。このような分類により、これらの投資会社には資本がないことになり、したがって、NAV/share もないことになる。スタッフのアウトリーチによると、こうした変更は投資会社についての報告の意義や透明性を低下させることになり、投資者にとって重大なコストとなる。移行及び転換のコストに加えて、継続的なコストが、財務諸表で提供される目的適合性のある情報の減少及び帳簿と税務との差異の拡大にかかわる記録保持の量の増大に起因して生じ、これは投資者が負担することとなる。

また、スタッフは、IFRS の組込みがブローカー・ディーラーに与える潜在的な影響に関して FINRA 及び SIFMA へのアウトリーチを実施した。ブローカー・ディーラーは、米国会計基準に含まれる具体的な業種ガイダンスを適用している。このガイダンスは、IFRS には存在していない。投資会社の懸念と同様に、業種又は活動固有のガイダンスが何もない

⁴⁴² 2010 年 5 月のスタッフペーパーに対する ICI のコメント

⁴⁴³ Regulation S-X の第 6 項参照。

場合のブローカー・ディーラーの財務報告の目的適合性に関連する懸念が提起された。さらに、前述のように、基礎となる会計処理の変更は、規制の変更が必要となるか又は企業に2組の会計記録（例えば、SEC 報告用に一つ、産業規制目的上でもう一つ）を維持させることになる可能性がある。例えば、正味資本の計算は、ブローカー・ディーラーの規制機関にとって重要な測定数値である。この計算は、米国会計基準に基づいているが、非許容資産の控除や自己ポジションに関する「ヘアカット」などの一部の項目について調整されている。IFRS の組込み後には、規制機関による基礎となる計算の修正がない場合には、純資本を計算するためにブローカー・ディーラーは米国会計基準での記録を維持する必要がある。

投資会社に対する既存の会計基準を維持するための一つの可能な解決策は、IFRS組込みの範囲から両方の種類の企業を除外することであろう。この解決策はICIが（少なくとも投資会社に関して）選好したものであるが⁴⁴⁴、投資会社及びブローカー・ディーラー業界の外の一部の関係者は、どのような発行者もIFRSへの移行から除外すべきではなく、SECへのすべてのファイリングはIFRSを基礎とすべきだと示した⁴⁴⁵。

投資会社及びブローカー・ディーラーを潜在的なIFRSの組込みから完全に除外しない場合、現在の会計処理及び開示の要求事項を維持することができる組込みの仕組みが、少なくともIFRSに基づいた比較可能な基準が存在するようになるまでは、影響を受ける企業やその投資者にとって重要となるであろう。スタッフのアウトリーチが示唆したところでは、2011年5月のスタッフペーパーで示したアプローチのようなアプローチの方が、代替的なアプローチ（すなわち、業種固有ガイダンスを直ちに廃止するアプローチ）よりも投資会社やその投資者に役立つであろう。こうしたアプローチは、米国会計基準に含まれる業種ガイダンスを、影響を受ける取引が将来のIASBの基準設定により対処される時まで維持することになる。

H. 公開企業と非公開企業

ワークプランの実行にあたり、スタッフは、米国の財務報告制度へのIFRSの何らかの組込みが米国の公開企業に与える影響を以下により分析した。

- 米国の発行企業に対するこうした組込みが非公開企業、監査人及び投資者に与える影響の分析
- 結果として生じる非公開企業への影響に対応するために変更を行う必要がある範囲、

⁴⁴⁴ 2011年5月のスタッフペーパーに対するICIのコメントレーター参照。

⁴⁴⁵ 例えば、2008年ロードマップに対する以下のコメントレーター参照。BDO Seidman, LLP 及び The Center for Audit Quality

非公開企業は一般的に、財務諸表を米国会計基準に従って作成するという当委員会の要求の対象ではない。一般的に、非公開企業は、彼らの投資者のニーズに最も適合するものであればその基礎に従って財務諸表を作成することができる。実際に、2008年以降、AICPAのメンバーである米国公認会計士は、IFRSに従って、又は中小企業向けIFRSにさえも従って、非公開企業に係る財務諸表を監査することが認められている⁴⁴⁷。しかし、実務において、大半の非公開企業は引き続き米国会計基準を使用している。米国会計基準に従って作成された財務諸表を見ることに投資者が慣れていることを含め、多くの理由によるものである。非公開企業が将来においてSECに登録することを決定する場合には、当委員会への最初の登録よりも前の何年もの財務データを遡及的に米国会計基準に転換することが求められることになる。

IFRSの組込みという何らかの当委員会の決定が非公開企業の報告に与える影響は、少なくともある程度は、組込みの方法に左右される可能性がある。IFRSを直接組み込む（すなわち、全面的アドプションを米国の発行企業に求める）場合には、非公開企業は米国会計基準を適用する選択肢を維持することができる。しかし、公開企業の会計処理との一致が奨励されるという上記に識別された現在の構造上の力及び他の力は、将来においても引き続き存在することになり、移行後に少なくとも一定の非公開企業にIFRSを適用するように強いることになる可能性がある。IFRSを米国会計基準に組み込むという決定をした場合には、自身のために米国会計基準を引き続き適用する非公開企業は、非公開企業について移行を遅らせる規定がない場合には、実質的に公開企業と同じペースでの移行となる。このように、スタッフは、非公開企業の財務報告は米国の財務報告制度へのIFRSの組込みに関する当委員会の何らかの決定によって影響を受ける可能性があることを認識している。

当委員会が公開企業に対してIFRSを組み込むかどうかの決定と併せて非公開企業の財務報告を検討すべき範囲に関して、コメント提出者の意見は異なっていた。あるコメント提出者は、公開企業についてのIFRSの組込みに対して設定されたスケジュールは、非公開企業に対しても事実上の移行となるため、非公開企業のことにも考慮に入れるべきだと提案した⁴⁴⁸。また、数名の関係者は、スタッフは中小企業向けIFRSを米国の財務報告制度に組み込むべきかどうかをIFRSへの移行の一環として検討すべきだと示唆した⁴⁴⁹。

446 ワークプラン参照。

447 AICPAのCode of Professional Conduct and Bylaws (Reprinted from the AICPA Professional Standards)のAppendix A参照。
(<http://www.aicpa.org/Research/Standards/CodeofConduct/DownloadableDocuments/2011June1CodeOfProfessionalConduct.pdf> で入手可能)

448 2011年5月のスタッフペーパーに対するMSCPAのコメントレター参照。

449 2011年5月のスタッフペーパーに対するAFPとILCPAのコメントレター参照。

すでにIFRSへ移行している他の法域も、公開企業と非公開企業に関して同じような課題に直面した。カナダ会計基準審議会は、公的説明責任がある企業の大多数について 2011 年 1 月 1 日時点で公開企業に対する報告制度にIFRSを組み込み、非公開企業についてはIFRS又は別個の会計基準のセットを適用できるという選択肢を提供した⁴⁵⁰。カナダ銀行協会は、米国の何らかのIFRSの組み込み後の非公開企業の会計処理に関して、次のような声明を行った。

我々は、多くの小規模の地域的な米国企業（SEC登録企業ではなく、また、米国市場内のみに参加している可能性がある）については、IFRSアドプションは（どのような形態であれ）比較可能性について同様の便益をもたらす可能性は低いと認識している。カナダにおける我々の経験からこの問題に対する潜在的な解決策は、非公開企業向けの会計基準（ASPE）の別個のセットを維持し、この基準又はIFRSのいずれかを適用する選択肢を企業に認めることである。我々には、ASPE財務諸表を作成する多くのクライアントがあり、このアプローチはすべての当事者にとって実用的で有益であることが分かった。これは、小規模な企業に対して、大きな便益とならない可能性がある潜在的に負担となる移行からの救済を与える。また、ますますグローバル化する金融市場において、大規模な多国籍企業は、小規模な地域的な企業よりも、多くのグローバルな競争相手との共通点が多いことを認識するものである⁴⁵¹。

FAFも同様に、非公開企業及びその投資者の会計基準のニーズの考慮を検討している。2010 年にFAFはAICPA及び全米州政府会計委員会（NASBA）と共同で、非公開企業の基準設定に関するブルー・リボン・パネルを主催した。非公開企業についての基準設定プロセス、及び米国会計基準が非公開企業の財務諸表の利用者のニーズをどのように最も適切に満たすことができるのかを包括的に検討するためであった。パネルは作業を完了し、提言を含んだ報告書を公表した⁴⁵²。非公開企業の会計基準設定の考慮における次のステップとして、FAFは評議員会ワーキング・グループを設立した。このワーキング・グループは、非公開企業に重点を置く監査人、学識者、融資者、利用者、規制機関等を含め、さまざまな関係者へのアウトリーチを行った。2012 年 5 月に、FAFは、非公開企業の会計基準設定プロセスの改善に焦点を当てる非公開会社審議会（PCC）を設置した。PCCは、米国会計基準が非公開企業の財務諸表のニーズに対処するために例外規定又は修正事項が必要かど

450 Chartered Accountants of Canada, International Financial Reporting Standards 参照 (<http://www.cica.ca/applying-the-standards/ifrs//index.aspx/news/canadian-developments/item13344.pdf> で入手可能)。

451 2011 年 5 月のスタッフペーパーに対する CBA のコメントレター参照。

452 Blue Ribbon Panel on Standard Setting for Private Companies, Report to the Board of Trustees of the Financial Accounting Foundation (Jan. 2011)参照 (http://www.accountingfoundation.org/cs/ContentServer?site=Foundation&c=Document_C&pagename=Foundation%2FDocument_C%2FFAFDocumentPage&cid=1176158181336#participating_observers で入手可能)。

うかを決定すると予想される⁴⁵³。PCCが求める具体的な変更は、FASBによるエンドースメントの対象となり、米国会計基準に組み込まれる前に、一般のコメントを求めるために公開されることになる。エンドースメントの仕組みを通じてIFRS基準を米国の財務報告制度に組み込むとした場合には、FAFは、こうしたエンドースメント・アプローチと比較して、PCC又は非公開企業の報告の論点を具体的に検討する他の機関がどのような役割を有するのかを決定することが必要となる可能性がある。

⁴⁵³ FAF Board of Trustees, Establishment of the Private Company Council—Final Report (May 30, 2012)参照
(http://www.accountingfoundation.org/cs/ContentServer?site=Foundation&c=Document_C&pagename=Foundation%2FDocument_C%2FFAFDocumentPage&cid=1176160066778 で入手可能)。

VI. 発行企業に与える影響

米国の発行企業に係る財務報告制度へのIFRSの組込みは、財務諸表の作成者に大きな影響を与えることになる。これには、当委員会に報告書をファイルしているおよそ 10,000 社の発行企業が含まれる。2008 年ロードマップに対する数多くのコメント提出者は、2008 年ロードマップで検討された方法によるIFRSへの移行に伴うコスト、労力、又は時間は相当なものとなるという見解を示した⁴⁵⁴。多くの人々は、このような移行の便益はこれらのコストを正当化しない可能性があると主張した⁴⁵⁵。したがって、ワークプランでは、IFRSを組み込むために発行企業が行うことが必要となる変更の大きさ及び詳細計画を検討した。ワークプランでは次の領域を検討した。

- 会計システム、統制、及び手続
- 契約上の取決め
- コーポレート・ガバナンス
- 訴訟偶発債務に対する会計処理
- 小規模発行企業と大規模発行企業⁴⁵⁶

ワークプランの実行にあたり、スタッフは、とりわけ次の源泉から情報提供を得た⁴⁵⁷。

- 発行企業コメント募集に対するコメント提出者
- 2011 年 5 月のスタッフペーパーに対するコメント提出者
- SEC の IFRS 円卓会議（特に、小規模公開企業に関するパネルへの参加者）への参加者
- スタッフが議論を行った個々の発行企業

⁴⁵⁴ 例えば、2008 年ロードマップに対する以下のコメントレター参照。Chevron Corporation、Eli Lilly Corporation、Shawn S. Fahrer、Hot Topic Inc.、Intel Corporation、Kohl's Department Stores, Inc.、Molson Coors Brewing Company、National Association of Regulatory Utility Commissioners、PPL Corporation、Andrea Psoras、Mark A. Supin、Securities Industry and Financial Markets Association、U.S. Congressman Lee Terry、Tuesday Morning Corporation 及び U.S. Congressman Zach Wamp

⁴⁵⁵ 例えば、2008 年ロードマップに対する以下のコメントレター参照。The Davey Tree Expert Company、Exxon Mobil Corporation、Marriott International, Inc.、McDonald's Corporation、Plantronics, Inc.、Regions Financial Corp. 及び tw telecom inc.

⁴⁵⁶ 発行企業に与える人的資本の影響はセクション VII.においてさらに議論されている。

⁴⁵⁷ ワークプラン参照。

A. 所見の要約

発行者は一般的に、高品質で国際的に認められる会計基準の単一のセットという目的を支持した。しかし、その見解は発行企業の規模により異なるものであった。大規模発行企業の方が一般的に小規模発行企業よりも支持が多かった。また、発行企業はおおむね、当委員会が IFRS の一層の組込みに対する最終的なアプローチをできる限り明確にする必要があると表明した。さらに、米国が IFRS を組み込んで移行する方法（その決定が行われるとした場合）が発行企業の見解に大きく影響を与えていた。別の会計基準を適用する結果として求められる変更は、広範な資源を要するとともに費用のかかるものとなる可能性がある。優先主要共同プロジェクトの完了には今後 18 か月かかると予想されるため、多くの利用者は、財務報告制度がどのくらいの変更を吸収できるのかに関して懸念を表明した。全員一致ではないが、発行企業の多くは、FASB が米国会計基準へ IFRS を組み込むことによる一定の期間にわたる管理された移行を望んでいた。

B. 会計システム、統制、及び手続

ワークプランの実行にあたり、スタッフは、IFRS が財務報告制度に組み込まれるとした場合の、米国の発行企業の会計システム、統制、及び手続に与える影響を分析した。具体的には、スタッフは以下のことを図った。

- 組込みを促進するために発行者の会計システム、統制、及び手続への変更を行うことが必要な範囲、詳細計画、期間の見積りの判断
- 新たに生じる問題に対処する期間の長さ及び手段を含む「安定的なプラットフォーム」の影響の検討⁴⁵⁸

スタッフの認識では、IFRSの組込みにより発行企業に会計システム、統制、及び手続の変更を行うよう求めることになり、これらは相当のものとなり、かなりの移行期間や労力を要する可能性がある。例えば、発行企業は、移行期間中に二重の会計システムを維持することが必要となる可能性がある。さらに、発行企業は、IFRSの組込みを反映するために、システム及び関連する内部統制への変更を行うことや、企業の方針や手続の包括的な見直し及び更新を完了させることが必要となるであろう⁴⁵⁹。

会計基準の変更の影響は、その基準の広がりや度合い及び基準への変更の範囲によって異なってくる可能性がある。例えば、スタッフは、提案されている収益基準（近い時期に最終確定されると予想される優先主要共同プロジェクトの一つである）を適用するために発行企業が行うと予想される労力と、FASBが最近公表したのれんの減損⁴⁶⁰の会計処理に

⁴⁵⁸ 同上

⁴⁵⁹ 同上

⁴⁶⁰ FASB, Exposure Draft, Proposed Accounting Standards Update (Revised) – Revenue from

関連する基準を適用するのに必要な労力とを比較した。収益は、日常的で経常的なプロセスであり、大半の発行企業にとって重大なものである。両審議会が新しい収益基準を最終化することになった場合には、発行企業は、新基準を彼らの会計システムに統合するために包括的な取組みを行うことが必要となるだろう。一方、のれんの減損のガイダンスの修正は大きなものではなく、のれんの会計処理は一般的に収益よりもずっと広がりが少ない。そのため、改訂後ののれんのガイダンスの組込み及び関連するシステム及びプロセスの変更は、発行企業にとって重大となるとは予想されない。

さらに例を示すと、収益認識に関する改訂後の包括的な会計基準を採用するために、発行企業は、とりわけ、以下に示した活動を実行することになりそうである。

- 既存の顧客契約又は収益創出活動をレビューする。既存の実務から新しい会計基準の要求事項への移行により生じる変更の影響を判断し、新しい会計基準における要求事項に対処するため顧客との取決めないしは契約への変更を検討するためである。
- 顧客との取引の評価（売掛金や前受収益を含む）。変更の影響を判断し、（必要に応じて）移行の調整を認識するためである。
- 収益認識に対する企業の会計方針を改訂する。会計方針の変更についての開示又は重要な会計方針の開示に必要な変更を検討する。
- 企業の現在の会計システムが、新基準で収益を会計処理するのに必要なデータ要素を顧客契約のそれぞれについて捉えることができるかどうかを判断する。必要に応じて、システムを変更する。
- 会計基準の変更により影響を受ける収益プロセスについて、財務報告に関する新規の内部統制を構築又は既存の内部統制を修正する。新規又は修正後の内部統制の開示が必要かどうかを検討する。
- 新しい会計基準の採用前に、従前の会計処理に必要な会計プロセスを、契約上の財務制限条項又は規制上の報告に準拠するために保持しなければならないかどうかを判断する。

Contracts with Customers: Revision of Exposure Draft Issued June 24, 2010 (Nov. 14, 2011)参照。

(http://www.fasb.org/cs/BlobServer?blobcol=urldata&blobtable=MungoBlobs&blobkey=id&blobwhere=117582_3564392&blobheader=application%2Fpdf で入手可能)。また、FASB, Accounting Standards Update (“ASU”), Intangibles – Goodwill and Other – Testing Goodwill for Impairment, (Sept. 15, 2011) (「ASU 2011-8— のれんの減損」) も参照。

(http://www.fasb.org/cs/BlobServer?blobcol=urldata&blobtable=MungoBlobs&blobkey=id&blobwhere=117582_2937733&blobheader=application%2Fpdf で入手可能)。これらの2つの基準は、発行企業が一般的に会計基準の変更に応じてどのように対処しているのかに関する例として選ばれたものである。収益に対する最終基準のFASBによる公表は、最終の主要共同プロジェクトとともに、当委員会の決定に関係なく発行企業に提供を及ぼすであろう。さらに、ASU 2011-8— のれんの減損からの改訂は、すでに採用済みであり、2011年12月15日以後開始する事業年度に対する年次及び期中のテストについて適用される。

また、上記の活動には、これらの活動及び財務報告に関する新規又は修正後の内部統制の内部的なテスト及びこれらを実施する人員のトレーニングも必要になる。また、発行企業は、新規及び修正後の手続を評価しテストするために必要な追加的な外部監査手続のコストも負担することになる。

一方、他の基準への変更は、それほど包括的なプロセスを要しない可能性がある。例えば、ASU 2011-8—のれんの減損では、のれんを減損についてどのように評価するのかを変更した。これは、追加的な分析を必要とするのかどうかを判断するためにまず定性的に減損を評価するという選択肢の提供により行われた。こうした変更は、発行企業に上記の活動の一部を実施することを求める可能性があるものの、この変更からの発行企業への影響が大きな負担となるとは予想されない。これは、プロセスや手続の大きな変更を伴うものでも会計システムに大きな影響を与えるものでもないはずだからである。

スタッフは、発行企業がすでに相当のレベルの変更直面していることを承知している。両審議会が、収益認識、リース、及び金融商品を含め、優先主要共同プロジェクトに係る会計基準の根本的な改訂を行っているためである。IFRSの組込みの見通しかなかったとしても、発行企業は、近い将来に相当の会計基準の変更直面する。スタッフの予想では、これは財務報告制度へのストレスを生じさせることになる。考え得るIFRSの組込みを検討する中でスタッフは、前述の広がりのある会計基準に対する今後起こるであろう変更が関係者に与える可能性のある全体的な影響も十分に認識している。また、スタッフは、優先主要共同プロジェクトの対象となっている会計処理の領域のコンバージェンスが、IFRSの組込みに与える可能性があるプラスの効果についても検討した。こうした新基準が適用されているか又は適用される過程にある限り、スタッフは、IFRSの何らかの組込みに対して、このような基準に関連して大幅な追加的労力が必要とされるとは予想しないであろう。

1. システム、統制、及び手続

アウトリーチを通じて、スタッフが学んだのは、多くの発行企業は、IFRSへの移行の方法及び時期に関して当委員会が確実性をもたらすまで企業が適切な実行計画を策定することは実際的でないと考えているということである。コメント提出者の一つのグループが主張したように、多くの企業の最高財務責任者は「[組込み]に対する準備を始めることすらしていない。準備中であるがまだ準備が整っていないとも述べている人もいる。これは、主として、移行方法の確定や適用日の設定なしに実行計画を策定し実行することの難しさによるものである⁴⁶¹。」スタッフは、発行企業の資源は限られており、いくつかの異なる仮想的な組込みの時期及び方法に基づいて（このような分析がIFRSへの実際の移行の影響について事業目的のために事後的に使用できるといった確実性なしに）コスト及び影響の見積

⁴⁶¹ ワークプランに対する以下の合同のコメントレーター参照。Archer-Daniels-Midland Company、Ford Motor Company、Ford Motor Credit Company、LLC、Bank of New York Mellon Corporation、Chrysler Group LLC、Kellogg Company 及び United Continental Holdings

りを策定することは、多くの発行企業にとって実務的でない可能性がある」と理解している。

一部のコメント提出者は、一般的に、さまざまな移行方法は、システム、統制、及び手続の変更の範囲に良い影響を与えることも悪い影響を与えることもあると言及した。例えば、数名のコメント提出者は、新たに組み込まれるIFRSについて将来に向かった適用を支持した。システム移行に関するものなど、コストの最小化というプラスの効果のためである⁴⁶²。ある大規模多国籍企業は、4つの主要共同プロジェクト（リース、収益認識、財務諸表表示、及び金融商品）の全面遡及適用のコストは4億ドル超と見積っており、全面IFRSアドプションを促進するためのこれらのコストを推定すると、IFRS組込みという「価値命題全体に疑問を生じさせる」ことになると指摘した⁴⁶³。

システム、統制、及び手続の移行について、「ビッグバン」アプローチと段階的アプローチのいずれが好ましいのかの評価に際して、コメント提出者の意見は多様であった。一部の、しかし少数の発行企業は、IFRS組込みについて「ビッグバン」アプローチを支持した。その主な理由は、延長した期間にわたってではなく、一時点で移行することによりコストを最小化するのに役立つというものであった⁴⁶⁴。しかし、コメント提出者のもっと共通したテーマは、組込みについての「ビッグバン」アプローチへの反対であった。総じて、IFRSを適用するのに必要なシステム及びプロセスを徐々に開発することにより達成できるコスト削減に言及していた⁴⁶⁵。

さらに、コメント提出者は、IFRSの組込みに許容される期間が、システム、統制、及び手続の修正という課題に影響を与える可能性があるという影響を指摘した。2011年5月のスタッフペーパーは、5年から7年という移行の時間枠の可能性を紹介した。これに対して、一部の発行企業は、5年から7年という移行の時間枠を支持した。その理由は、一つには、システム及び統制のアップグレードに関する要求が緩和されるということであった⁴⁶⁶。他の発行企業は、5年から7年という見積りは「強気」であり、このプロセスにはもっと長い

⁴⁶² 例えば、2011年5月のスタッフペーパーに対する以下のコメントレーター参照。ADM、AGA、Chevron、Dell、McDonald's、McKesson、NextEra、PPL、Praxair、URS及びZimmer。2011年5月のスタッフペーパーへのコメント提出者は特に以下を懸念していた。遡及適用により(1)二重の報告が必要となる(例えば、Dellのコメントレーター参照(遡及適用は取引レベルの情報について二重の報告を求めることになり、手作業となり、ミスや不十分な統制についてのリスクが高まると言及している))、(2)システムがとらえるように設計されていなかった過去の期間からの会計情報の創出が必要となる(特に資産のコンポーネント化に関して)(例えば、PPLのコメントレーター参照)。

⁴⁶³ 2011年5月のスタッフペーパーに対するChevronのコメントレーター参照。「大部分」のコストは「新しい要求事項を組み込むために会社の財務報告システムに必要な修正から生じる」と述べている。

⁴⁶⁴ 例えば、2011年5月のスタッフペーパーに対するAllstateとIBMのコメントレーター参照。

⁴⁶⁵ 例えば、2011年5月のスタッフペーパーに対する以下のコメントレーター参照。AGA、Citi、Edison、Endurance、KeyCorp、McDonald's、TDS、URS及びZions

⁴⁶⁶ 例えば、2011年5月のスタッフペーパーに対する以下のコメントレーター参照。CNA、CP、Goodyear及びPPL

時間をかける必要があると考えていた⁴⁶⁷。しかし、一部のコメント提出者は反対の見解を示し、短期間での移行を支持した。長い時間をかけたよりゆっくりとした段階的な移行は、会計の複雑性（すなわち、二重の会計記録の維持の必要性）を生じる期間が長くなるという理由からであった⁴⁶⁸。

最後に、米国外に親会社又は子会社があり、それがIFRSが組み込まれた法域においてすでに財務諸表を作成している米国企業は、特定の懸念を提起した。これらの企業（又はその親会社若しくは子会社）は、彼らの内部及び外部報告の要求事項に対応するために、すでに二組（又はそれ以上）の会計記録を維持している場合がある。組込みへの素早い移行（又はIFRSを早期適用する選択肢）が好ましいと考えている人々がいる。これらの企業が一組の会計記録を取り除き企業をより効率的に管理できるようになるからである⁴⁶⁹。

2. 安定的なプラットフォーム

一部の発行企業は、基準設定主体が移行期間中に会計基準を公表し続けた場合には、IFRSへの移行がより複雑となり費用がかかる可能性があるとの懸念を示した。数名のコメント提出者は、移行期間中には追加的な基準設定の一時的停止（すなわち、移行に対するいわゆる「安定的なプラットフォーム」を発行企業に与える）が好ましいと表明した⁴⁷⁰。

スタッフは、安定的なプラットフォームの目的適合性は、IFRSが組み込まれる仕組みと移行の方法によりある程度左右される可能性があると考えている。段階的にIFRSを米国会計基準に組み込むエンドースメント式のようなアプローチでは、発行企業は米国会計基準の変更に対応するために現在整備されているプロセス及び手続を使用できるようになる。したがって、それがIFRSの組込みから生じるものであれば他のFASB基準設定から生じるものであれ、基準設定の取組みからのすべての変更を組み込むことができる。それでも、他の基準設定プロジェクトの量の最小化が、会計処理の変更に関する一般的な疲労を回避するためには重要となる可能性がある。一方、より迅速な移行が使用される場合には、安定的なプラットフォームがさらに重要となる可能性がある。最初の組込み期間全体にわたって基準の変更が続いた場合、単一の包括的に管理された組込みの取組みの便益が低下する可能性があるからである。いずれのアプローチでも、スタッフは、発行企業は複数の移行（すなわち、IFRSの基準と整合しない新たな米国会計基準の基準を適用した後に、IFRS基準を

⁴⁶⁷ 例えば、2011年5月のスタッフペーパーに対するCMSとEmersonのコメントレーター参照。

⁴⁶⁸ 例えば、2011年5月のスタッフペーパーに対する以下のコメントレーター参照。ACCA、Crowe、Ford及びPICPA

⁴⁶⁹ 例えば、2011年5月のスタッフペーパーに対する以下のコメントレーター参照。AFP、HP、HSBC及びTMCC

⁴⁷⁰ 例えば、2011年5月のスタッフペーパーに対する以下のコメントレーター参照。ADM、Dell及びSouthern

組み込まなければならないこと)を回避したいと考えていることを理解している⁴⁷¹。

スタッフは、安定的なプラットフォームに関する懸念も有している。基準設定主体が実務又は基準の修正を要する外的状況の変更に対応する能力を制限することになる場合である。この懸念は、安定的なプラットフォームの適用の実際上の困難を例示するものである。プラットフォームは、変化する状況への対応の必要性により、安定性が高くなることも低くなることもあり得る。スタッフは、この懸念は、IFRS 基準の組み込みへ短期間に移行する場合にはあまり強くなることに留意している。しかし、もっと長期的な組み込みアプローチを進めるとして場合には、基準設定に介入することの必要性はほぼ確実となるであろう。エンドースメント・アプローチを通じて IFRS 基準を組み込むという決定を行うとした場合、基準設定の柔軟性の必要性に対応するための一つの考え得る方法は、FASB がデュエー・プロセスの枠組みを修正して、他の点で重要なプロジェクトが本当に一刻を争うものなのか、あるいは、IFRS の組み込みがさらに進むまで延期できるものなのかに関してコメントを求めて検討するという要求を織り込むことであるかもしれない。

C. 契約上の取決め

企業の契約は、明示的又は黙示的に、米国会計基準の使用を求めているか又は現在の米国会計基準報告に基づいていることが多い。IFRS が米国の財務報告制度に組み込まれるとした場合、米国の発行企業は、彼らの契約がどのように影響を受ける可能性があるのか、また、これらの影響にどのように対処すべきなのかを判断することが求められるであろう。したがって、ワークプランの実行にあたり、スタッフは次のことを行った。

- こうした組み込みにより影響を受ける契約上の取決めの種類及び一般性、並びに影響を受ける方法の評価
- 影響を受ける契約上の取決めに関する懸念に対応するために要するコスト、能力、計画、期間の見積りの判断⁴⁷²

スタッフは、ワークプランのこの側面を、主として、発行企業コメント募集を用いての発行企業へのアウトリーチにより実行した。発行者コメント募集は、次のことを含め、IFRS の組み込みが発行企業の契約に与える潜在的な影響に関連するいくつかの論点に関してコメントを求めた。

- IFRS を組み込むことが、契約上の商業的な取決め（融資契約、信託契約書、合併契約、役員雇用契約、株式インセンティブ・プラン、リース、フランチャイズ契約、ロイヤリティ契約、優先株指定、又は他の商業的取決めなど）の適用、解釈、又は執行に影響を与える可能性が高い範囲及び方法。

⁴⁷¹ 例えば、2011年5月のスタッフペーパーに対するADMのコメントレター参照。

⁴⁷² ワークプラン参照。

- こうした取決めへの当事者はどのように影響に対処する可能性が最も高いのか。IFRSの組込みを、米国会計基準で現行の財務報告基準の変更を扱っている方法とは異なる方法で扱うことになるのか。
- 組込みの潜在的な影響が段階的な移行により軽減できる範囲、及びその場合のこのような移行期間の長さ。

また、スタッフは、SECのIFRS円卓会議及び2011年5月のスタッフペーパーに対するコメントから洞察力のあるフィードバックも受け取った。

1. 種類及び一般性

コメント提出者は、IFRSの組込みにより影響を受ける可能性がある契約における次の2つの主要な条項を識別した。(1) 米国会計基準に従って作成された財務諸表の交付を求める条項、(2) 企業が一定の財務目標又は比率を達成又は維持することを求める条項で、そのためのインプットが現在は米国会計基準を用いて計算されているもの(米国会計基準を使用する旨を明示的に記載している場合もあれば、記載していない場合もある)⁴⁷³。

コメント提出者は、これらの契約上の用語の種類は、発行企業コメント募集で識別された(及び前に述べた)契約の種類のみならず、売却購入契約、ヘッジ契約、研究開発提携契約、従業員報酬契約、及び相当数の追加的な種類の契約においても発見できると指摘した⁴⁷⁴。スタッフは、影響を受ける契約の範囲及び量は相当なものとなると考えている。

スタッフは、一部の企業が、会計基準の変更(米国会計基準の通常の変更又はIFRSの潜在的な組込みのいずれかによる)の可能性を、いわゆる「frozen GAAP(契約締結時のGAAP)」を用いることにより見込んでいることに留意した。すなわち、契約で、契約締結時点で存在していた米国会計基準の使用を定めている。これらの契約もIFRSの組込みにより影響を受ける可能性があるが、以下に述べるように、違う形で影響を受ける。

2. 発行企業に与える影響

コメント提出者はIFRSの何らかの組込みが彼らの契約上の取決めにどのように影響を与えるのかを判断する際の難しさがある程度、記述していた。コメント提出者は、影響の程

⁴⁷³ 発行企業コメント募集に対する以下のコメントレーター参照。American Institute of Certified Public Accountants、The Allstate Corporation、Beckman Coulter、Financial Executives International、FirstEnergy Corp.、The Institute of Chartered Accountants in England and Wales、Lincoln Financial Group 及び URS Corporation

⁴⁷⁴ 例えば、発行企業コメント募集に対する以下のコメントレーター参照。American Council of Life Insurers、American Institute of Certified Public Accountants、Alcoa Inc.、The Allstate Corporation、Beckman Coulter、Chevron Corporation、Constellation Energy、FirstEnergy Corp.、Ford Motor Company、The Institute of Chartered Accountants in England and Wales、Institute of Management Accountants、KPMG LLP、Eli Lilly and Company、Lincoln Financial Group、Northrop Grumman 及び URS Corporation

度は、一つには米国会計基準とIFRSとをコンバージェンスする現在の取組みの進捗状況に左右されることになると強調した。すなわち、現在のコンバージェンスのプロセスが成功すればするほど、あとでIFRSを組み込むための移行が容易になる⁴⁷⁵。また、コメント提出者は、コンバージェンス・プロセスが未了であるため、IFRSへの移行の影響を包括的かつ正確に予測することが現時点では困難になっていると指摘した⁴⁷⁶。

しかし、コメント提出者の大多数は、企業は米国会計基準への明示的又は黙示的な参照を識別し、IFRSの組込みにより影響を受けるこれらの規定にどのように対処するのかを判断するためには、彼らの契約のすべてを見直す必要があると説明した⁴⁷⁷。しかし、一部のコメント提出者は、企業は会計基準の変更により生じる契約の変更を評価するための仕組みをすでに整備している（又は整備すべきだ）と述べた。これらの変更は現在、通常の過程で発生しているからである⁴⁷⁸。IFRSへの移行には、これらと同様の仕組みの実施を伴うことになるが、全体的な影響評価の範囲はもっと広範なものとなるであろう⁴⁷⁹。

コメント提出者は、IFRSの組込みにより影響を受ける契約の多くは、再交渉の必要があるかもしれないと主張した⁴⁸⁰。スタッフの理解では、契約の再交渉が比較的少ない労力で実行できる（例えば、当事者が米国会計基準財務報告書の代わりにIFRS財務報告書を使用

⁴⁷⁵ 発行企業コメント募集に対する以下のコメントレーター参照。American Council of Life Insurers、American Institute of Certified Public Accountants、Alcoa Inc.、The Center for Audit Quality、Conrad Hewitt 及び KPMG LLP

⁴⁷⁶ 発行企業コメント募集に対する以下のコメントレーター参照。American Council of Life Insurers、U.S. Chamber of Commerce、Intel Corporation 及び Lincoln Financial Group

⁴⁷⁷ 発行企業コメント募集に対する以下のコメントレーター参照。American Council of Life Insurers、Association for Financial Professionals、Alcoa Inc.、The Allstate Corporation、BNY Mellon、The Center for Audit Quality、FirstEnergy Corp.、Institute of Management Accountants、KPMG LLP、Eli Lilly and Company、Lincoln Financial Group、Northrop Grumman 及び State Street Corporation。また、発行企業コメント募集に対する the American Institute of Certified Public Accountants のコメントレーターについても参照（これに要する労力の量は会社ごとに異なり、リース会社、不動産管理会社、及び金融サービス会社は、対処する必要がありそうな契約が大量にあると言及している）。

⁴⁷⁸ 発行企業コメント募集に対する以下のコメントレーター参照。The Center for Audit Quality 及び KPMG LLP

⁴⁷⁹ 発行企業コメント募集に対する以下のコメントレーター参照。American Institute of Certified Public Accountants、The Allstate Corporation、The Center for Audit Quality、The Institute of Chartered Accountants in England and Wales、KPMG LLP 及び Lincoln Financial Group

⁴⁸⁰ 発行企業コメント募集に対する以下のコメントレーター参照。American Institute of Certified Public Accountants、Alcoa Inc.、The Allstate Corporation、Beckman Coulter、BNY Mellon、Chevron Corporation、Constellation Energy、Financial Executives International、FirstEnergy Corp.、Institute of Management Accountants、Lincoln Financial Group、Northrop Grumman 及び State Street Corporation。また、発行企業コメント募集に対する Intel Corporation のコメントレーターも参照（リースや資本の特徴を有する金融商品などの継続中の基準設定に関連する不確実性のため、自身の契約のうちどのくらいが再交渉の必要があるかを判断できないと言及している）。

することに同意する場合がある) 481 こともあれば、再交渉がもっと複雑で手間がかかることもあり得る。例えば、相手方が他の問題の再交渉を試みることや、負債性証券又は他の債務に関連する取決めは同意の勧誘又は公開買付を要する場合がある。これには相当の時間とコストを伴い、市場状況によっては経済的に不利益となることがあり得る 482。

数名のコメント提出者が、連邦政府調達規則 (FAR) 制度及び政府請負業者に対して、より原則ベースの会計処理の見込まれる組込みに関して懸念を表明した 483。具体的には、FARの原価計算基準 (CAS) はいくつかの局面で米国会計基準を参照し又は組み込んでいる。しかし、現時点では次のことが不明確である。CASがIFRSに移行されるのかどうか、その場合にはどのように行うのか、すなわち、該当するIFRSの規定を組み込むためにCASを修正するのか、又は影響を受ける発行企業が二重の会計記録を維持することが必要となるのか。このように、コメント提出者は、SECが原価計算の論点をIFRSの組込みと同時期に解決するために国防総省、国立航空宇宙局、調達局と協力するよう要望した 484。

コメント提出者は、すべての契約がIFRSを組み込むために特別に再交渉が必要となるわけではないことを承知していた。例えば、契約は、通常の更新サイクル中にIFRSの組込みを反映するように更新することもできる。移行期間を長くすれば、一般的に、発行企業はこのプロセスを通じて契約に対処するにあたり高い柔軟性を持つことができるようになる。最終的には、IFRSへの移行は、契約上の取決めに重要性のない影響しか与えず、何も行動をとる必要がない可能性がある 485。

最後に、frozen GAAPの規定を含んだ契約については、契約の相手方は、理屈上、IFRSの組込みへの対応のために何も行動をとる必要はないことになる。あるコメント提出者は、frozen GAAPを含んだ契約を有する発行企業は、現在でも契約締結時に存在していた米国会計基準に基づいた契約条項への準拠を報告又は評価できるためのプロセスを整備している必要があるであろうと指摘した 486。IFRSの組込みにはこれらと同様のプロセスの使用を伴うことになるが、対処される変更の範囲は、非常に異なることがあり得る 487。例えば、

481 発行企業コメント募集に対する FirstEnergy Corp. と Lincoln Financial Group のコメントレター参照。

482 発行企業コメント募集に対する以下のコメントレター参照。Alcoa Inc.、Beckman Coulter、Constellation Energy、FirstEnergy Corp.、Institute of Management Accountants 及び Lincoln Financial Group

483 発行企業コメント募集に対する以下のコメントレター参照。Aerospace Industries Association、Northrop Grumman 及び URS Corporation

484 発行企業コメント募集に対する Aerospace Industries Association と Northrop Grumman のコメントレター参照。

485 発行企業コメント募集に対する Intel Corporation のコメントレター参照。

486 発行企業コメント募集に対する KPMG LLP のコメントレター参照。

487 同上

IFRSを組み込むために現在の会計システムを大幅に修正しなければならない場合には、frozen GAAPを追跡するのに必要となる古い会計システムの維持は、もっとコストがかかることがある（IFRSからfrozen GAAPへの調整を計算する代替とする場合）。結果として、企業は、frozen GAAPに基づく測定数値を含んだ契約を、追加的なコストを回避する手段としてIFRSの組込み時に契約を再交渉するというインセンティブを持つ可能性がある。

スタッフは、米国の発行企業に係る財務報告制度にIFRSを組み込むことの負担は軽減できる場合があると理解している。IFRSに従うために米国会計基準の内容を修正することが付随する場合である。これは、コード化体系の中にこうした基準を組み込むことによって行われるが、引き続き、修正後の会計基準を米国会計基準として参照する⁴⁸⁸。しかし、一部のケースでは、このアプローチは、契約の条項を再交渉する必要性を生じる可能性がある。特に、結果として生じる会計処理が、企業又は相手方が好むものでない又は予期しないものである場合はそうなる⁴⁸⁹。組込みに対するこのアプローチは有益となることもあるが、契約の包括的な見直しの代わりにはならない。コメント提出者はほぼ一致して、発行企業が契約の見直しを完了し、これらの決定に関して対応、実行する方法（例えば、必要な再交渉を行うことによる）を決定できるようにするのに十分な時間を提供するためには、適切な移行期間（コメントは5年の移行期間に集中した）が必要となると指摘した⁴⁹⁰。

D. コーポレート・ガバナンス及び他の規制への準拠

IFRSの何らかの組込みは、当委員会又は取引所の規則の下での要求事項を含め、コーポレート・ガバナンスの要求事項への発行企業の準拠に影響を与える可能性がある。さらに、他の規制要求事項への準拠に与える潜在的な影響と同様に、財務報告の変更は、一定の定量的な上場基準への企業の準拠に影響を与える可能性がある。スタッフは、コーポレート・ガバナンスの基準への準拠に与える影響を以下により分析した。

- このような組込みがコーポレート・ガバナンスに与える潜在的な影響、及び関連する懸念の判断
- コーポレート・ガバナンスの懸念に対処するために考えられるアプローチ、これら

⁴⁸⁸ 発行企業コメント募集に対する以下のコメントレーター参照。Alcoa Inc.、Conrad Hewitt 及び BNY Mellon

⁴⁸⁹ 発行企業コメント募集に対する Institute of Management Accountants のコメントレーター参照。

⁴⁹⁰ 発行企業コメント募集に対する以下のコメントレーター参照。American Council of Life Insurers、Association for Financial Professionals、American Institute of Certified Public Accountants、Alcoa Inc.、Beckman Coulter、BNY Mellon、The Center for Audit Quality、U.S. Chamber of Commerce、Chevron Corporation、Constellation Energy、Financial Executives International、FirstEnergy Corp.、Institute of Management Accountants、KPMG LLP、Lincoln Financial Group、Northrop Grumman、State Street Corporation 及び URS Corporation

のアプローチを実行するのに必要な範囲、詳細計画及び期間の見積りの判断⁴⁹¹

1. コーポレート・ガバナンス

ワークプランは、IFRSの組込みにより生じる可能性があるコーポレート・ガバナンスの論点についての2つの例を提供していた。一つ目は、2003年に、サーベインズ・オックスレー法が求めたように、当委員会は、登録企業に次のことを開示するように求める規則を採用した。監査委員会の一員を務めている少なくとも一名の「監査委員会財務専門家」がいるのかどうか、その場合には、その専門家の氏名、及び、その専門家は経営陣から独立しているのかである⁴⁹²。当該規則は、その専門家の属性を得るために受けなければならない教育及び経験も示した。二つ目は、証券取引所の上場規則には、監査委員会メンバーに対してさまざまなレベルの財務知識の要求事項がある⁴⁹³。両方の要求事項のセットについて、米国会計基準の経験に基づいて専門家として又は財務知識のある人物として適格であった個人が、IFRSへの移行後にもその資格を維持できるかどうか不明確である。

スタッフは、主として発行企業コメント募集（IFRSの組込みがコーポレート・ガバナンスに与える潜在的影響に関連したいくつかの論点に関してコメントを求めた）を用いての発行企業へのアウトリーチを通じて、ワークプランのこの側面を実行した。具体的には、発行企業コメント募集は、以下のことを尋ねた。

- IFRSを組み込むことが、コーポレート・ガバナンス及び米国の発行企業に適用される関連する開示要求（取締役会の監査委員会の構成及び機能に関連する証券取引所の上場に関する要求事項、及び監査委員会の財務専門家に関する開示要求など）の準拠に影響を与えそうな範囲及び方法
- 取締役会の現在のメンバーが、「監査委員会の財務専門家」という定義の要求事項を満たすために必要とされる教育又は経験を有しているであろう範囲、及び、こうした要求事項が満たされていない場合、悪影響があるのかどうか
- 発行企業及び個々の取締役が、こうした悪影響にどのように対処する可能性が最も高いのか
- 何らかの潜在的な悪影響が準拠について移行又は段階的導入期間を設けることにより軽減できるか又は影響を受ける可能性がある範囲

発行企業コメント募集に対する数名のコメント提出者は、IFRSへの移行は、取引所の上場規則の下での監査委員会の財務専門家及び監査委員会の財務知識の要求事項への疑問を

491 ワークプラン参照。

492 SEC Release No. 33-8177, Disclosure Required by Sections 406 and 407 of the Sarbanes-Oxley Act of 2002 (Jan. 23, 2003) [68 FR 5110 (Jan. 31, 2003)]参照。

493 ワークプラン参照。

生じさせないはずだという考えを表明した⁴⁹⁴。これらのコメント提出者は、この結論を正当化するさまざまな要因に言及した。

- 米国会計基準の専門知識はIFRSに移転可能である⁴⁹⁵
- 多くの監査委員会メンバーはすでに、(多国籍企業又は外国企業の子会社における) 広範なサービス又は専門トレーニングを通じてIFRSに習熟している⁴⁹⁶
- 監査委員会メンバー、特に指定された専門家は、移行期間中に経験及び特定のトレーニングを通じてIFRSに習熟するであろう⁴⁹⁷
- 再トレーニングは米国会計基準の変更に関してすでに行われており、IFRS関連の変更についても同様の再トレーニングが利用可能となるであろう(しかし、注目すべきこととして、多くのコメント提出者は、特に監査委員会の財務専門家に対してIFRS固有の教育を提供する追加的トレーニング・プログラムが必要となることを認めていた)⁴⁹⁸
- IFRS固有の質問に答えるため監査委員会メンバーとのコンサルテーションを行う際に、技術的専門家を利用できる⁴⁹⁹

⁴⁹⁴ 発行企業コメント募集に対する以下のコメントレーター参照。American Council of Life Insurers、American Institute of Certified Public Accountants、Beckman Coulter、BNY Mellon、Chevron Corporation、Conrad Hewitt、Frederick D. Lipman 及び Lincoln Financial Group

⁴⁹⁵ 発行企業コメント募集に対する以下のコメントレーター参照。American Council of Life Insurers、American Institute of Certified Public Accountants、BNY Mellon 及び Lincoln Financial Group

⁴⁹⁶ 発行企業コメント募集に対する以下のコメントレーター参照。Conrad Hewitt 及び The Center for Audit Quality。しかし、2社のコメント提出者は、小規模企業はこれらの資源へのアクセスがない可能性があるとして述べた。発行企業コメント募集に対する American Council of Life Insurers 及び The Center for Audit Quality のコメントレーター参照。

⁴⁹⁷ 発行企業コメント募集に対する以下のコメントレーター参照。Chevron Corporation、Ford Motor Company、Institute of Management Accountants 及び Lincoln Financial Group。この領域において回答したほぼすべてのコメント提出者が、監査委員会メンバーにIFRS固有の経験を提供するためには少なくとも何らかの追加的トレーニング・プログラムが必要となると考えていた。例えば、発行企業コメント募集に対する以下のコメントレーター参照。American Council of Life Insurers、Association for Financial Professionals、Aerospace Industries Association、American Institute of Certified Public Accountants、Alcoa Inc.、The Allstate Corporation、Beckman Coulter、FirstEnergy Corp.、Conrad Hewitt、The Institute of Chartered Accountants in England and Wales、Institute of Management Accountants、Intel Corporation、KPMG LLP、Lincoln Financial Group、Gregory Misiorek 及び Northrop Grumman

⁴⁹⁸ 発行企業コメント募集に対する以下のコメントレーター参照。BNY Mellon、Lincoln Financial Group 及び Frederick D. Lipman。また、発行企業コメント募集に対する The Center for Audit Quality のコメントレーターについても参照 (IFRSの組込みから生じる変更の広範な範囲は、「どの年における米国会計基準の控えめな変更」と比べてももっと大きな影響があるかもしれない)。

⁴⁹⁹ 発行企業コメント募集に対する以下のコメントレーター参照。American Institute of Certified Public Accountants 及び Beckman Coulter

数名のコメント提出者は、当委員会又は取引所あるいは両者が、潜在的な混乱を回避するために移行ガイダンスを提供するよう要望した⁵⁰⁰。また、コメント提出者は、十分な移行期間（例えば、5年）があれば財務専門家や知識の要求事項に関して識別された潜在的な問題の一部を軽減することになるであろうとも述べた⁵⁰¹。

最後に、少数のコメント提出者が、ワークプランはこの論点を狭く捉え過ぎているとの懸念を提起した⁵⁰²。具体的には、企業のCEOやCFOも、サーベインズ・オックスレー法で求められる財務諸表認証を行うためには、追加的なIFRSのトレーニングが必要となる可能性がある。さらに、財務ないし会計に責任を持つ全ての従業員には一定程度のトレーニングが必要となるだろう。これらの考慮事項はおそらく、ワークプランで論じた具体的な準拠関連の質問の範囲外ではあろうが、スタッフは、これらも企業がIFRSの組込みに関して検討することが必要となる重要な論点であると承知している。

2. 他の影響

コメント提出者は、移行について次のような追加的な影響にも言及した。

- IFRSへの移行は、定量的な取引所上場基準への準拠に影響を与える可能性がある。例えば、ニューヨーク証券取引所の上場会社のRule 102.01C（稼得利益テスト、評価・収益テスト、関係会社テスト、又は資産及び資本テスト、に基づいて最低限の上場要求事項を設定しており、これらのうちのどれか又はすべてがIFRSへの移行によって影響を受ける可能性がある）が含まれる⁵⁰³。しかし、大半のコメント提出者は、上場資格の維持は問題とはならないはずだと主張した⁵⁰⁴。
- IFRSへの移行は、さまざまな開示要求の適用又は解釈に影響を与える可能性がある。これには、役員報酬の開示規則など、コーポレート・ガバナンスに関係するものも

⁵⁰⁰ 発行企業コメント募集に対する以下のコメントレーター参照。Association for Financial Professionals、Aerospace Industries Association、The Allstate Corporation 及び Chevron Corporation

⁵⁰¹ 例えば、十分に長い移行期間は、監査委員会及び財務専門家がIFRSへの移行についていくのに必要なトレーニングを受ける時間を提供することになる。発行企業コメント募集に対する以下のコメントレーター参照。Association for Financial Professionals、Aerospace Industries Association、American Institute of Certified Public Accountants、Alcoa Inc.、The Allstate Corporation、Beckman Coulter、BNY Mellon、The Center for Audit Quality、Chevron Corporation、FirstEnergy Corp.、Institute of Management Accountants、KPMG LLP、Lincoln Financial Group 及び Frederick D. Lipman

⁵⁰² 例えば、発行企業コメント募集に対する以下のコメントレーター参照。Alcoa Inc.、Institute of Chartered Accountants in England and Wales、Intel Corporation 及び Northrop Grumman

⁵⁰³ 発行企業コメント募集に対する以下のコメントレーター参照。The Allstate Corporation、FirstEnergy Corp. 及び Lincoln Financial Group

⁵⁰⁴ 発行企業コメント募集に対する以下のコメントレーター参照。American Council of Life Insurers、American Institute of Certified Public Accountants、Alcoa Inc.、BNY Mellon 及び The Center for Audit Quality

含まれる⁵⁰⁵。

E. 訴訟偶発債務の会計処理

ワークプランに従って、スタッフは、米国の法的環境の下でのIFRSにおける訴訟偶発債務の会計処理及び開示の要求事項に与える影響を分析した。具体的には、スタッフは、以下のことを図った。

- IFRSでの訴訟偶発債務に対する会計処理及び開示の要求事項に関する懸念について発行企業、法律専門家、及び投資者と議論する
- IFRSでの訴訟偶発債務に対する会計処理及び開示の要求事項に関する懸念に対処するために考えられるアプローチ、及びこれらのアプローチを実施するために要する範囲、詳細計画、及び予想される期間を判断する⁵⁰⁶

訴訟偶発債務の会計処理は、IFRSと米国会計基準とで異なる。両基準のセットとも、将来の経済的な流出の可能性が高い場合に、偶発損失を認識することを求めている。しかし、この「可能性が高い(probable)」という用語の定義はIFRSと米国会計基準とで異なる。IFRSでは「可能性が高い」を「生じる可能性の方が生じない可能性よりも高い (more likely than not to occur)」⁵⁰⁷と定義しており、スタッフの理解では50パーセントよりも高い（すなわち、51パーセントはこの定義を満たすことになる）。米国会計基準では「可能性が高い」を「当該将来事象が発生しそうである (the future event or events are likely to occur)」⁵⁰⁸と定義しており、その可能性は50パーセントよりも大幅に高いと一般的に解釈されている⁵⁰⁹。さらに、認識の閾値が満たされた場合に、両基準のセットは負債の測定について異なるアプローチを提供している⁵¹⁰。ワークプランでの言及のように、コメント提出者は、IFRSが求めている認識に対する閾値が低いこと及び開示が異なることの両方に関して懸念を表明した⁵¹¹。あるコメント提出者は、偶発負債に関する現在のIFRSの基準は、（その情報が公開された場合には）係争中の訴訟の結果に悪影響を及ぼし得るような情報に関する開示を求めていると言及した⁵¹²。さらに、ワークプランでも言及したように、2008年にFASB

⁵⁰⁵ 発行企業コメント募集に対する以下のコメントレーター参照。Alcoa Inc.、FirstEnergy Corp.及びURS Corporation

⁵⁰⁶ ワークプラン参照。

⁵⁰⁷ IAS 第37号第23項参照。

⁵⁰⁸ ASC Section 450-20-20 参照。

⁵⁰⁹ GAAP 比較ペーパーの Section III.P 参照。

⁵¹⁰ 同上

⁵¹¹ ワークプラン参照。

⁵¹² 2008年ロードマップに対するPfizer Inc.のコメントレーター参照。

は偶発損失の開示の改訂を提案した。これは、激しい論争を引き起こした⁵¹³。スタッフは、IFRSの規定はFASBが却下した提案と類似していることに着目した。したがって、このような規定は同じような反発にあう可能性がある。2010年にFASBは、現行の基準からそれほど大幅に離れていない改訂後の提案を公表したが、これも反発にあった⁵¹⁴。

2011年5月のスタッフペーパーへの回答として、あるコメント提出者は、決して揃わない可能性があるとして彼らが考えているIFRSと米国会計基準の2つの領域を論じた。それは、上述のLIFOと訴訟偶発債務であった。訴訟偶発債務に関して、そのコメント提出者は、次のように述べた。

CCMC[米国商工会議所、資本市場競争力センター]はIFRSでの我々の訴訟制度のストレスについても懸念を提起してきた。偶発損失の認識においては財務報告の関心事項と法的権利に関して微妙なバランスが保たれてきた。このバランスの必要性はFAS第5号の基準への潜在的な変更に関する論争によって強調されてきた。CCMCはIASBによって提案されたIAS第37号基準にも強く反対した。したがって、IAS第37号は米国の訴訟制度の試練に耐えるのには不十分であるというのがCCMCの意見である⁵¹⁵。

別のコメント提出者は、訴訟偶発債務に対する会計処理の要求事項の変更は、監査基準(特にAU337)の変更も必要となる可能性があると言及した⁵¹⁶。正確な財務報告という公共の利益と弁護士・依頼人の信頼とのバランスをとるにあたり、AICPAと米国法曹協会は、1975年に、監査人の情報要請に対する弁護士の対応に関するポリシー・ステートメントを公表した⁵¹⁷。このポリシー・ステートメント(「協定(Treaty)」と呼ばれることがある)は、該当する会計規則への監査人の非準拠のための基礎を提供するものではない⁵¹⁸。IFRSの何らかの組み込みにより既存の米国会計基準の要求事項と比較して財務諸表において開示が求められる事項の範囲又は詳細が増えることになる場合、協定の条項を見直すという外的な圧力がある可能性がある。このことは、会計界と法曹界との間で大きな論争を引き起こす可能性がある。特に、現在の要求事項自体が絶えず二者間での論争の主題となっている

⁵¹³ 同上

⁵¹⁴ 例えば、FASB, Exposure Draft, Proposed Accounting Standards Update – Disclosure of Certain Loss Contingencies, (Jul. 20, 2010)に対する New York City Bar のコメントレター参照 (<http://www.nybar.org/pdf/report/uploads/20071990-LettertoFASBreDisclosureofCertainLossContingencies.pdf> で入手可能)。

⁵¹⁵ 2011年5月のスタッフペーパーに対する Chamber のコメントレター参照 (内部的な引用は省略)。

⁵¹⁶ 2011年5月のスタッフペーパーに対する Navistar のコメントレター参照。

⁵¹⁷ AU 337C, Exhibit II – American Bar Association Statement of Policy Regarding Lawyers’ Responses to Auditors’ Requests for Information (Dec. 1975) 参照。 (<http://pcaobus.org/Standards/Auditing/Pages/AU337C.aspx> で入手可能)

⁵¹⁸ 一般的に、Kim Nilsen, Renewed Focus on Loss Contingency Disclosures, J. OF ACCOUNTANCY (Apr. 2011)参照。 (<http://www.journalofaccountancy.com/Issues/2011/Apr/20113854.htm> で入手可能)

ることを踏まえるとその可能性がある。

IFRSが米国の財務報告制度に組み込まれる方法が、この論点に影響を与える可能性がある。段階的アプローチでは少なくとも訴訟偶発債務に関連した論点を調査するために追加的な時間をもてるようになる。さらに、このような性質のアプローチはFASBに他の解決策を模索する機会を提供することにもなる（例えば、この論点に関して既存の米国会計基準の基準を維持する、又は、二重の準拠を主張することを望む企業がIFRS版の基準に従うことを選択できるように古い米国会計基準の基準かIFRSの基準かのいずれかを使用する選択肢を発行企業に提供する）。米国会計基準とIFRSとの間の不統一があるが、スタッフは、偶発負債の会計処理はIFRSの適用において不統一が存在している領域でもあるかもしれないことに着目した。IFRS適用ペーパーで述べたとおり、多くの企業は引当金と偶発負債の周囲にある財務的なエクスポージャー及び基礎となる不確実性についての開示を省略しているか又は限定的な開示を提供しているようである⁵¹⁹。この領域における開示のレベル（又はその欠如）は、非準拠によるものなのか、重要性がないことによるものなのか、あるいは、このような開示が企業の立場を著しく不利なものにすると予測される場合には一定の開示を省略するというIFRS内での調整に依拠するものなのかはスタッフにとっては明確でない⁵²⁰。

F. 小規模発行企業と大規模発行企業

2010年声明において当委員会は、小規模企業及び国際的事業がない企業が負担することになるIFRSの組込みのコスト及び影響は、大規模企業及びグローバルに競争している企業とは異なると述べた⁵²¹。2008年ロードマップに対して数名のコメント提出者は、IFRSのアドプションは米国の小規模発行企業にとっては特に負担が大きいと主張した。例えば、あるコメント提出者は、2名の独立したコンサルタントからの調査に触れた。一部の大規模な多国籍企業については潜在的なコスト削減が認識されるものの、IFRSへの移行は小規模発行企業に、相当の移行コスト（不均衡となるコストも含まれる）を課す可能性が高いと述べていた⁵²²。

上記のコメントを踏まえて、スタッフは、IFRSの組込みが大規模発行企業とは異なる方法で小規模発行企業に影響を与えることになる範囲、何らかの変更を行う必要がある範囲、詳細計画、及び予想される期間を分析した。具体的には、スタッフは次のことを図った。

⁵¹⁹ IFRS適用ペーパー参照（IAS第37号第84項及び第86項参照）。

⁵²⁰ 同上（IAS第37号第92項参照）

⁵²¹ 2010年声明参照。

⁵²² 2008年ロードマップに対するBiotechnology Industry OrganizationとFAFのコメントレター参照。しかし、参考：2008年ロードマップに対するXenoport, Inc.のコメントレター（「影響は非常に小さいと予想される。影響の大部分は非日常的に又はどのケースでも通常相当の吟味の対象となる一回限りの取引において発生するものだろう。」）

- こうした組込みの影響が発行企業の規模によって異なる態様の判断
- こうした組込みが小規模発行企業に与える不均衡な影響に関する懸念を軽減するために考えられるアプローチ、及びこれらのアプローチを行うために必要な範囲、詳細計画、期間の見積りの判断⁵²³

2011年5月のスタッフペーパー及び発行企業コメント募集に対する小規模発行企業からの回答は、他の種類の発行企業と比べて限定的であった。スタッフのアプローチを補足するため、SECのIFRS円卓会議には、小規模発行企業のパネルが含まれていた。このパネルではIFRSの組込みがこうした発行企業に与える影響の理解に重点が置かれた。スタッフは、小規模発行企業は、実務上の問題として、すぐに影響を及ぼし得る論点をより重視する可能性があることを認識している。したがって、IFRSへの移行の影響を分析理解するための特別の取組みを行わない可能性がある。これは短期的な事象として捉えていないからである⁵²⁴。

調査研究からスタッフは、小規模及び大規模発行企業の両方が一般的にはIFRSに移行するために同じような活動を行う必要があると理解している。しかし、その会計及び財務スタッフの数は発行企業の規模によって異なる側面だとして言及された。小規模発行企業は一般的にIFRSへの移行など非日常的なプロジェクトに投入するのに利用可能な内部資源が少ないことを示唆した。したがって、その影響は相対的に小規模発行企業の方が負担が大きくなる可能性がある⁵²⁵。

一部のコメント提出者は、フェーズ化されたアドプションに対する支持として、IFRSを組み込むコストは、一部の小規模企業又は主に米国ベースの企業にとって、(例えば、規模に応じて)比例的に高くなると述べた⁵²⁶。あるコメント提出者は、大規模企業が最初にIFRSを組み込む場合、小規模発行企業が活用できる可能性のある効率性に言及した。この点に関して、小規模発行企業が遅れて適用する場合には、学んだ教訓からの便益を受けることができる可能性があるというものである⁵²⁷。他の主張としては、すべての企業に要求することなしに、米国企業にIFRS使用の恒久的な選択肢を設けることが望ましいだろうと主張

⁵²³ ワークプラン参照。

⁵²⁴ 例えば、2011年5月のスタッフペーパーに対するICBAのコメントレター参照。また、SEC IFRS Roundtable transcriptも参照 (Ron Zilkowski, CFO, Cuisine Solutionsのコメント、一部の小規模企業は「単にIFRSの用語を学ぶための適切なセミナー」を探そうとしていると述べている)。

⁵²⁵ 例えば、SEC IFRS Roundtable transcript参照 (Shannon Greene, CFO, Tandy Leather Factoryのコメント)。

⁵²⁶ 2011年5月のスタッフペーパーに対するFord及びPCIのコメントレター参照。また、例えば、2011年5月のスタッフペーパーに対するChamberのコメントレターも参照 (委員会が中小企業のコストを識別する支援をするための諮問会議の設置を提案している)。

⁵²⁷ SEC IFRS Roundtable transcript参照 (Zilkowskiのコメント、IFRSをサーバインズ・オックスレー法Section 404の彼の経験と対比している)。

した。こうした使用によって外国での事業がない米国企業に課されることになるコストを適切に減らすためである⁵²⁸。選択肢が提供されれば、多くの小規模発行企業は引き続き米国会計基準にとどまることを選択すると見られ、国内の発行企業について二重のGAAP報告制度をもたらすことになる。

最後に、あるコメント提出者は、(特に、IFRSには公正価値を使用する要求事項がもっと広範であるというそのコメント提出者の認識に関して) 継続的に(すなわち、移行時のみではなく) IFRSを適用するコストは非常に高いと述べた⁵²⁹。SECのIFRS円卓会議での2名のパネリストも同様に、IFRSの組込みは、一部の企業にとっては、コストを課すだけで組込みの便益がないという懸念を表明した⁵³⁰。

⁵²⁸ 2011年5月のスタッフペーパーに対する以下のコメントレター参照。FIRCA、PICPA、Praxair、SIFMA、Southern 及び Zions

⁵²⁹ 2011年5月のスタッフペーパーに対する Zions のコメントレター参照。

⁵³⁰ SEC IFRS Roundtable transcript 参照 (Rowland と Greene のコメント)。

VII. 人的資本の準備状況

当委員会は 2010 年声明において「IFRSの組込みには、投資者、作成者、監査人、規制機関、及び教育者を含む、財務報告プロセスに関与するすべての当事者の準備状況の検討が必要となる」と述べた⁵³¹。IFRSが米国の財務報告制度に成功裡に組み込まれるとした場合（当委員会がそうすると決定した場合）、米国会計基準及び米国会計基準に従って公表される財務諸表を作成する、使用する、又は関心がある個人は、会計基準に対して行われる潜在的な変更、及びこれらの基準が設定され、変更され、及び解釈されるプロセスの変更との両方に対して、準備し、理解する必要がある⁵³²。したがって、変更を実行するのに十分となる人的資本のレベルを構築するのに必要な詳細計画を策定し実行するための、十分な時間を提供する移行戦略を考案することが、IFRSの組込みの重要な部分となるであろう。

したがって、ワークプランは次の 2 つの領域を評価することをスタッフに求めた。

- 教育及びトレーニング
- 監査人のキャパシティ⁵³³

A. 所見の要約

IFRS への移行の準備状況のレベルは大きなばらつきがある。すなわち、一部の企業の人員はすでに IFRS を熟知しており、移行のために十分に準備するためにほとんど補足を必要としないが、一方で、他の企業の人員は現在 IFRS の要求事項や動向についての知識がほとんどないか又は全くなく、米国会計基準に集中しているのみである。発行企業が移行するのに必要とされる時間及び労力の量は、IFRS が米国の財務報告制度に組み込まれる方法に大きな影響を受けることになる。さらに、IFRS と米国会計基準が主要共同プロジェクトの完了を通じてもっと緊密に揃えられる範囲は、この評価に直接影響を与えることになる。

大まかに言うと、発行企業は、現在の人員をトレーニングするか又は外部の専門家を雇うこと（新しい従業員又はコンサルタントとして）により、IFRS を組み込むために必要な人的資本の源泉を得ることができる。どちらのアプローチにも欠陥がないわけではないが、現在の人員をトレーニングするには時間と資金の両方についての相当の投資と、これらの資源を彼らが企業のために行っていたであろう業務から移転するという機会費用も必要となる。外部からの人的資本の追加は、必要とされる IFRS の専門知識の構築をもっと迅速に行えるかもしれないが、こうした個人への需要が利用可能な有能さを超える範囲においては、適格な候補者のプールは限定的であり、ますますコストは高くなる。

⁵³¹ 2010 年声明

⁵³² 利用者（すなわち、投資者）の準備状況は、サブセクション IV.D.においてさらに議論されている。

⁵³³ ワークプラン参照。

IFRS を組み込むための人的資源に関する需要は、IFRS への移行の方法及び移行期間の長さに影響を受けるであろう。例えば、短い移行期間での組込みによる「ビッグバン」アプローチでは、人的資本に大きな負担を課すことがあり得る。内部の専門性を育成するための時間がほとんどない場合や、多く企業が同じプールにある適格な外部の候補者を求めて競っている場合である。スタッフは、これらの圧力を軽減できるかもしれないという意図をもって、組込みに対する他のアプローチをある程度検討した。もっと長い移行期間の「ビッグバン」アプローチは、何らかの軽減措置を提供できる可能性があるが、一定期日までに全面組込みに対処するという厳格さにより、依然として追加的なコストを関係者に課すことになる。一方、一定の期間にわたって米国会計基準の変更を段階化するエンドースメントの方法では、各個人はもっと従来の方法で彼らのスキルを養うことができ、進行中の基準設定への対応として米国会計基準の知識を更新するために現在使用している既存の種類のトレーニングや資源を利用することができる。IFRS の組込みを十分な期間に広げることで、変更の程度は FASB の基準設定の現在のペースに従って各個人が経験しているものとは大きく異ならないはずである。

B. 教育及びトレーニング

ワークプランの実行にあたり、スタッフは、IFRS における教育及びトレーニングについて次のとおり検討した。

- IFRS の専門知識についての現在のレベル、及び関係者の中での IFRS の教育の程度及びトレーニングのニーズを評価した
- 関係者の中での将来のトレーニングの計画を実行するための範囲、詳細計画、予想される期間を検討した⁵³⁴

スタッフは、発行企業、監査人、及び規制機関を含め、さまざまな関係者に対して的を絞ったアウトリーチを行った。IFRS についての現在の理解度及び彼らの組織の IFRS トレーニングの取組みについての現在のレベルを評価するためであった。さらに、スタッフは、会計基準の変更を識別し組み込むために関係者が適用している既存のプロセス、及び、当委員会が IFRS を組み込むことを決定するとした場合にこうしたプロセスを使用することができるのかを検討した。

スタッフは、IFRS の準備状況は大きく異なることに留意した。少数の関係者は、IFRS について広範で詳細な理解を有している。しかし、スタッフが意見を聞いた大多数の関係者は、彼らは IFRS について限定的又は基本的な理解しかないと述べた。スタッフは、現在の IFRS トレーニング量に広い差があり、IFRS についての関係者の理解の不統一の原因となっていることに留意した。

⁵³⁴ ワークプラン参照。

IFRS についての広範な理解があると述べた関係者は、一般的に、次のいずれかの専門的会計グループと関係している。(1) 国際的会計事務所の米国の実務、(2) IFRS をすでに組み込んだか又は組込みの過程にある法域において報告する外国企業を有する大規模多国籍企業、のいずれかである。大規模な国際的会計事務所は一般的に内部の IFRS トレーニング・プログラムを有しており、すでにトレーニング資源が整備されている。同じように、IFRS の報告要求がある大規模な多国籍企業も IFRS トレーニング・プログラムが整備されているか又は IFRS 準備及びアドプションプロセスを通じたさまざまな段階で彼らの人材に対して IFRS トレーニングを提供してきた。

総じて、スタッフが意見を聞いた大半の関係者（多くの小規模会計事務所及び規制機関を含む）は、彼らの内部での IFRS トレーニング又は経験は限定的であると述べた。これらの関係者はさらに、彼らが IFRS の理解を開始するか又はさらに育成するための資源を投入する以前に当委員会の IFRS の組込みに関する決定を待っていると述べた。当委員会の決定よりも前に、小規模会計事務所の多くが IFRS の知識の基礎を開発中であるか又はすでに開発してきたのは、顧客サービスの必要性からのみであると述べた（例えば、IFRS を組み込んでいる法域において報告する外国親会社の子会社の監査を支援するため）。

内部のトレーニング資源がない場合には、関係者は、第三者のトレーニング資源が現在利用可能であり内部の IFRS トレーニングを補足又はその代替を提供することができるだろうと識別した。IFRS トレーニング又はトレーニング資源を現在提供している第三者に含まれるのは、例えば、専門的会計組織、営利のトレーニング企業、及び大規模会計事務所である。現在利用可能なトレーニング資源には、例えば、オンラインのトレーニング・モジュール、カンファレンス、及び IFRS マニュアルなどがあり、作成者、投資者、規制機関、学識者、及びその他をターゲットにしている。

予想どおり、作成者へのスタッフのアウトリーチでは、企業は彼らの財務報告に影響を与える会計基準の変更を識別するための、また、変更される基準を適用するのに必要な調整を行うためのプロセスを整備していることを確認した。スタッフが意見を聞いた大多数の作成者にとって、彼らの現在のプロセスは、IFRS の「ビッグバン」アドプションに対応するには十分に堅牢ではないであろう。したがって、多くの作成者は、アドプションを促進するために外部又は追加的な内部リソースを利用する必要があるだろう。しかし、財務報告プロセスの包括的な変更ができるようにするのに十分なもっと長い期間にわたる移行又はコンバージェンスあるいはエンドースメント戦略を通じた IFRS の組込みなどの他のもっと慎重な移行方法では、IFRS を組み込むために既存のプロセスが外部の資源によって補足される必要がある範囲を少なくすることができるだろう。作成者は、エンドースメントの仕組みを通じて IFRS を組み込むためのプロセスは一般的に、会計処理の変更を管理するために現在使用されているプロセスにかなり似たものになるであろうと述べた。

C. 監査人のキャパシティ

ワークプランの実行にあたり、スタッフは、IFRSに関する監査人のキャパシティの制約を次のことにより分析した。

- 監査人のキャパシティの制約に関する懸念の分析（監査の品質、コスト、及び監査事務所の集中及び競争力への影響を含む）
- これらの懸念を緩和するために考えられるアプローチ、及びこれらのアプローチを実施するために必要な範囲、詳細計画、及び期間の見積りの判断⁵³⁵

IFRSの組込みが監査人のキャパシティに与え得る影響を判断するために、スタッフは、まず、影響を受けることになる監査人の母集団を検討した。公開企業の監査人は、もちろん、最も直接的に影響を受けることになる。2011年1月現在、約850の会計事務所がPCAOBにより識別され、公開会社の財務諸表に関して意見表明を行う監査報告書を発行している⁵³⁶。しかし、これらの850の事務所のすべてが、同じように影響を受けるわけではない。例えば、この事務所の数には、IFRSがすでに組み込まれている又は使用が認められる法域に所在する外国事務所も一部含まれている。これらの外国事務所は、すでにIFRSに習熟している可能性が高い。

移行が監査人のキャパシティに与える含意を評価するために、スタッフは、多くの会計事務所に質問を行い、発行企業及びさまざまな他の関係者の見解を求め、外国の規制機関からのフィードバック、コメントレーター、監査専門職に関する財務省諮問委員会の最終報告書に含まれていた提言を検討した⁵³⁷。

一部の会計事務所によると、IFRS組込み後の監査サービスについて予想される供給力は、それぞれ個々の事務所が既存の監査インフラにIFRSを組み込んでいる程度により異なるであろう。具体的には、準備状況とは、次のものの産物である。事務所のこれまでのIFRSの経験、IFRSに関して事務所が作成し従業員に提供したトレーニングの範囲及び方法、及び事務所の品質管理システムがIFRSに従って作成される財務諸表の監査を考慮するためにすでに設計されている範囲（人員採用、監査のスタッフ配置、専門性の向上を含む）である。一般的に、大手の国際的な会計事務所はすでにこうした品質管理のインフラを整備している。これらのインフラは十分に適切で（一部の増強やトレーニングで）どのような形態のIFRS組込みにも順応できる可能性がある。一方、中小規模の会計事務所では、広範

535 ワークプラン参照。

536 この文脈において使用されている「公開企業」という用語は、取引所法のセクション12の下で証券を登録している、取引所法のセクション15(d)の下で報告書をファイルすることが求められている、又は、取引所法の下で登録書類をファイルしている或いはファイルした発行者（当該登録書類はまだ発効していない、又は取り下げしていない）に言及している。PCAOB, Inspected Firms (<http://pcaobus.org/Inspections/Pages/InspectedFirms.aspx> で入手可能)を参照。

537 U.S. Department of the Treasury, Advisory Committee on the Auditing Profession, Final Report (Oct. 6, 2008)参照(会計カリキュラムにおいてIFRSを議論している)。また、サブセクションII.D. and V.F.も参照。

な IFRS インフラが整備されていないか、あまり整備されていないように見える。これらのインフラは、IFRS に移行する発行企業への支援を提供する、又は、IFRS に従って作成される財務諸表の監査を行うのには（現在存在しているほどには）十分でない可能性がある。

具体的には、次のとおりである。

- 大規模事務所。最大手の国際的会計事務所の IFRS インフラには全般的に、IFRS に従って作成された財務諸表の監査における品質を維持するのに重要と考えられる一定の重要な構成要素が含まれている。

第一に、これらの事務所は、既存の組織内での IFRS の知識及び専門性、並びに、彼らのグローバル・ネットワークを通じて追加的な IFRS 資源を有している。しかし、最大手の会計事務所であっても、米国の発行企業についての IFRS の組込みに適切に対応するためには、既存の資源を再分配又は補足しなければならないであろう。事務所が現在の資源、トレーニング、及びプロセスを補足する必要がある範囲は、IFRS の組込みの方法によって大きく左右されるであろう。

第二に、これらの事務所は一般的に、広範なグローバル IFRS 会計マニュアル、米国会計基準と IFRS との比較ガイド及び差異を識別するためのツール、正式な IFRS トレーニング、並びに IFRS の内部コンサルテーション手続を有している。これらの既存のインフラは、基準への準拠、並びに、顧客間及び地域間での首尾一貫した基準の適用を含め、実施される作業の品質を支援するのに役立つであろう。しかし、これらのグローバル企業のネットワーク構造は、米国外の個々のメンバー・ファームの資源が米国での移行を支援するために活用できる範囲を制限するものとなっている。

- 中小規模事務所。中小規模会計事務所は一般的に、最大手の会計事務所が有しているような広範な IFRS インフラを開発してきていない。多くの小規模事務所は、「ナショナル・オフィス」のキャパシティにおいて相談することのできる専門の社内 IFRS 専門家を支援するための資源を有していない。さらに、小規模事務所は一般的に、内部の IFRS ガイダンスを作成しておらず、多くは、当委員会が米国の財務報告制度への IFRS の組込みに関する決定を行うまで、こうしたガイダンスを作成又は取得する計画がない。現在、中小規模事務所は一般的に、提携事務所の国際的なネットワーク又は外部資源（最大手の会計事務所、専門職協会、及び専門的会計ガイダンスの他の提供者などによって一般に利用可能とされている資源）のいずれかを通じて、IFRS ガイダンスへのアクセスを有している。

一部の関係者は、監査人のキャパシティ並びに、米国の IFRS への移行という事象において適格な監査人を利用できるのかやコストへの影響に関して懸念を提起し、影響は移行の方法及び時期によって影響を受けるであろうと指摘した。例えば、SEC の IFRS 円卓会議に参加したある作成者は、IFRS の移行に関連するコストに関して懸念を提起した。具体的に

は、何らかの変更を行うためにコンサルタントを雇う必要性に関連したものであった⁵³⁸。この作成者は、移行の取組みを支援するコンサルタントを雇う必要があると予想しており、適格なコンサルタントの供給力や、そうした供給力がコンサルタントのコストに与える可能性がある影響に関して懸念を持っている。多くのケースにおいて、「適格なコンサルタント」は、監査事務所に雇われているか、又は、独立している場合には、監査事務所が移行プロセスを通じて監査事務所の顧客の需要に対処するのを支援するために彼らを求める可能性がある。監査事務所から用意される資源の限定的なプールが、作成者の移行に対処するのを助けるために、監査の役割からコンサルティング機能へと移行される範囲においては、監査資源は悪影響を受けるかもしれない。IFRS移行の間に、反対のシナリオが展開する可能性もある。すなわち、監査人が利用可能な資源を消費する範囲において、作成者は、自らの移行のために適格な支援を維持する際に、選択肢が少なくなり、また、費用が増えるであろう。コメント提出者は、このトピックに関して定量的なデータを提供はしなかったが、(他の大規模な移行での彼らの経験に基づいた) 事例によると、コメント提出者は、不足は相当なものになる可能性があると考えていた。より長期的で段階的に導入される移行では、監査人が必要な調整を行い、また、その業務において社内の資源を活用できる機会が増える可能性があり、監査サービスの供給力を一般的に促進するようと思われる。

最後に、スタッフは、監査事務所の集中及び競争力に関連した懸念を検討した。一部のコメント提出者は、IFRSへの移行は、公開企業の監査を最大手の国際的会計事務所の間さらに集中させ、競争力を制約することになると考えている。例えば、NASBAは次のようにコメントした。

[一部の]事務所は、彼らは2つの基準[米国会計基準とIFRS]の能力を維持することができないと判断し、非公開企業に対する基準を使用する顧客のみにサービスを提供することを選ぶことになるだろう。これにより、IFRSの専門知識をもつ残りの事務所に監査及び他の会計サービスがさらに集中することになる⁵³⁹。

監査人の競争による影響についての分析は、スタッフの直接の専門知識の領域の範囲外であるが、移行の方法はここでも影響を及ぼすようと思われる。米国会計基準とIFRSを一致させる(それにより、米国において一組の会計基準を維持する)より段階的な移行期間は、監査人に、継続的な専門教育及び他の教育の機会を通じて、IFRSの組込みに関連する米国会計基準の変更に遅れないようにする機会を提供し、監査人は、二組ではなくて、一組の基準のセットに集中できるようになる。一方、それほど段階的ではない移行の場合には、一部の事務所は、IFRSを適用する企業を監査するのに必要な変更や投資を行うのではなくて、監査市場から退出することを選ぶ可能性がある。同時に、他の事務所は、IFRSの広範な適用によって作り出される事業の機会を歓迎し、拡大することを決定する可能性が

⁵³⁸ SEC IFRS Roundtable transcript 参照 (Rowland のコメント)。

⁵³⁹ 2008 年ロードマップに対する NASBA のコメントレター参照。

あり、最大手の国際的な会計事務所との競争を拡大することになる。

付録 A, 別紙 A-I

A	Commission Statement in Support of Convergence and Global Accounting Standards (Feb. 24, 2010) (「2010年声明」)
B	Work Plan for the Consideration of Incorporating International Financial Reporting Standards into the Financial Reporting System for U.S. Issuers (Feb. 24, 2010) (「ワークプラン」)
C	Work Plan for the Consideration of Incorporating International Financial Reporting Standards into the Financial Reporting System for U.S. Issuers—Progress Report (Oct. 29, 2010) (「2010年進捗状況報告」)
D	Work Plan for the Consideration of Incorporating International Financial Reporting Standards into the Financial Reporting System for U.S. Issuers—Exploring a Possible Method of Incorporation—a Securities and Exchange Commission Staff Paper (May 26, 2011) (「2011年5月のスタッフペーパー」)
E	2011 May Staff Paper—Summary of Comments (「2010年5月のスタッフペーパーへのコメントの要約」)
F	Work Plan for the Consideration of Incorporating International Financial Reporting Standards into the Financial Reporting System for U.S. Issuers—A Comparison of U.S. GAAP and IFRS—a Securities and Exchange Commission Staff Paper (Nov. 16, 2011) (「GAAP比較ペーパー」)
G	Work Plan for the Consideration of Incorporating International Financial Reporting Standards into the Financial Reporting System for U.S. Issuers—An Analysis of IFRS in Practice—a Securities and Exchange Commission Staff Paper (Nov. 16, 2011) (「IFRS適用ペーパー」)
H	IFRS Foundation Monitoring Board, Final Report on the Review of the IFRS Foundation’s Governance (Feb. 9, 2012) (「MB ガバナンス・レビュー」)
I	IFRS Foundation, Report of the Trustees’ Strategy Review 2011: IFRSs as the Global Standards: Setting a Strategy for the Foundation’s Second Decade (「戦略レビュー最終報告書」)